

荒川区地球温暖化対策実行計画
(素案)

令和 3 年●月

荒 川 区

はじめに

荒川区地球温暖化対策実行計画 目次

第1章 新たな計画の策定に当たって

1. 計画の背景	2
2. 計画の目的	6
3. 計画の期間	7
4. 計画の対象	8

第2章 地球温暖化の状況

1. 世界の気候の状況と将来予測	10
2. 国内及び東京 23 区の気候状況と将来予測	12

第3章 荒川区の概況と温室効果ガス排出量等の状況

1. 地域の概況	18
2. 荒川区におけるエネルギー消費量の状況	22
3. 荒川区における温室効果ガス排出量の状況	27
4. 低炭素地域づくり推進に関する区民・事業者アンケート調査結果	31

第4章 地球温暖化防止に向けての評価と課題

1. 前計画の取組状況	36
2. 前計画における削減目標の達成状況と評価	38
3. 「脱炭素社会」へ転換していく上での課題	40

第5章 削減目標及び達成方針

1. 削減目標の設定	44
2. 削減目標の達成方針	48

第6章 目標達成のための基本施策と重点プロジェクト

1. 計画の施策体系	52
2. 目標達成のための基本施策と重点プロジェクト	54

第7章 気候変動による影響への適応策

1. 影響の分野と適応策	84
2. 荒川区における適応策の抽出	85
3. 適応策の体系	89
4. 適応の基本施策	90

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	94
2. 計画の進行管理	96
3. 環境区民による計画推進	97

第1章 新たな計画の策定に当たって

第1章 新たな計画の策定に当たって

1. 計画の背景

(1) 計画策定の背景

地方公共団体は、それぞれの区域の条件や状況に応じて適切な地球温暖化対策を進めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定に努めることが定められています。

荒川区では、2010（平成 22）年に、同法律に基づいた「荒川区低炭素地域づくり計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「低炭素社会」に向けた取組を進めてきました。また、2016（平成 28）年には、計画の中間改定を行い、取組をさらに加速させてきました。その結果、区民や事業者の節電意識の高まりなどもあり、2017（平成 29）年度には、2000（平成 12）年度比で、エネルギー消費量を 27.6%、二酸化炭素（以下「CO₂」という）排出量を 5.0%削減することができました。

一方、社会的な動向をみると、2015（平成 27）年に、地球温暖化対策の国際枠組である「パリ協定」が採択されるなど、世界レベルで「低炭素社会」から「脱炭素社会」へ転換していくための取組が始まっています。また、我が国でも 2020（令和 2）年 10 月に、2050 年までに「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されました。

荒川区においても、これまでの「低炭素社会」に向けた取組をさらに強化し、「脱炭素社会」へ転換していく方向性を具体的に示すため、「荒川区地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 「脱炭素社会」へ転換する必要性

地球温暖化によって私たちは、かつて経験したことのないような気候の変化に直面しています。例えば、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、日本近海の海水温の上昇により急速に発達したことなどが指摘されています。このように、大型の台風や極端な高温などの異常気象が各地で発生することにより、私たち人間の生命や財産に甚大な被害をもたらすとともに、生物を絶滅の危険にさらしています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2018（平成 30）年に公表した「1.5℃ 特別報告書」では、世界の平均気温は、2030 年から 2052 年までの間に産業革命前より 1.5℃高くなる可能性が高く、1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後に世界の CO₂ 排出量を正味ゼロにする必要があると指摘しています。

私たちは、日常生活を改めて見直してエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、エネルギー供給を再生可能エネルギー由来のものへ切り替えるなど、区民・事業者・区（行政）が一丸となって「脱炭素社会」を目指していく必要があります。

(3) 地球温暖化に対する「緩和」と「適応」

前述のとおり、世界の平均気温は、2030 年から 2052 年までの間に産業革命前より 1.5℃高くなる可能性が高いと指摘されています。

そのため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」にこれまで以上に取り組んでいく

ことはもちろんですが、併せて地球温暖化に伴う気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組んでいくことが重要です。これを踏まえ、国は2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進するために担うべき役割を明確化しました。

近年顕著になりつつある地球温暖化のリスクは、国や地域によって様々で、あらゆる場所で有効となる「適応」の方策というものはないことから、その地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラの整備などの適応策を講じていく必要があります。

荒川区は住民に最も身近な基礎自治体として、この重要性を深く認識し、本計画では、適応策に関する新たな章を設けました。

●2つの地球温暖化対策：「緩和」と「適応」

緩和とは？ 適応とは？



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

参考 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015（平成27）年9月の国連総会で合意された2030年までの国際目標です。世界が抱える様々な問題を解決し、持続可能な社会を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されています。

この中には、「目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標13 気候変動に具体的な対策を」など、温暖化対策・エネルギー政策に関する目標も含まれています。

このように、本計画で示す「緩和」と「適応」に取り組むことは、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。



出典：国連広報センターHP

(4) 地球温暖化対策に関する動向

2015（平成 27）年の COP21 において、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、各国が削減目標を提出し 5 年ごとに更新することなどが規定されました。

その後、IPCC が 2018（平成 30）年に公表した「1.5℃特別報告書」において、2050 年前後には世界の CO₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が始まりました。東京都でも 2019（令和元）年に「ゼロエミッション東京戦略」が策定され、『2050 年までに CO₂ 排出を実質ゼロ』にするためのロードマップが示されました。また、我が国でも 2020（令和 2）年に、2050 年までに「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されました。

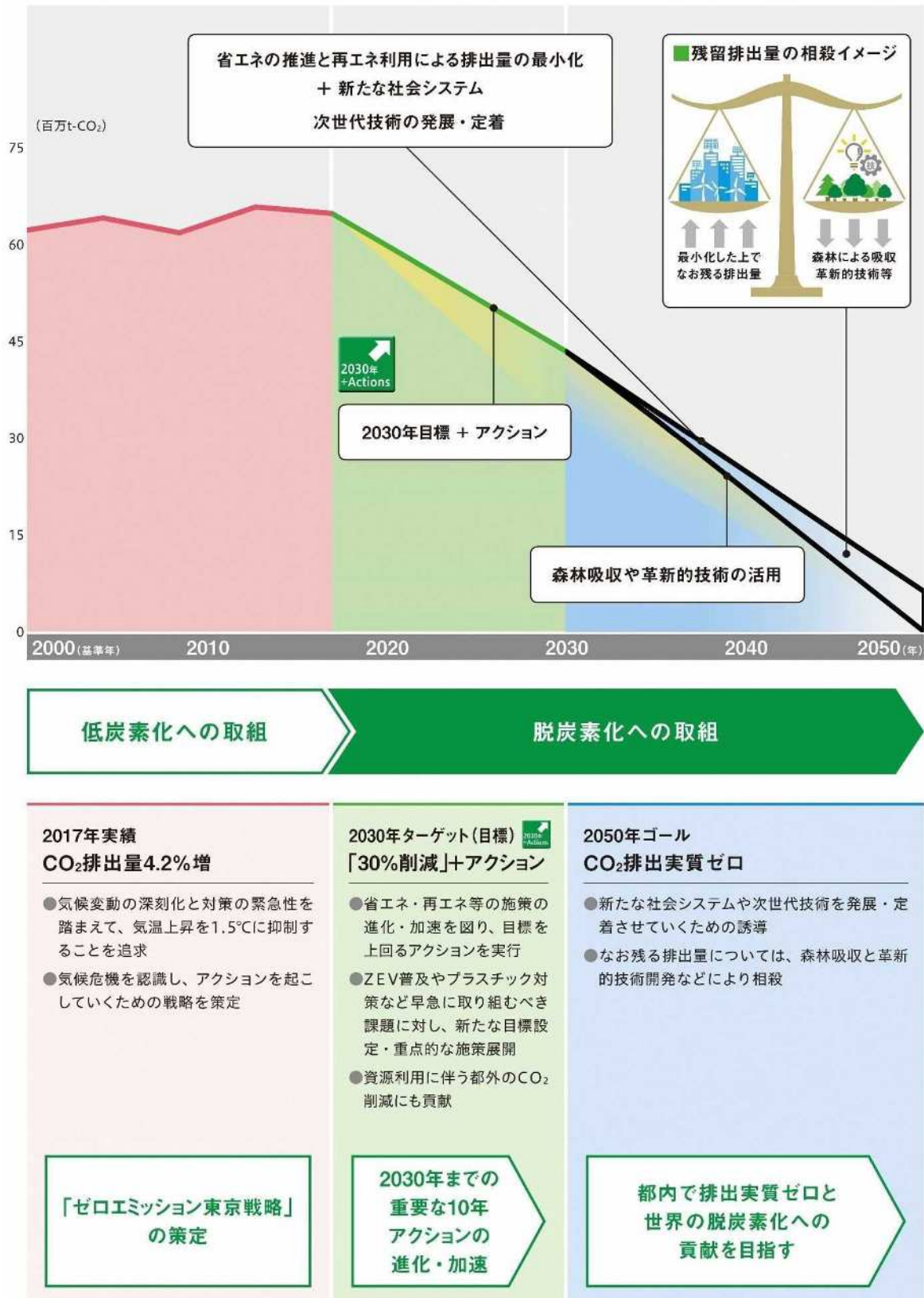
「適応」に関する動向では、2018（平成 30）年に「気候変動適応法」が制定され「気候変動適応計画」が閣議決定されました。東京都でも 2019（令和元）年に「東京都気候変動適応方針」が策定され、東京都の施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組むこと、区市町村と連携し、地域の取組を支援していくことなどが示されました。

荒川区においても、国や東京都と連動して「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」へ転換していくことが求められています。

●地球温暖化対策に関する社会的な動向

年	施策など	概 要
2015 年 （平成 27）	持続可能な開発目標（SDGs）	「目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標 13 気候変動に具体的な対策を」など、温暖化対策・エネルギー政策に関する目標が取り入れられた。
	パリ協定	産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、各国が削減目標を提出し 5 年ごとに更新することなどが規定された。
2016 年 （平成 28）	地球温暖化対策計画	『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』という国の目標に向けて対策が示された。
	東京都環境基本計画 2016	『2030 年までに 2000 年比で温室効果ガス排出量を 30%削減、エネルギー消費量を 38%削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度にする』という東京都の目標が設定され、目標の達成に向けた対策が示された。
	電力小売全面自由化	家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。
2018 年 （平成 30）	1.5℃ 特別報告書	平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の CO ₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることなどが示された。
	気候変動適応法	地球温暖化に伴う気候変動適応策についての議論が活発化し、「気候変動適応法」が制定され「気候変動適応計画」が閣議決定された。
2019 年 （令和元）	ゼロエミッション東京戦略	『2050 年までに CO ₂ 排出を実質ゼロ』にするための東京都のロードマップが示された。
	東京都気候変動適応方針	東京都の施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組むこと、区市町村と連携し、地域の取組を支援していくことなどが示された。
2020 年 （令和 2）	2050 年脱炭素化宣言	内閣総理大臣が所信表明演説で、『2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ』を目指すことを宣言した。

●「ゼロエミッション東京戦略」における2050年までのロードマップ



出典：ゼロエミッション東京戦略（東京都）

2. 計画の目的

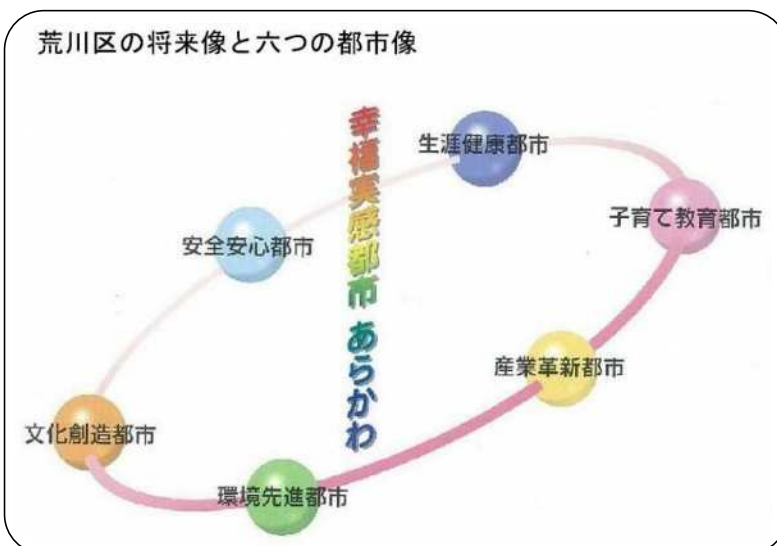
(1) 目指すべき将来像との関係

荒川区では、2007（平成 19）年に「荒川区基本構想」を策定しました。このなかで、おおむね 20 年後の区を目指すべき将来像を『幸福実感都市 あらかわ』と設定し、分野別に六つの都市像を示しました。

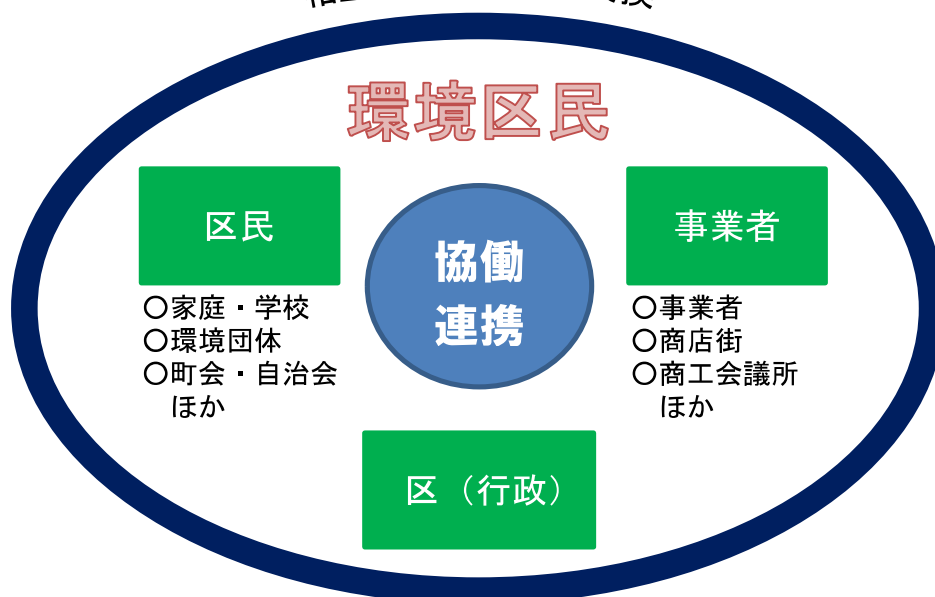
環境分野では、2008（平成 20）年に「荒川区環境基本計画」を策定し、2018（平成 30）年に改定しました。将来の環境先進都市像は、この改定後の計画において、『わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民のまち あらかわ』と設定しています。

環境先進都市の実現には、環境問題を自らの問題として考え、環境の保全に取り組んでいくことが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが「環境区民」として主体的に考え、協働・連携し、環境活動を実践することが重要です。

これは、本計画の対象としている地球温暖化対策においても同様であり、本計画では、荒川区で居住・活動し、あるいは関係を持つあらゆる主体が協働し、地球温暖化対策に取り組む仕組みを構築し、環境と経済が両立した持続可能な「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」へ転換していくための取組を示しています。



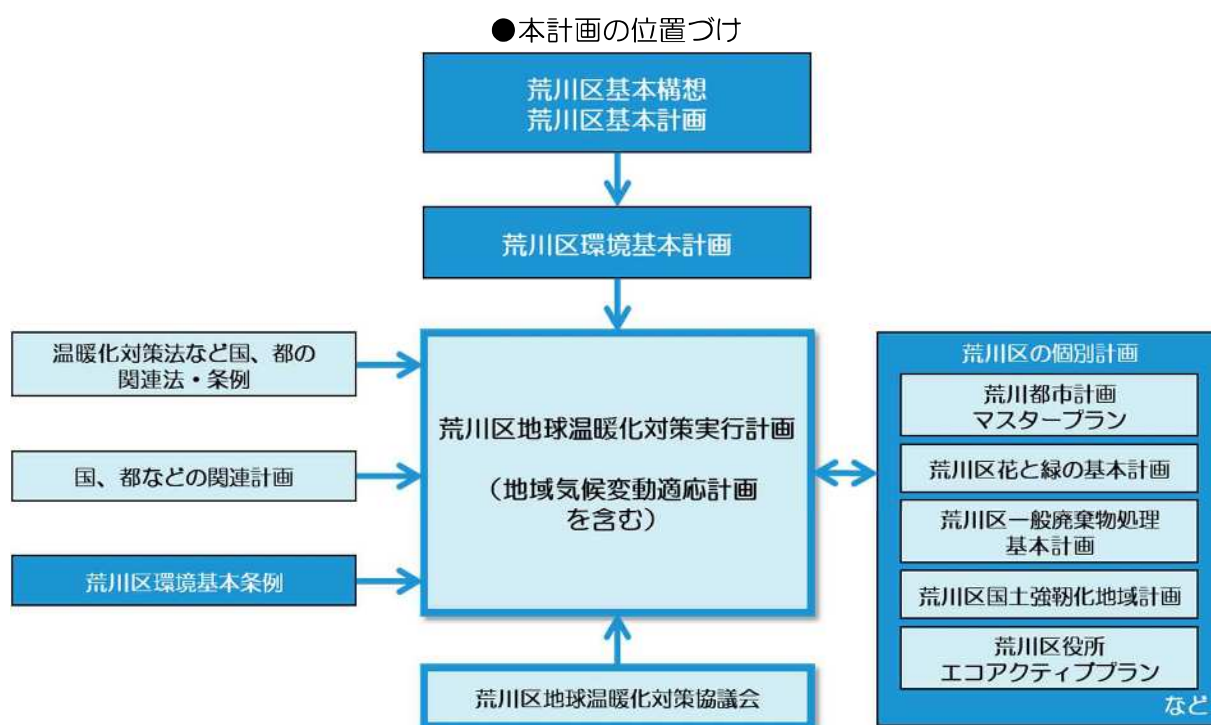
相互の協力・情報交換



(2) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」です。併せて「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

本計画は、区民・事業者・区（行政）が参加する「荒川区地球温暖化対策協議会」（2020（令和2）年8月に「荒川区低炭素地域づくり協議会」より改称）における検討を踏まえ、「荒川区環境基本計画」及び国や東京都の地球温暖化対策に関する計画や動向等との関連性に配慮するとともに、荒川区が策定する関連計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図っています。



3. 計画の期間

上位計画である「荒川区環境基本計画」の計画期間が2027（令和9）年度までであることを踏まえ、本計画は、2021（令和3）年度から2027（令和9）年度までの7年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画は、区民生活や事業活動における温室効果ガス排出量の削減（緩和策）、気象災害や熱中症の回避・軽減（適応策）など、荒川区における地球温暖化対策の全てを対象とします。

(2) 対象部門

本計画における温室効果ガス排出量の削減は、産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門の5部門を対象とします。

●計画の対象とする部門

部門	主な排出源
産業部門	建設業・製造業
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油などのエネルギー消費
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック、合成繊維などの焼却

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画における温室効果ガス排出量の削減は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、次の7種類のガスを対象とします。

●計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数※	用途・排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼など
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセスなど

※：二酸化炭素（CO₂）「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。
例えば地球温暖化係数が「25」のメタン（CH₄）では、メタン1トン分の温室効果ガスの強さが二酸化炭素（CO₂）25トン分に相当します。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP をもとに作成

第2章 地球温暖化の状況

第2章 地球温暖化の状況

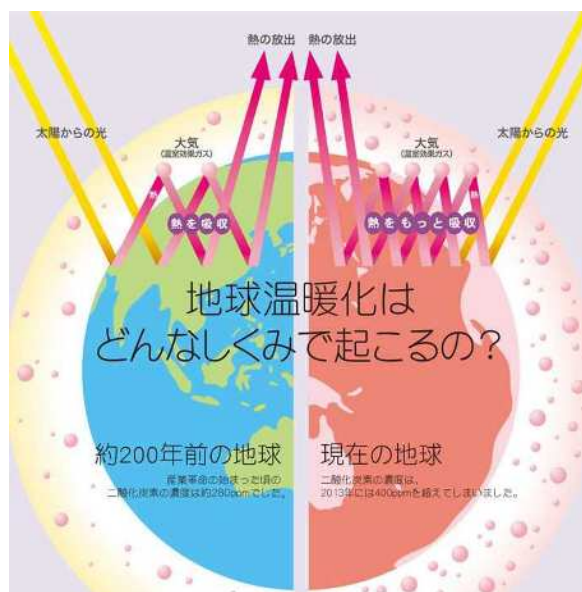
1. 世界の気候の状況と将来予測

(1) 温暖化が進む地球

産業革命以降の化石燃料の大量消費により、CO₂をはじめとした温室効果ガスの大気中濃度が急激に上昇しています。温室効果ガスには、太陽光により暖められた地表から宇宙に放出される熱を途中で吸収する効果があります。そのため、産業革命以降、大気中にとどまる熱が増加し、地球温暖化が進行しています。

温室効果ガスの約9割を占めるCO₂の大気中の濃度は、2018（平成30）年の時点で407.8ppmまで上昇し、産業革命以前の平均的な濃度（278ppm）と比べて47%増加しています。

●地球温暖化の仕組み



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

●化石燃料などからのCO₂排出量と大気中のCO₂濃度の変化

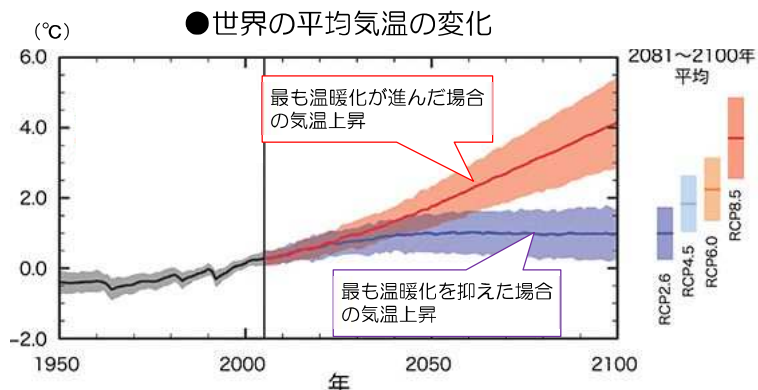


※：四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

出典：（一財）日本原子力文化財団 HP

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2014（平成26）年に公表した「第5次評価報告書」によると、世界の平均気温は、1880～2012年の期間に0.85℃上昇しています。

また、1986～2005年平均に対する21世紀末（2081～2100年の平均）時点の上昇は、最も温暖化を抑えた場合（RCP2.6）でも0.3～1.7℃、最も温暖化が進んだ場合（RCP8.5）は2.6～4.8℃の範囲に入る可能性が高いと予測されています。



資料：第5次評価報告書統合報告書政策決定者要約（気候変動に関する政府間パネル）に加筆

（2）近年における世界各地の異常気象（日本を除く）

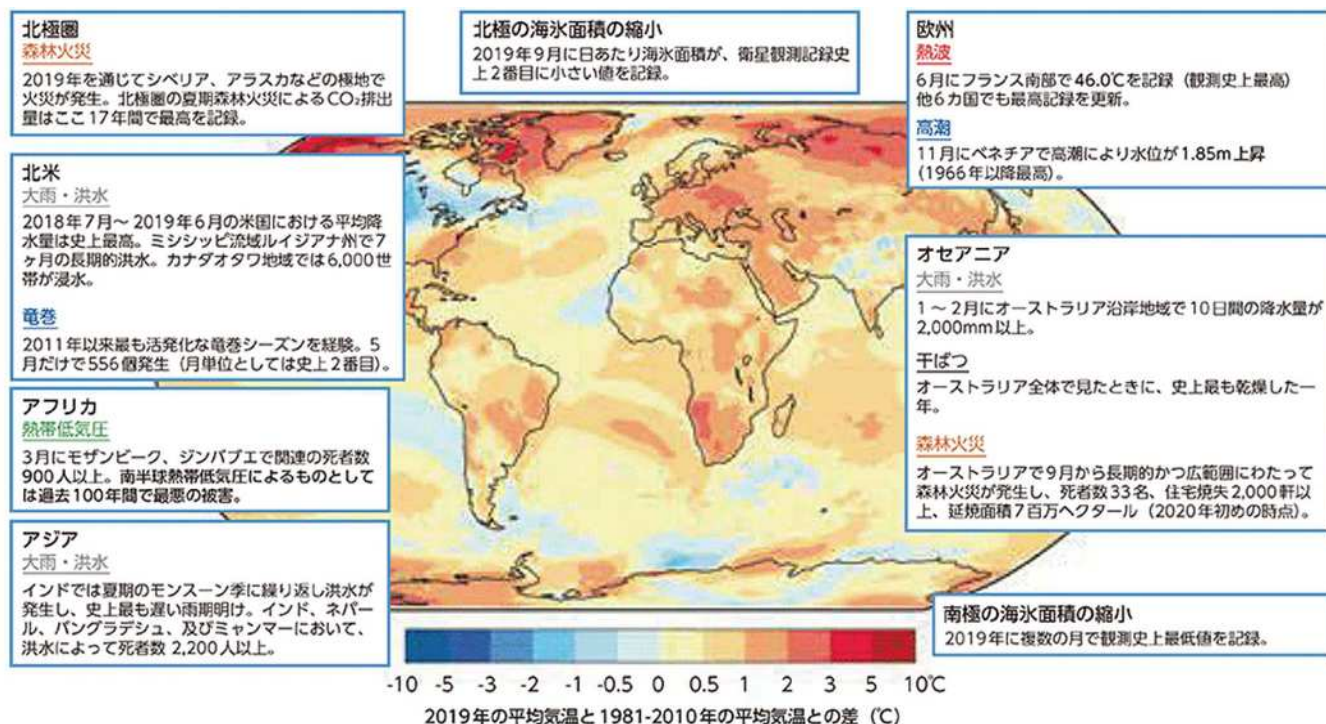
世界気象機関（WMO）によれば、2019（令和元）年の世界の平均気温は、2016（平成28）年に次いで高い年となりました。フランスでは6月下旬と7月下旬の二度にわたり熱波が襲い、フランス南部で観測史上最高となる46.0℃を記録しました。

また、3月に発生したサイクロンにより、東アフリカ南部で関連の死者数900人以上を記録しました。8月に発生したハリケーン「ドリアン」は、強い風と豪雨で米国のバージン諸島、プエルトリコ、バハマに大きな被害をもたらしました。

さらに、2020（令和2）年2月には地球温暖化の影響が懸念される南極で観測史上最高となる18.4℃を記録しました。

その他にも、世界中で様々な異常気象が報告されています。

●2019（令和元）年の世界各地の異常気象（日本を除く）



出典：令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

2. 国内及び東京 23 区の気候状況と将来予測

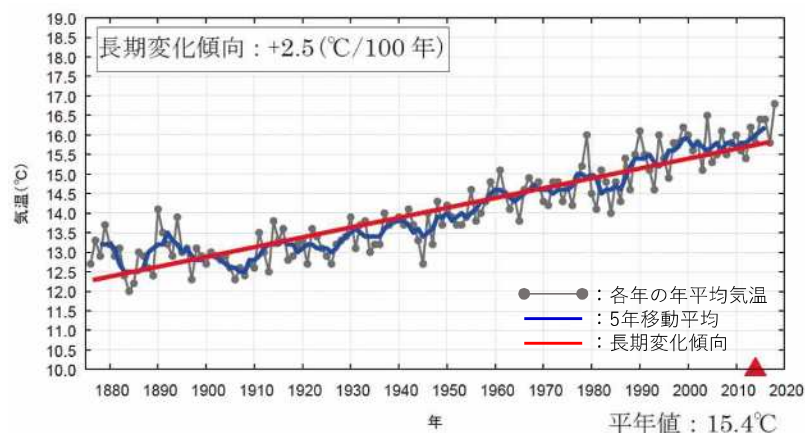
(1) 気温

国内の平均気温は、1898～2019 年の期間に 100 年あたり 1.3℃上昇しています。

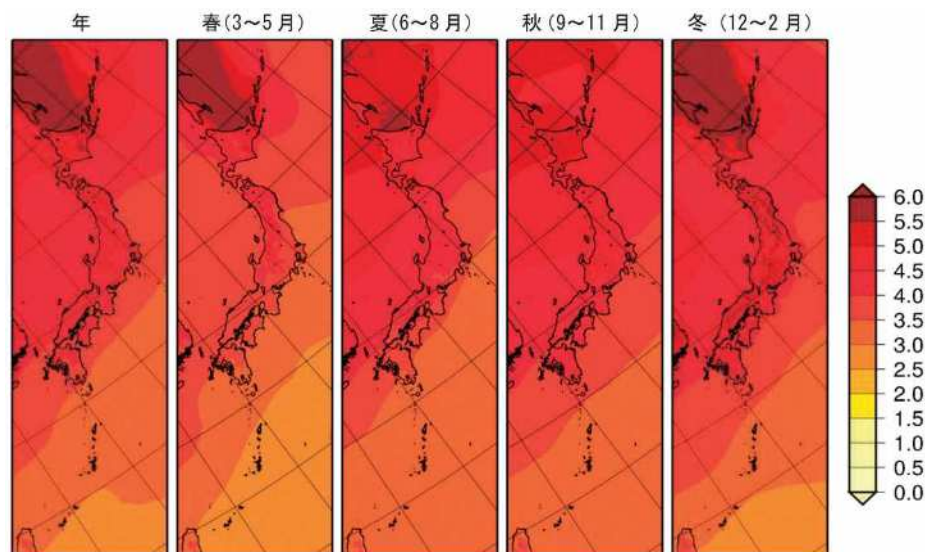
東京管区気象台では、ヒートアイランド現象の影響もあり、1876～2018 年の期間に 100 年あたり 2.5℃上昇しています。また、2018（平成 30）年には、最高気温 39.0℃を記録しました。これは、2004（平成 16）年の 39.5℃、1994（平成 6）年の 39.1℃に続く高い記録です。

気象庁が 2017（平成 29）年に公表した「地球温暖化予測情報第 9 巻」によると、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5）において、東京の平均気温は、21 世紀末に 4.3℃上昇すると予測されています。（現在の鹿児島県屋久島辺りの気温に相当）

●東京管区気象台（千代田区）の年平均気温の経年変化



●現在気候に対する 21 世紀末時点の平均気温の上昇量（RCP8.5）（単位：℃）



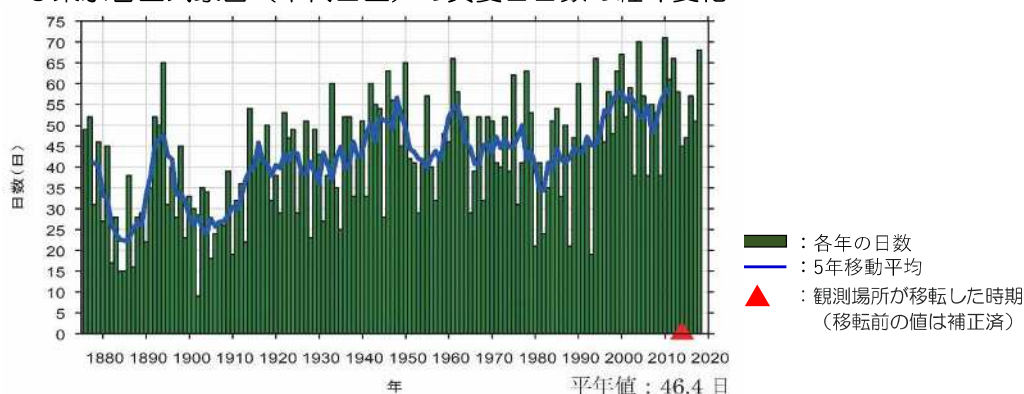
出典：地球温暖化予測情報第 9 巻（環境省）

(2) 真夏日・熱帯夜など

東京管区気象台では、1876～2018年の平均で、真夏日は46.4日、熱帯夜は11.3日となっており、いずれも増加傾向にあります。

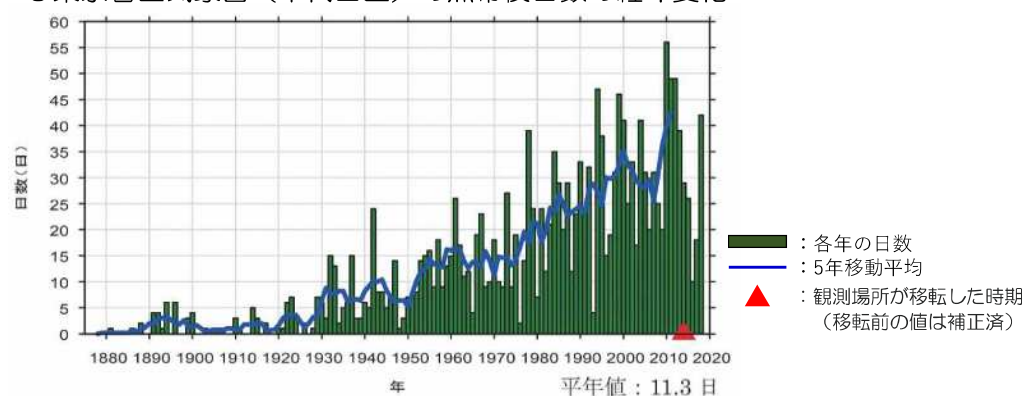
気象庁が2017（平成29）年に公表した「地球温暖化予測情報第9巻」によると、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5）において、21世紀末には、東京の猛暑日は年に約40日、真夏日、夏日、熱帯夜はいずれも年に約70日増加すると予測されています。

●東京管区気象台（千代田区）の真夏日日数の経年変化



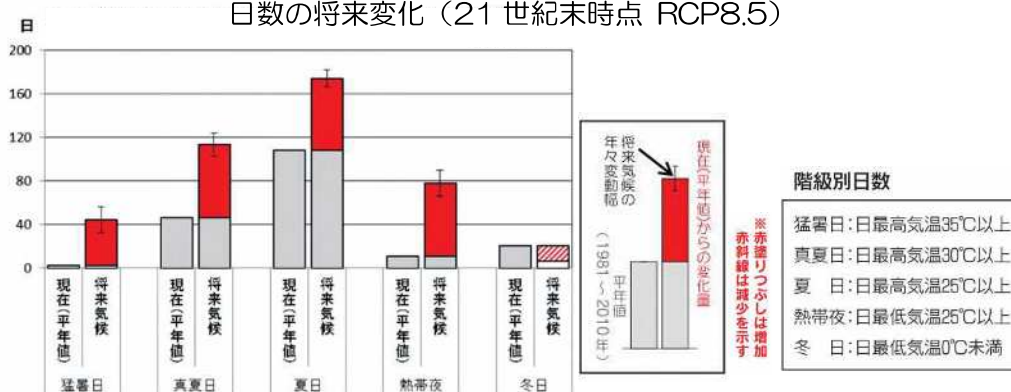
出典：気候変化レポート2018—関東甲信・北陸・東海地方—（東京管区気象台）

●東京管区気象台（千代田区）の熱帯夜日数の経年変化



出典：気候変化レポート2018—関東甲信・北陸・東海地方—（東京管区気象台）

●東京管区気象台（千代田区）における真夏日・熱帯夜などの日数の将来変化（21世紀末時点 RCP8.5）



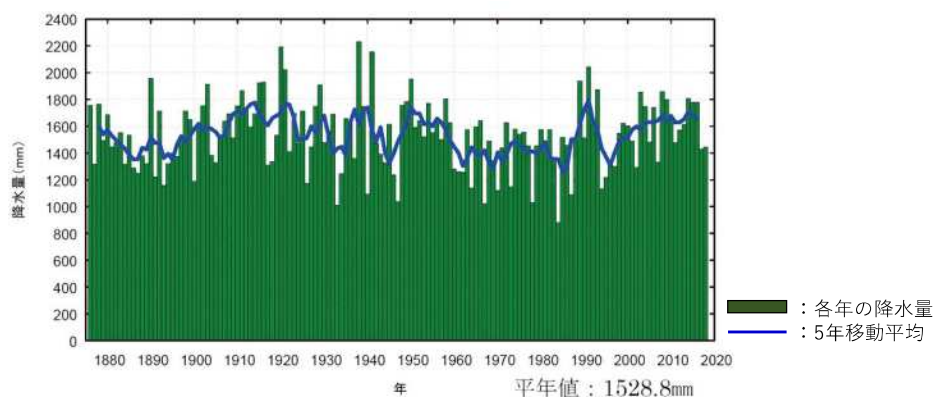
出典：東京都の21世紀末の気候（東京管区気象台）

(3) 降水量

東京管区気象台では、1876～2018 年の期間に年降水量の明確な増減の傾向は見られません。

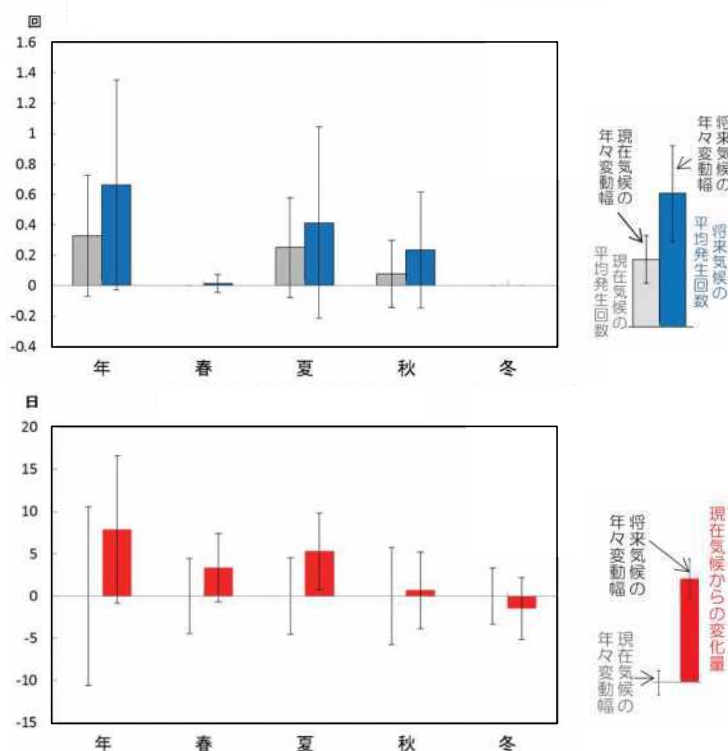
しかし、気象庁が 2017（平成 29）年に公表した「地球温暖化予測情報第9巻」によると、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5）において、21 世紀末には、東京で1時間降水量 50mm 以上の「滝のように降る雨」の発生回数が2倍以上となる一方、日降水量 1mm 未満の無降水日も増加すると予測されています。

●東京管区気象台（千代田区）の年降水量の経年変化



出典：気候変化レポート 2018—関東甲信・北陸・東海地方—（東京管区気象台）

●東京都の滝のように降る雨の回数（上）と無降水日（下）の将来変化（21 世紀末時点 RCP8.5）



※滝のように降る雨：1 時間降水量 59mm 以上

※無降水日：日降水量 1mm 未満

出典：東京都の 21 世紀末の気候（東京管区気象台）

(4) 国内の異常気象

近年、国内で様々な異常気象が報告されています。

個々の異常気象と地球温暖化との関係を明らかにすることは簡単ではありませんが、地球温暖化の進行に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まると予想されています。

●国内の異常気象（2016（平成28）年以降）

年	発生月	概況
2016年 (平成28)	4～6、 10、12月	- 九州南部から中国南東部では、4～6月、10月、12月に異常高温となった。 - 沖縄県の石垣島では4～6月の3か月平均気温が27.4℃(平年差+1.8℃)、那覇では10月の月平均気温が27.7℃(平年差+2.5℃)、石垣島では12月の月平均気温が22.0℃(平年差+1.9℃)となった。 - 石垣島では、5月、6月、10月の月平均気温の高い方から1位の値を更新し、沖縄地方の5月、10月、12月の月平均気温は、それぞれの月として統計を開始した1946年以降で最も高かった。
2017年 (平成29)	8～10月	- 沖縄・奄美から中国南東部では、8月から10月にかけて異常高温となった。 - 沖縄県的那覇では8月の月平均気温が30.4℃(平年差+1.7℃)、宮古島では8～10月の3か月平均気温が28.5℃(平年差+1.4℃)となった。 - 沖縄・奄美の8月、9月の月平均気温は、1946年の統計開始以降で、共に最も高かった。(8月は1位、9月は1位タイ)
2018年 (平成30)	3～8月	- 北日本から中国北西部では、3～8月に異常高温となった。 - 宮城県の仙台では3～5月の3か月平均気温が12.3℃(平年差+2.2℃)、愛知県の名古屋では7月の月平均気温が29.3℃(平年差+2.9℃)となった。 - 東日本及び西日本の夏(6～8月)の3か月平均気温は、それぞれ夏としては1946年以降で1番目、2番目に高かった。 7月23日には埼玉県の熊谷で日中の最高気温が41.1℃となり、日本国内の歴代全国1位を更新した。 - 全国で、熱中症により6～9月に合計で1,518人が死亡した。(平成31年2月時点、厚生労働省)
	6～7月	6月28日から7月8日にかけて、活発な梅雨前線や台風第7号の影響で、西日本を中心に全国的に記録的な大雨(平成30年7月豪雨)となり、224人が死亡した。(平成30年10月9日時点、内閣府) - 高知県安芸郡馬路村の魚梁瀬では6月28日から7月8日までの総降水量が1852.5mm(7月の月降水量平年値591.5mm)、岐阜県郡上市のひるがのでは6月28日から7月8日までの総降水量が1214.5mm(7月の月降水量平年値481.0mm)となった。
2019年 (令和元)	1、3、5、 9～10月	- 東アジア北東部及びその周辺では、1、3、5、9～10月に異常高温となった。 - 高知県の高知では10月の月平均気温21.9℃(平年差+2.6℃)となった。 - 沖縄・奄美の冬(2018年12月～2019年2月)の3か月平均気温は、冬としては1947年以降で最も高く、東日本、西日本の秋(9～11月)の3か月平均気温は、秋としては1946年以降で最も高かった。
	9～10月	9月の台風第15号と10月の台風第19号等により、北日本太平洋側から東日本太平洋側を中心として、河川の氾濫・決壊等の大きな被害が生じた。 - 農林水産関係ではそれぞれ814.8億円、3,180.8億円にのぼる被害が発生した。(令和元年12月5日及び12日時点、内閣府)

資料：気候変動監視レポート2016～2019（気象庁）をもとに作成

① 2018（平成 30）年における猛暑

2018（平成 30）年の夏、東・西日本は記録的な高温となり、夏の平均気温は、平年に比べて東日本で 1.7℃高く、気象庁における統計開始以降で最も高くなりました。特に梅雨が明けた 7 月中旬から下旬にかけて全国的に気温が高くなり、埼玉県熊谷市で日中の最高気温が歴代全国 1 位となる 41.1℃を記録するなど、各地で 40℃を超える気温が記録されました。

この猛暑の影響により、5 月から 9 月までの熱中症による救急搬送者数の累計は全国で 95,137 人と統計開始以降最多となり、都内でも 7,843 人になりました。また、死亡者数は全国で 1,581 人と過去 2 番目の多さになりました。

7 月中旬以降の記録的な高温は、太平洋高気圧と上層のチベット高気圧がともに日本付近に張り出し続けたことが要因ですが、地球温暖化を反映した気温の長期的な上昇傾向も記録的な高温に影響したとされています。

② 令和元年東日本台風（台風第 19 号）

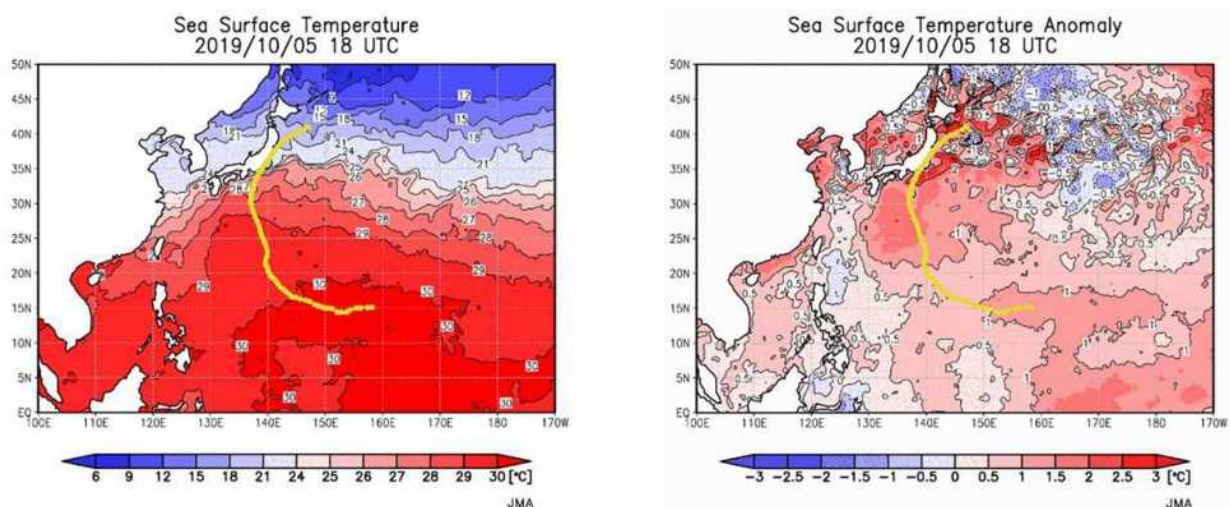
令和元年東日本台風は、2019（令和元）年 10 月 12 日に大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸しました。

東日本を中心に 17 地点で降水量が 500mm を超え、1 都 12 県に大雨特別警報が発表されるなど、広い範囲で記録的な大雨をもたらしました。また、東京都江戸川臨海で観測史上最大となる最大瞬間風速 43.8m/秒を記録するなど、暴風ももたらしました。

さらに、長野県長野市などを流れる千曲川をはじめ東日本を中心に約 140 か所の堤防が決壊するなど、各地で甚大な被害が発生しました。また、荒川区に面する隅田川でも、上流の荒川との分水点になる岩淵水門を閉鎖していなければ、氾濫する恐れがあったとされています。

この台風の経路上の海面水温は平年より 0.5～2℃高い状態にありました。気象庁の「令和元年 10 月 24 日速報」では、このような海洋の状態に加えて、本州に接近するまでの経路上で、上空の強い風や乾燥空気など台風の勢力を弱める要因の影響が小さかったことが、台風の急発達やその後の長期間の勢力維持に寄与したことを指摘しています。

●台風第 19 号発生時の海面水温（左）とその平年差（右）



※実線：台風の経路を示す。

出典：令和元年台風第 19 号とそれに伴う大雨などの特徴・要因について（令和元年 10 月 24 日速報）（気象庁）

第3章 荒川区の概況と温室効果ガス排出量等の状況

第3章 荒川区の概況と温室効果ガス排出量等の状況

1. 地域の概況

(1) 地勢

荒川区は東京 23 区の北東部に位置しています。総面積は 10.16 平方キロメートルで、広さは 23 区中 22 番目です。

日暮里地区の一部が山手台地となっていますが、区内の大半が標高 0.5～5.0m の低い平地となっています。北東部には隅田川が流れており、区民の憩いの場としても親しまれています。

●荒川区の位置と面積

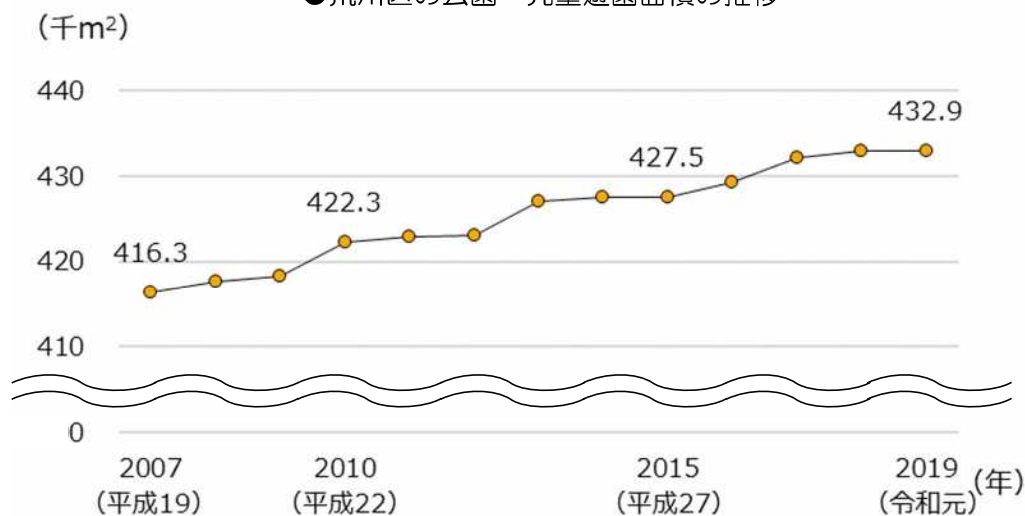


資料：東京都総務局行政部通知「東京都区市町村別の面積について」（令和元年 10 月 1 日現在）
の数値をもとに作成

(2) 自然

区内には、都立尾久の原公園、都立汐入公園、区立荒川自然公園など、自然と触れ合い四季の移ろいを感じることができる公園・児童遊園が整備されており、年々整備箇所、面積ともに増加しています。

●荒川区の公園・児童遊園面積の推移



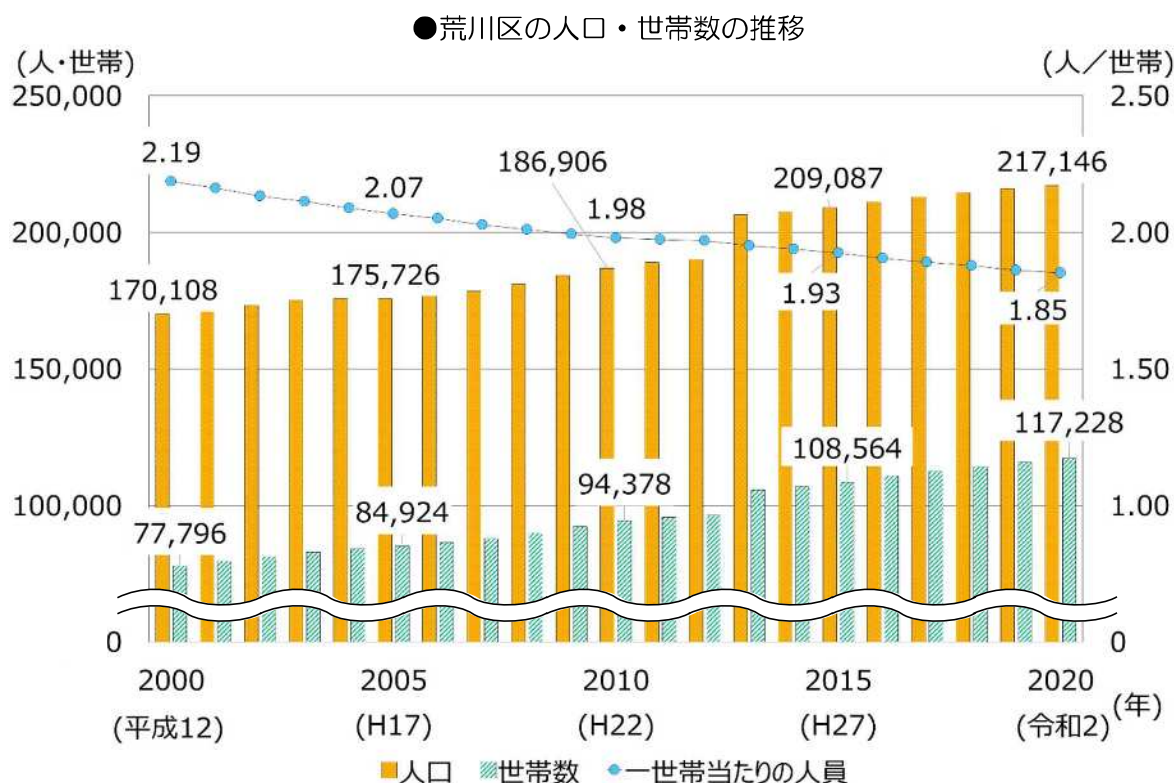
※：毎年 3 月 31 日現在の数値

資料：数字で表す荒川区（区制概要）をもとに作成

(3) 人口・世帯

2020(令和2)年1月1日現在の荒川区の人口は217,146人、世帯数は117,228世帯であり、人口、世帯数とも増加傾向にあります。

一方、一世帯当たりの人員は、2020(令和2)年時点で1.85人/世帯となっており、2000(平成12)年時点から一世帯当たりの人員が減少傾向にあります。



※1：各年1月1日現在の数値

※2：2012(平成24)年以前は、人口、世帯数共に外国人登録者を含まない。

資料：住民基本台帳、外国人登録人口をもとに作成

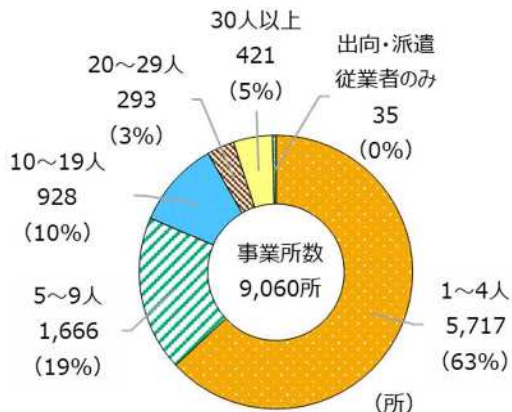
(4) 産業

荒川区は、印刷、金属加工、皮革、衣服などを中心に、多様な産業が集積する「ものづくりのまち」として発展してきた地域です。また、江戸時代からの伝統技術を今に伝える職人が多数存在し、現在も活躍しています。

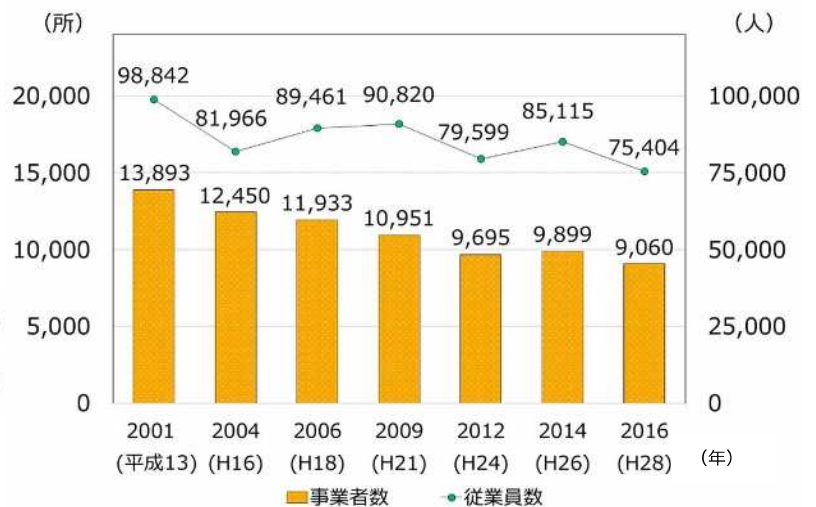
事業所の規模を見ると、従業者が30人未満の小規模事業所が全事業所数の9割以上を占め、大規模な工場や工業団地などはほとんどありません。

事業所数と従業員数は、2001(平成13)年以降、減少傾向にあります。

●従業員規模別事業者数
(2016(平成28)年)



●事業者数及び従業員数の推移



資料：経済センサス（経済産業省）をもとに作成

(5) 交通

① 公共交通

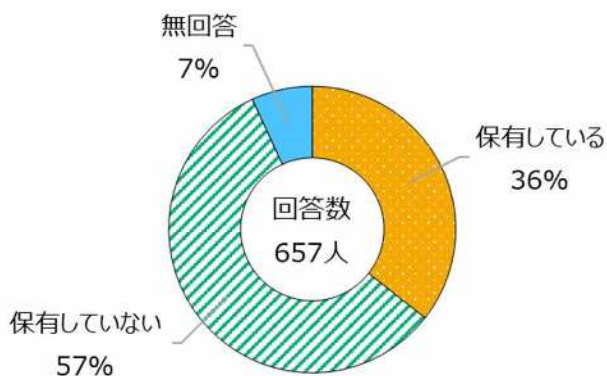
荒川区は、JR、京成電鉄、つくばエクスプレス、東京メトロ、都電荒川線、日暮里・舎人ライナーなどの公共交通網が充実しています。さらに、区内の駅数（都電の停留所を含む。）は24か所で、1km²当たりの駅数は23区中第1位であり、大変高い利便性を有しています。

② 自動車利用

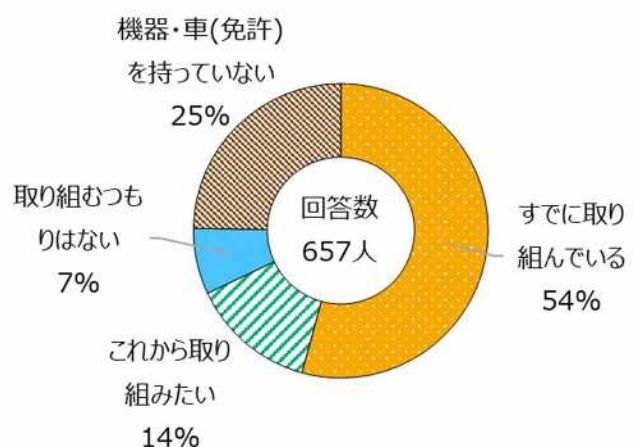
2019(令和元)年度に行った「低炭素地域づくり推進に関する区民アンケート調査」では、区民の36%が「自動車を保有している」と回答しています。

また、「車の運転を止めて、徒歩や自転車を使用する（目安：週2回、5kmの運転をやめる）」という取組については、52%の区民が「すでに取り組んでいる」と回答しています。

●自動車の保有状況



●自動車利用の抑制への取組状況



資料：令和元年度低炭素地域づくり推進に関する区民アンケート調査結果をもとに作成

(6) 土地利用の状況及び住宅の状況

荒川区の土地利用は、区域面積 1,022.5ha のうち 610.9ha (60%) が宅地として利用され、次いで 240.8ha (24%) が道路として利用されています。さらに宅地利用の状況をみると、336.0ha (55%) が住宅用地として利用されています。

また、荒川区の住宅の状況は、共同住宅に住む世帯の割合が 70%、一戸建に住む世帯の割合が 28%となっています。

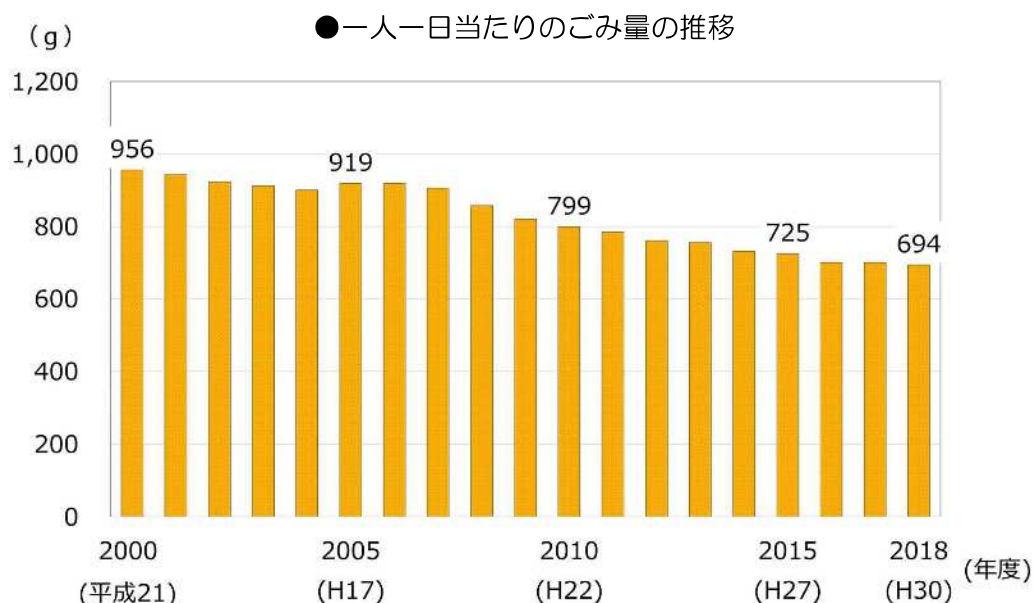


資料：平成 28 年度土地利用現況調査（東京都）
をもとに作成

資料：平成 27 年国勢調査（総務省）
をもとに作成

(7) 廃棄物の状況

荒川区のごみ量は減少傾向にあり、一人一日当たりのごみ量は、2018（平成 30）年度には 694 g に減少しています。また、町会、自治会などによるリサイクル活動（集団回収）の取組も浸透しており、集団回収による一人当たり資源回収量は 2004（平成 16）年度から荒川区が 23 区中第 1 位となっています。



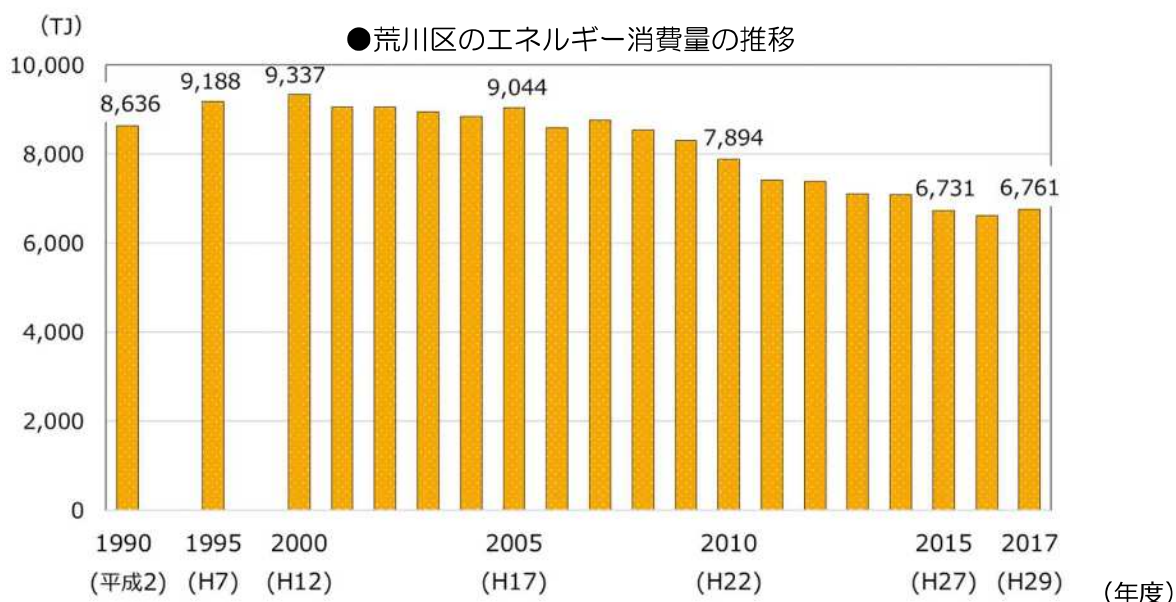
資料：荒川区一般廃棄物処理基本計画・荒川区 HP をもとに作成

2. 荒川区におけるエネルギー消費量の状況

(1) エネルギー消費量の推移

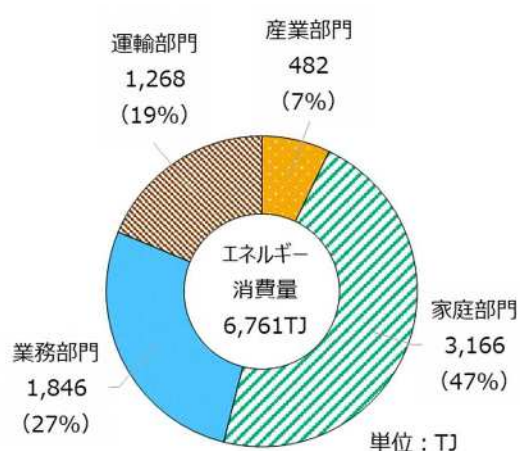
荒川区のエネルギー消費量は、2017（平成 29）年度に 6,761TJ（テラジュール：エネルギーの単位）となっており、2007（平成 19）年度以降、減少傾向にありましたが、2017（平成 29）年度にやや増加しました。増加の主な要因は、厳冬による暖房需要の増加と考えられます。

2017（平成 29）年度のエネルギー消費量を部門別にみると、「家庭部門」が 47%、「業務部門」が 27%を占め、両部門で総消費量の 74%を占めています。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●2017（平成 29）年度の荒川区の部門別*エネルギー消費量の状況及び 23 区全体との比較



項目	荒川区	23区全体
総エネルギー消費量	6,761 (TJ)	457,870 (TJ)
人口当たりのエネルギー消費量	31,320 (MJ/人)	48,362 (MJ/人)
家庭部門のエネルギー消費量	3,166 (TJ)	151,082 (TJ)
一世帯当たりのエネルギー消費量	29,689 (MJ/世帯)	30,424 (MJ/世帯)
業務部門のエネルギー消費量	1,846 (TJ)	185,199 (TJ)
業務の床面積当たりのエネルギー消費量	1,163 (MJ/m)	1,022 (MJ/m)

※「産業部門」：建設業、製造業 「家庭部門」：家庭
「業務部門」：事務所、サービス業等 「運輸部門」：自動車、鉄道

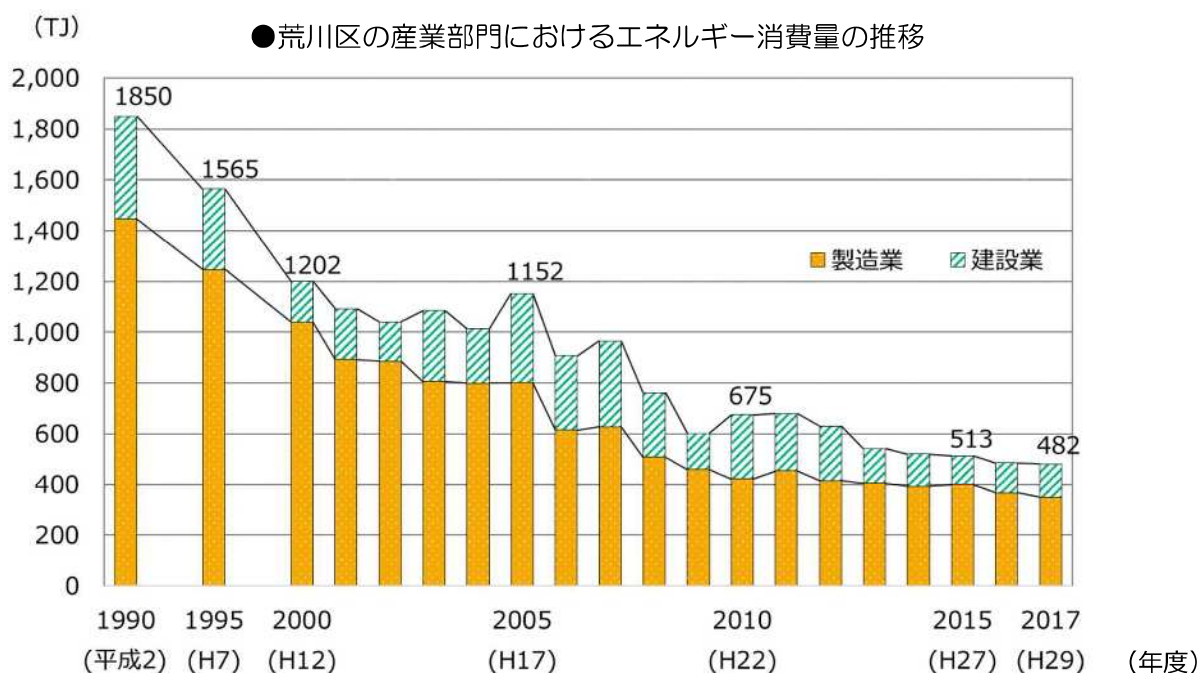
資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
東京都総務局統計部「東京都の統計」HP もとに作成

(2) 産業部門におけるエネルギー消費量の状況

荒川区の産業部門におけるエネルギー消費量は、2017（平成 29）年度に 482TJ となっており、近年は減少傾向にあります。

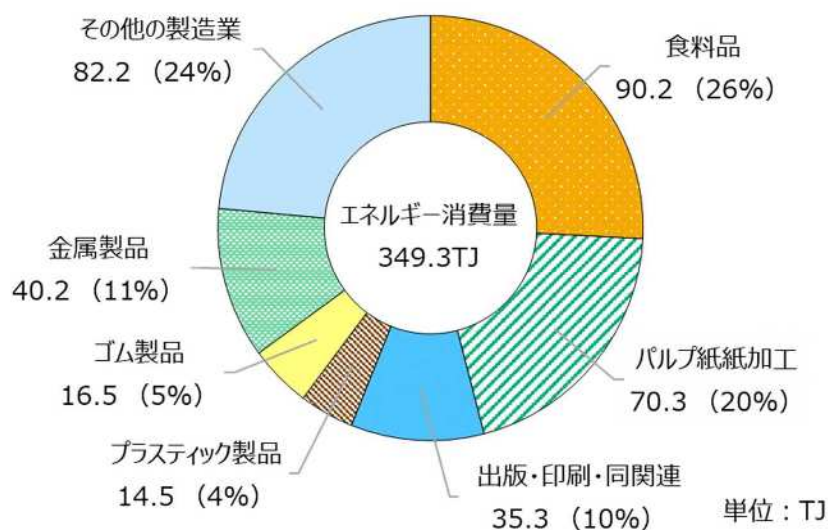
建設業のエネルギー消費量は、2017（平成 29）年度に 133TJ となっており、2010（平成 22）年度以降、減少傾向にありましたが、2016（平成 28）年度にやや増加しました。製造業のエネルギー消費量は、2017（平成 29）年度に 349TJ となっており、1990（平成 2）年度以降、減少傾向にあります。

エネルギー消費量を製造業中分類別にみると、「食料品」が 26%、「パルプ・紙・紙加工品」が 20%、「金属製品」が 11%を占めています。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●荒川区の製造業中分類別のエネルギー消費量の状況（2017 年（平成 29）年度）

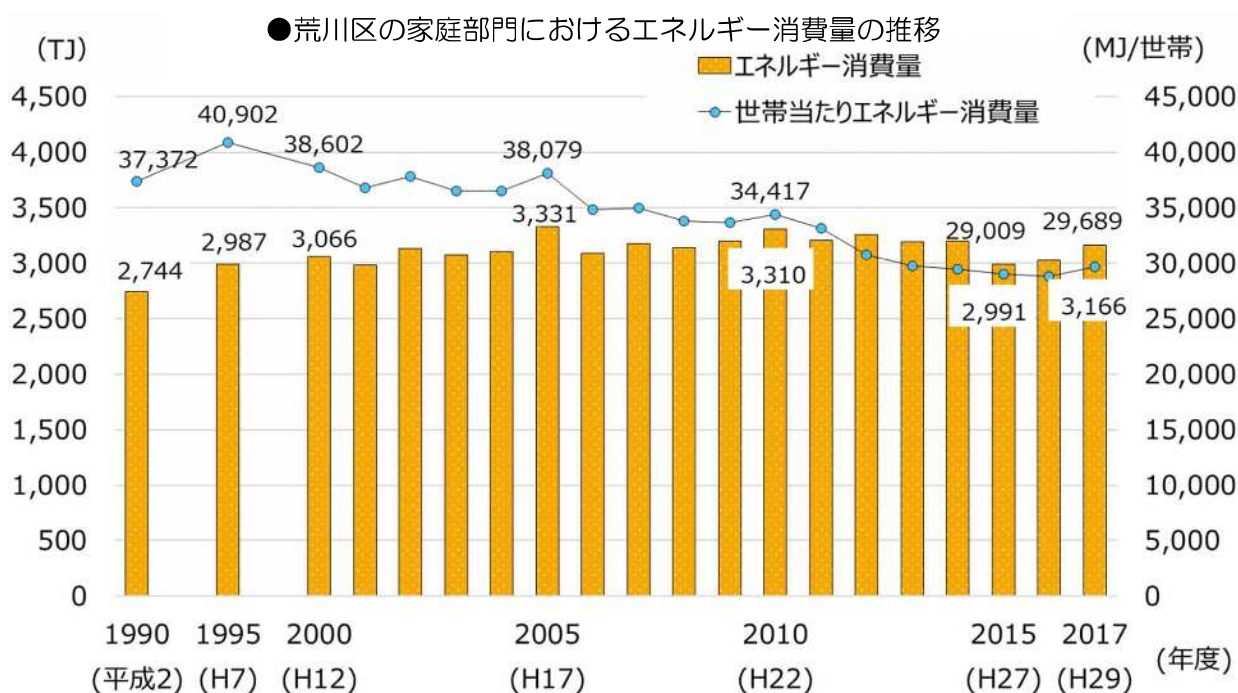


資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

(3) 家庭部門におけるエネルギー消費量の状況

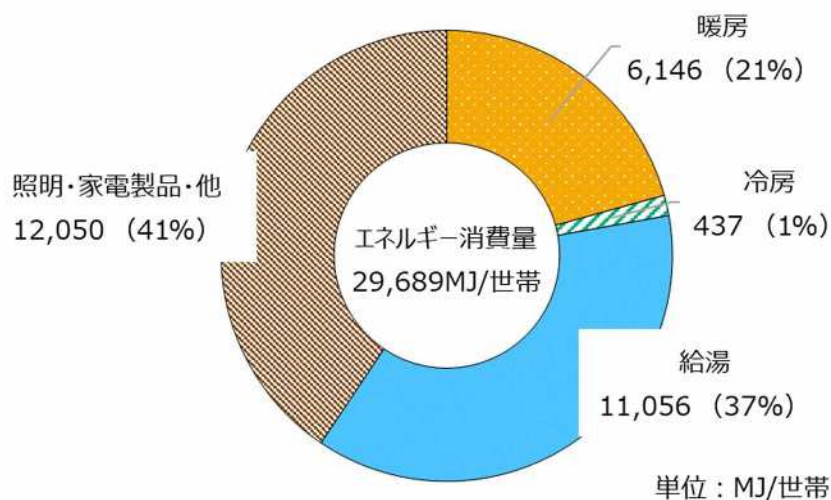
荒川区の家庭部門におけるエネルギー消費量は、2017(平成 29)年度には 3,166TJ となっており、変動しながらも横這いとなっています。これを一世帯当たりのエネルギー消費量でみると、2017(平成 29)年度には 29,689MJ/世帯となっており、2005(平成 17)年度以降、減少傾向にありましたが、2017(平成 29)年度にやや増加しました。

一世帯当たりのエネルギー消費量を用途別にみると、「照明・家電製品・他」が 41%、「給湯」が 37%を占めています。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●荒川区の家庭一世帯当たりの用途別エネルギー消費量の状況（2017 年（平成 29）年度）



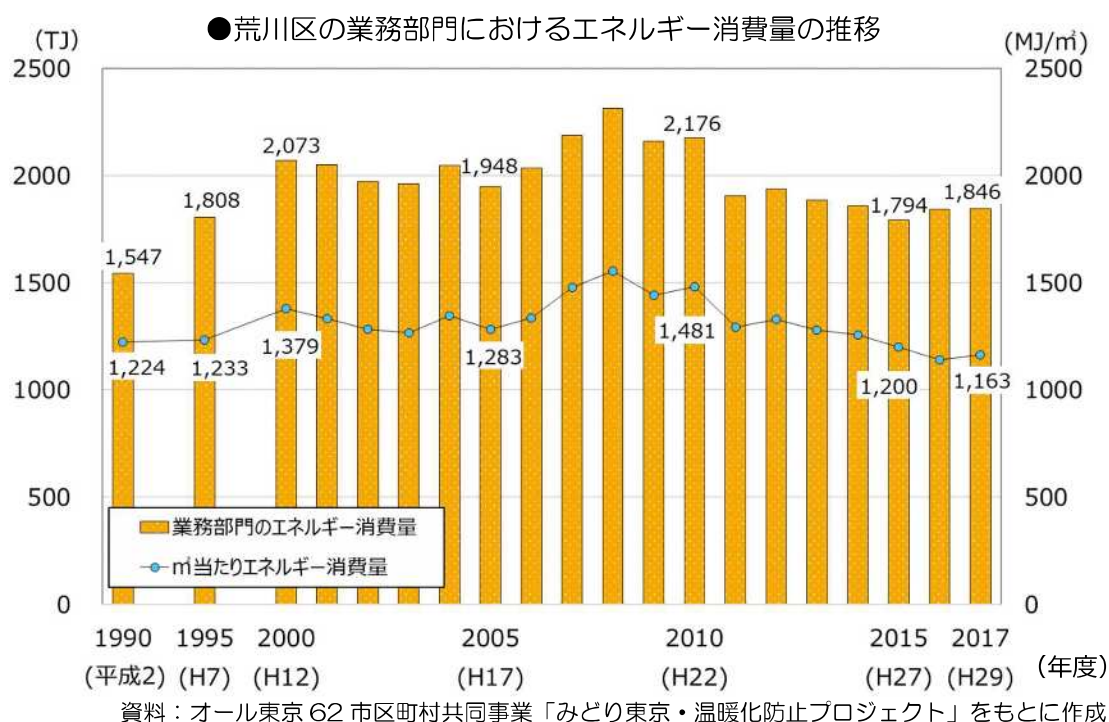
資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成



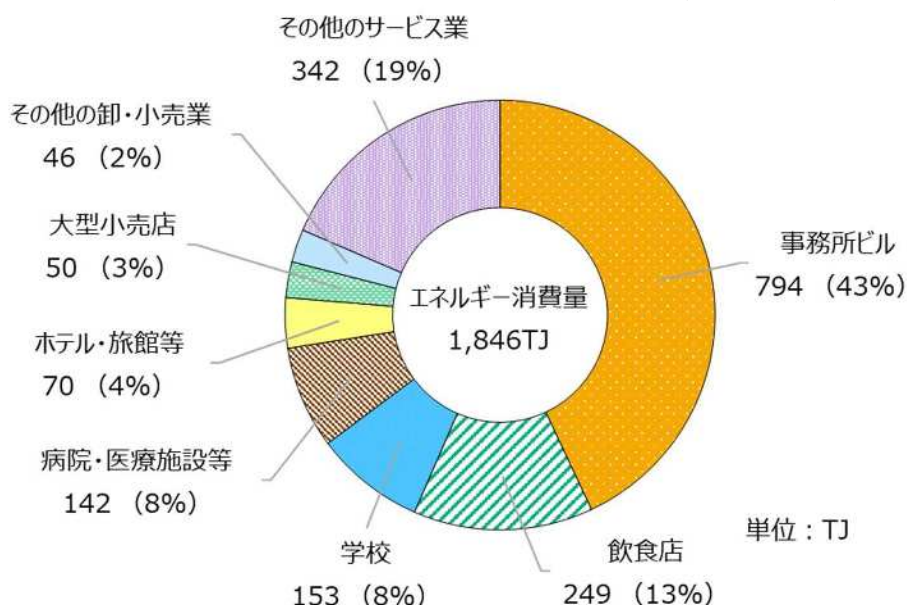
(4) 業務部門におけるエネルギー消費量の状況

荒川区の業務部門におけるエネルギー消費量は、2017(平成29)年度には1,846TJとなっており、2008(平成20)年度以降、減少傾向にありましたが、2016(平成28)年度にやや増加しました。これを床面積(m²)当たりのエネルギー消費量でみると、2017(平成29)年度には1,163MJ/m²となっており、2008(平成20)年度以降、減少傾向にありましたが、2017(平成29)年度にやや増加しました。

エネルギー消費量を業種別にみると、「事務所ビル」が43%、「飲食店」が13%、「学校」と「病院・医療施設等」がそれぞれ8%を占めています。



●荒川区の業務における業種別エネルギー消費量の状況 (2017年(平成29)年度)

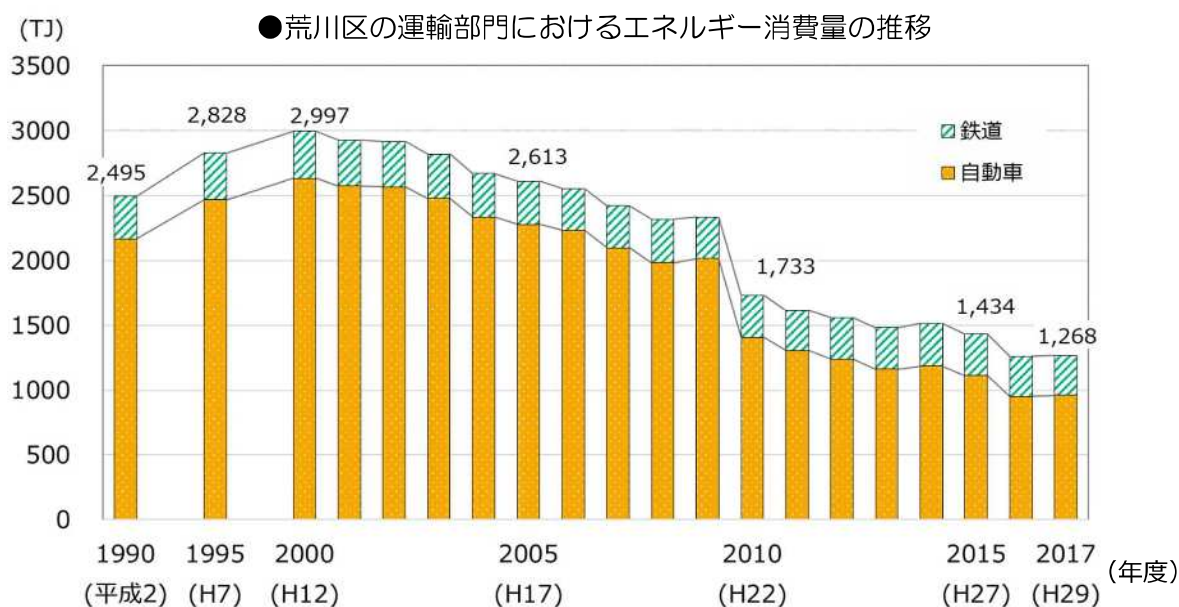


資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

(5) 運輸部門におけるエネルギー消費量の状況

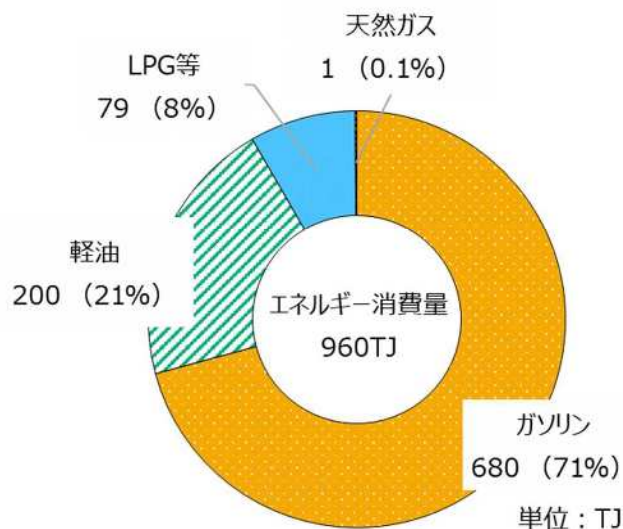
荒川区の運輸部門におけるエネルギー消費量は、2017(平成 29)年度には 1,268TJ となっており、2000(平成 12)年度以降、減少傾向にありましたが、2017(平成 29)年度にやや増加しました。自動車のエネルギー消費量をみると、2017(平成 29)年度には 960TJ となっており、2000(平成 12)年度以降、減少傾向にありましたが、2017(平成 29)年度にやや増加しました。また、鉄道のエネルギー消費量をみると、2017(平成 29)年度には 308TJ となっており、2000(平成 12)年度以降、僅かながら減少傾向にあります。

自動車のエネルギー消費量を燃料種別にみると、「ガソリン」が 71%、「軽油」が 21%、「LPG 等」が 8%を占めています。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●荒川区の自動車の燃料種別エネルギー消費量の状況（2017 年（平成 29）年度）



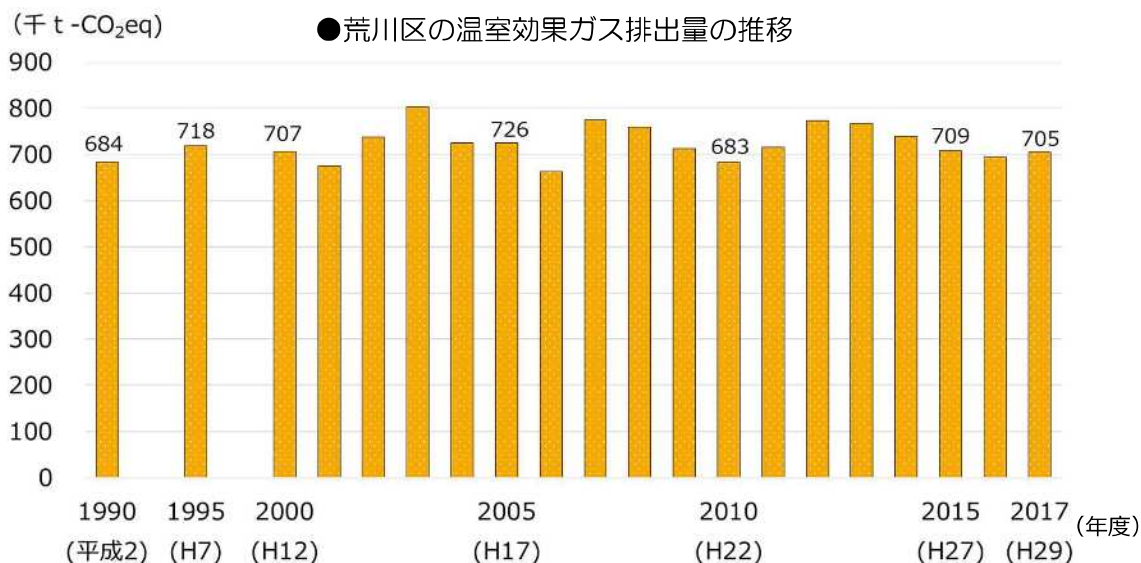
資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

3. 荒川区における温室効果ガス排出量の状況

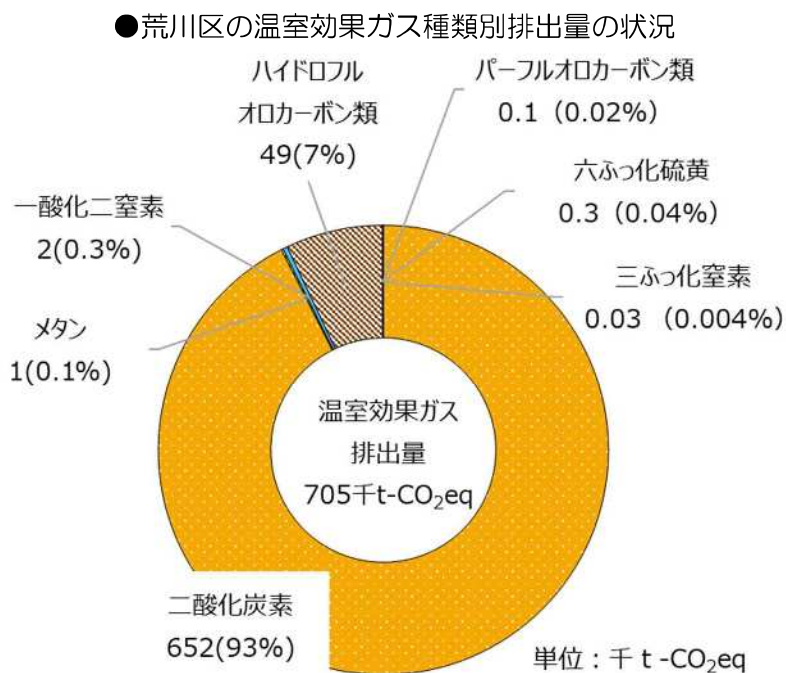
(1) 温室効果ガス排出量の推移

荒川区の温室効果ガス排出量は、2017（平成 29）年度には 705 千 t-CO₂eq となっており、2012（平成 24）年度以降、減少傾向にありましたが、2017（平成 29）年度にやや増加しました。

2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量をガス種別にみると、CO₂ が 652 千 t-CO₂と全体の 93%を占めています。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

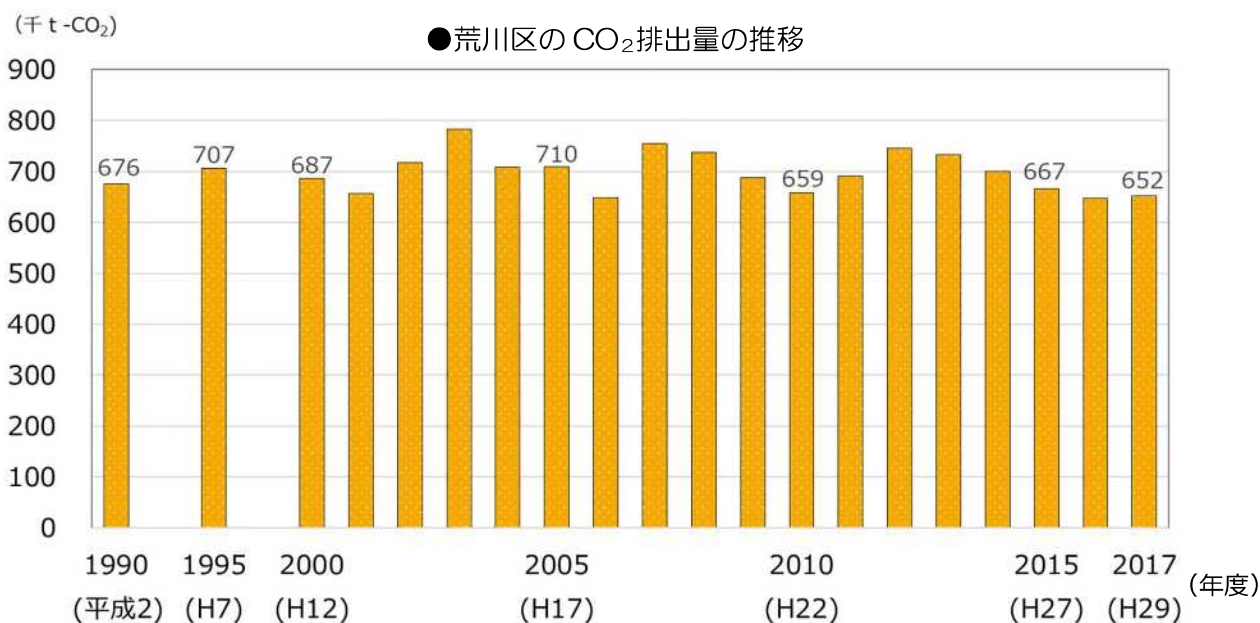


資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

(2) CO₂ 排出量の推移

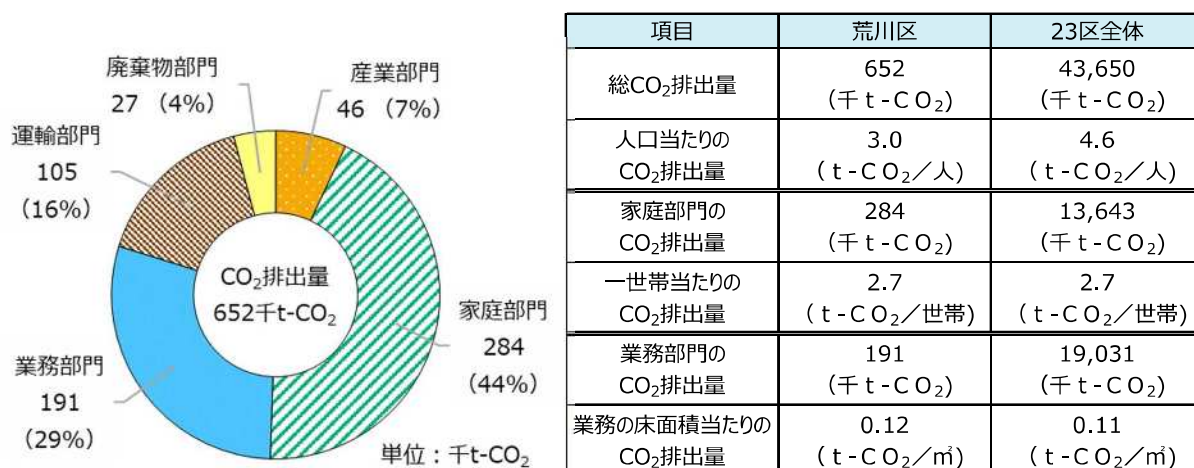
荒川区の CO₂ 排出量は、2017(平成 29)年度に 652 千 t-CO₂ となっており、2012(平成 24) 年度以降、減少傾向にありましたが、2017(平成 29) 年度にやや増加しました。

2017(平成 29) 年度の温室効果ガス排出量を部門別にみると、「家庭部門」が 44%、「業務部門」が 29%を占め、両部門で総排出量の 73%を占めています。



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●2017(平成 29) 年度の荒川区の部門別 CO₂ 排出量の状況及び 23 区全体との比較



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
東京都総務局統計部「東京都の統計」HP をもとに作成

(3) CO₂以外の温室効果ガス排出量の推移

荒川区のCO₂以外の温室効果ガス排出量は、2017(平成29)年度に53千t-CO₂eqとなっており、2006(平成18)年度以降、増加傾向にあります。

内訳を見ると、メタンは横ばい、一酸化二窒素は減少傾向、代替フロン等4ガスは増加傾向にあります。



※代替フロン等4ガス：ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の合計

資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

参考 フロン類の増加と法規制

フロン類とは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称です。化学的に安定していて扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質があることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途、断熱材などの発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど様々な用途に活用されてきました。

しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が、可能な分野から進められています。

近年は、業務用冷凍空調機器や家庭用エアコンの稼働数、廃棄数の増加に伴い、特にハイドロフルオロカーボン類の排出量が増加しています。また、今後も排出量が増加し続けると考えられています。

日本では、2001(平成13)年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、2013(平成25)年に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」と改められました。その後、10年以上4割弱で低迷していた廃棄時回収率向上のため、2019(令和元)年に、機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入など、抜本的な対策を講じる改正が行われました。

参考

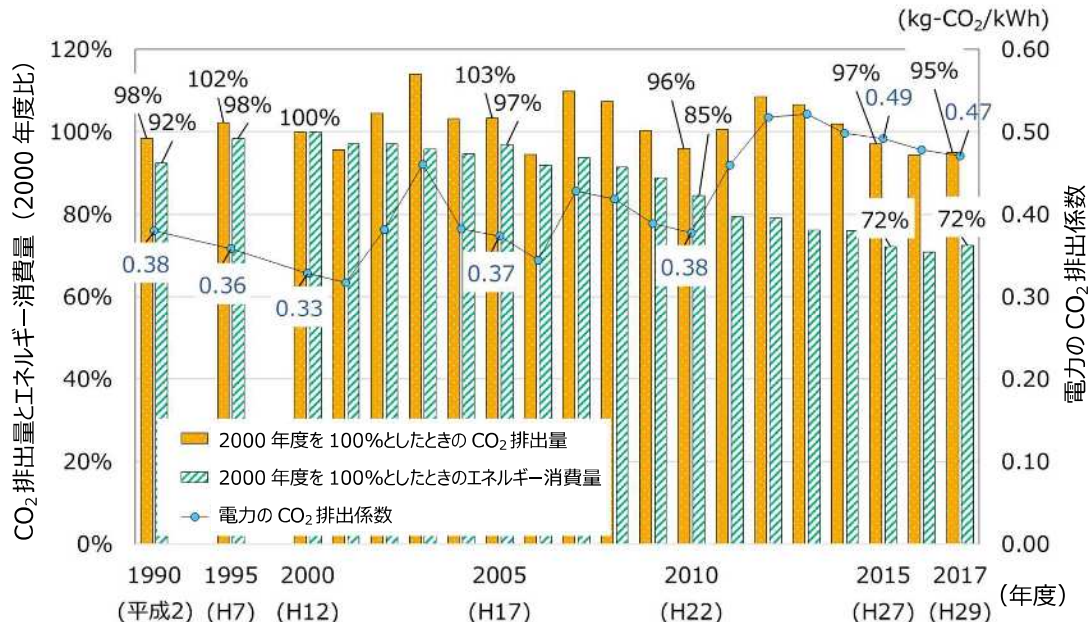
エネルギー消費量、CO₂排出量、CO₂排出係数の関係

荒川区では、エネルギー消費量の削減と比べ、CO₂排出量が思うように削減できていません。それは、エネルギー消費の内訳と、電力のCO₂排出係数が関係しているためです。

荒川区のエネルギー消費量のうち約半分が購入電力です。私たちが電気を1kWh購入して消費したときのCO₂排出量を電力のCO₂排出係数と言います。この係数は、発電時の発電方式の割合（火力発電、水力発電、太陽光発電などの割合）によって変化します。2010（平成22）年度の東日本大震災以降、火力発電の占める割合が増加したため、電力のCO₂排出係数が上昇しています。ただし、少しずつ太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの割合が増加していることもあり、近年CO₂排出係数が低下傾向にあります。

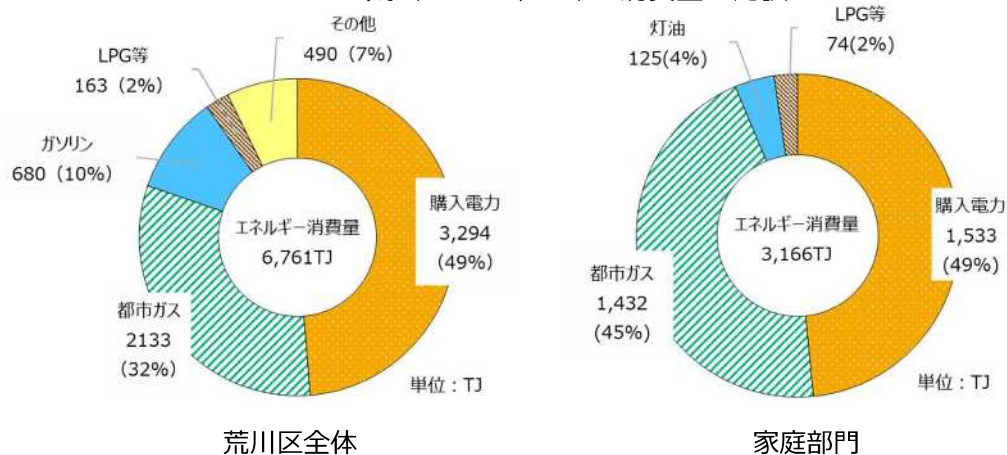
「脱炭素社会」は、省エネルギー化の努力と、CO₂排出係数が低い電力を選択して購入する区民や事業者が増えていくことにより、初めて実現できます。

●エネルギー消費量、CO₂排出量、CO₂排出係数の関係



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●荒川区のエネルギー消費量の内訳



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

4. 低炭素地域づくり推進に関する区民・事業者アンケート調査結果

2019（令和元）年度に「低炭素地域づくり推進に関する区民・事業者アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査の実施概要は、以下のとおりです。

●低炭素地域づくり推進に関する区民・事業者アンケート調査の実施概要

項目	区民アンケート調査	事業者アンケート調査
調査期間	2019（令和元）年7月12日～8月31日	
調査方法	郵送による配付回収	
調査対象	住民基本台帳から層化無作為抽出法により抽出した2,000世帯	業種により層化抽出した区内事業所500所
調査内容	・「低炭素社会」に対する意識 ・家庭でのエネルギー使用状況 ・区の実施等への参加意向など ・CO₂排出削減行動への取組状況 ・回答者自身（家庭）に関する質問	・「低炭素社会」に対する意識 ・低炭素地域づくりと事業収益との関係 ・事業所でのエネルギー使用状況 ・CO₂排出削減行動への取組状況 ・区の実施等への参加意向など ・回答者自身（事業所）に関する質問
有効回答数	657通（回収率33%）	183通（回収率37%）

（1）低炭素地域づくり推進に関する区民アンケート調査結果の概要

区民アンケート調査結果の概要は、以下のとおりです。

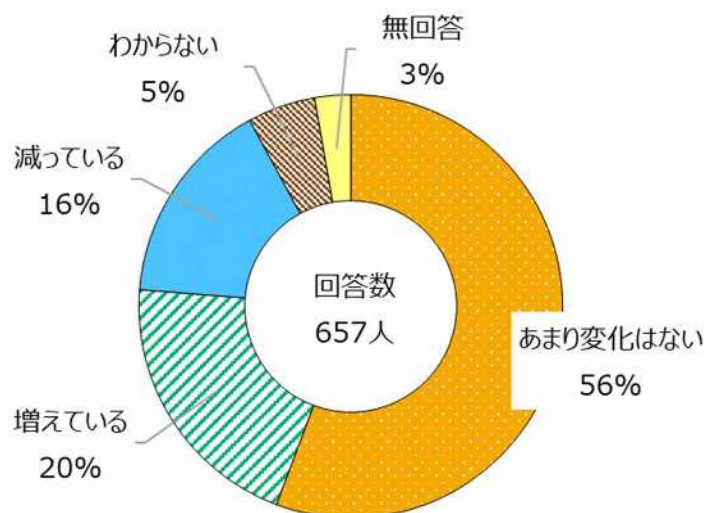
① 家庭でのエネルギー使用状況

ここ数年のエネルギー使用量については、「あまり変化はない」と回答した家庭が56%、次いで「増えている」が20%、「減っている」が16%となっています。

「増えている」と回答した家庭では、「家族が増えた」ことを理由にあげた家庭が40%、次いで「ライフスタイルが変わった」が24%となっています。

一方、「減っている」と回答した家庭では、「家族が減った」ことを理由にあげた家庭が33%、「家電製品や車を新たに購入した（または買い替えた）」が29%となっています。

●家庭でのここ数年のエネルギー使用量の変化

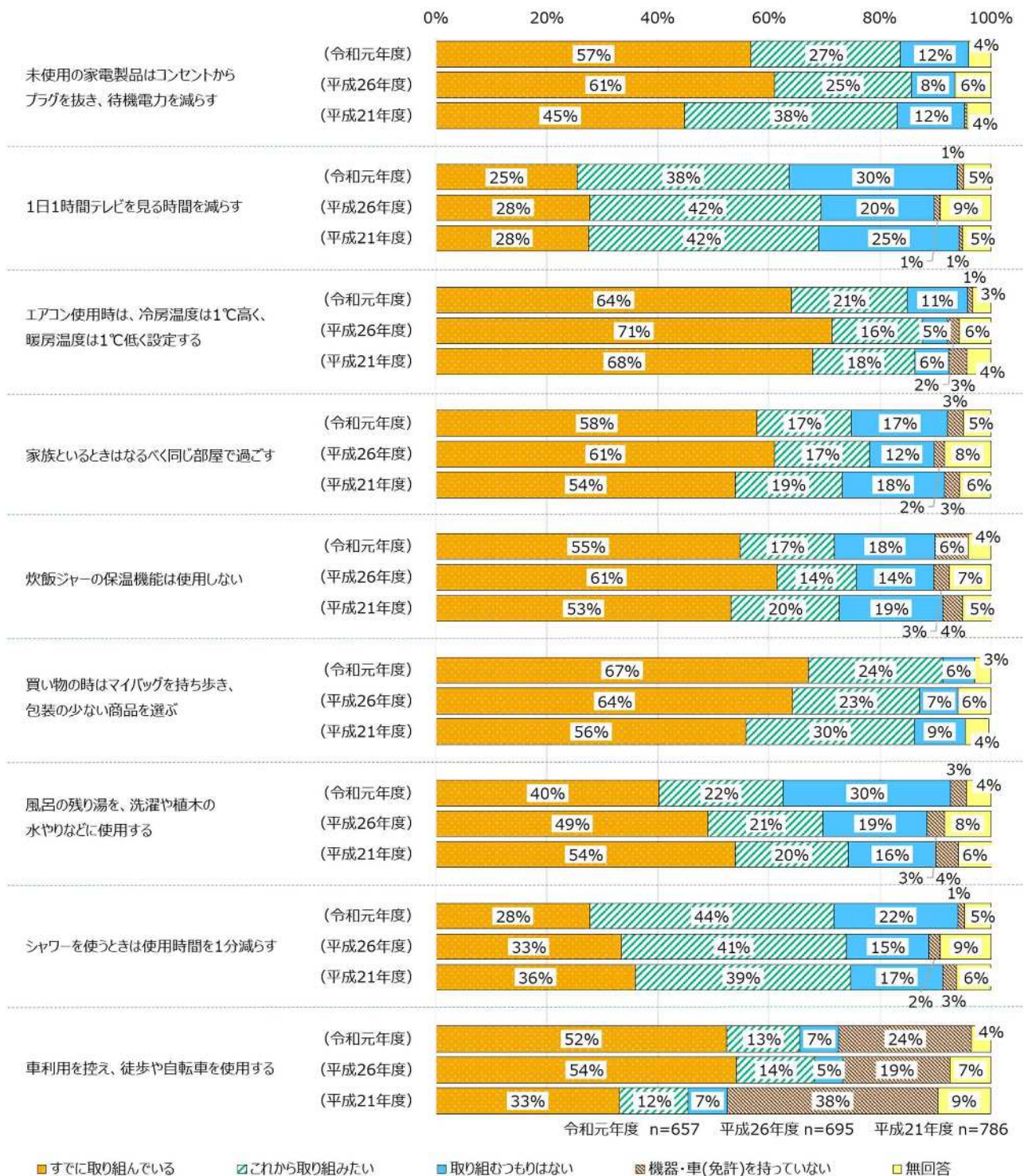


② 省エネルギー行動の取組状況

家庭における省エネルギー行動の取組状況をみると、待機電力の削減、冷暖房の設定温度の適正化など、半数以上の家庭が「すでに取り組んでいる」と回答した項目が多くみられます。

ただし、2009（平成21）年度、2014（平成26）年度に実施したアンケート調査結果と比較すると、「すでに取り組んでいる」と回答した割合が減少している項目もあります。

●家庭における省エネルギー行動の実施状況



(2) 低炭素地域づくり推進に関する事業者アンケート調査結果の概要

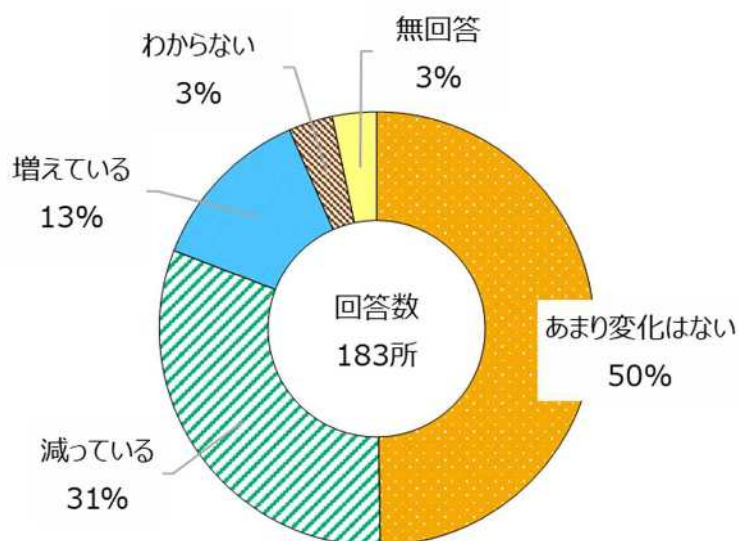
事業者アンケート調査結果の概要は、以下のとおりです。

① 事業所でのエネルギー使用状況

ここ数年のエネルギー使用量については、「あまり変化はない」と回答した事業所が50%、次いで「減っている」が31%、「増えている」が13%となっています。

「減っている」、「増えている」の理由としては、ともに「エネルギーを使用する機器や設備を新たに購入、更新したため」と回答した事業所が最も多くなっています。

●事業所でのここ数年のエネルギー使用量の変化

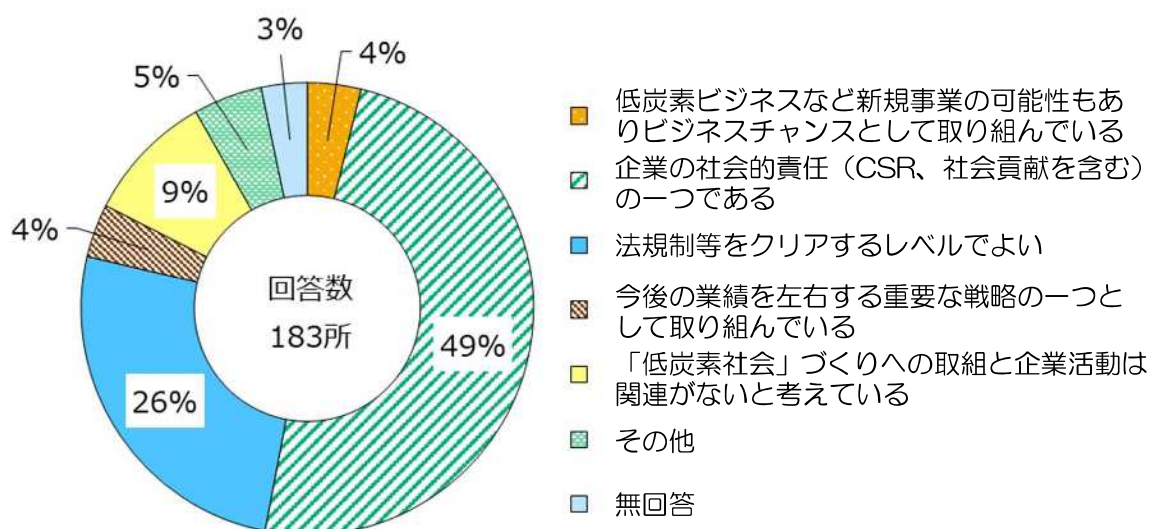


② 温室効果ガス排出量の削減に関する企業活動の在り方

「低炭素社会」実現に向けた企業活動の在り方の質問では、「企業の社会的責任（CSR、社会貢献を含む）の一つである」と回答した事業所が49%、次いで「法規制等をクリアするレベルでよい」が26%となっています。

温室効果ガス排出量の削減は、企業の社会的責任として行うものという意識が定着してきている様子がうかがえます。

●「低炭素社会」実現に向けた企業活動の在り方

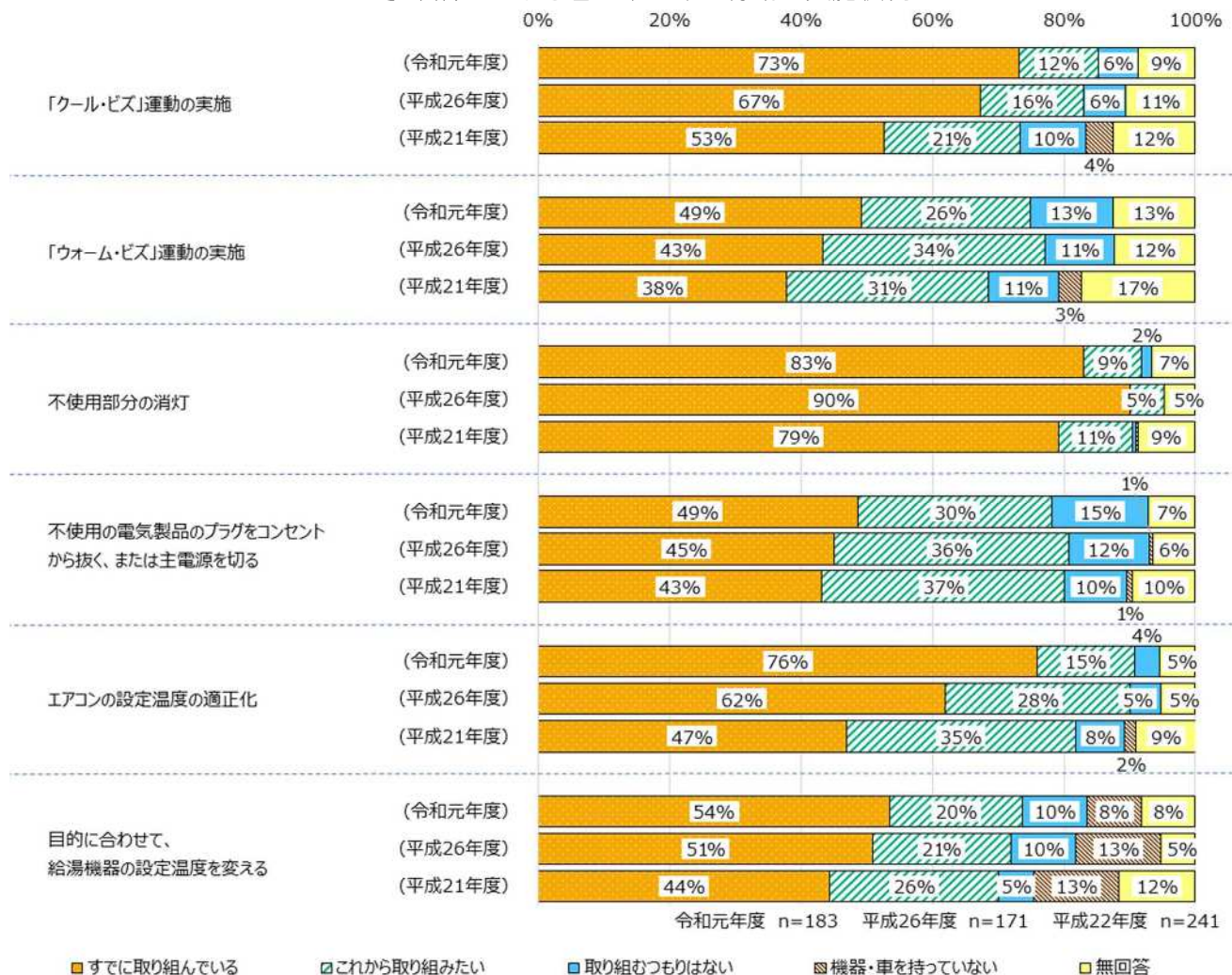


③ 省エネルギー行動の取組状況

事業所における省エネルギー行動の取組状況をみると、「クール・ビズ」運動、不使用部分の消灯など、半数以上の事業所が「すでに取り組んでいる」と回答した項目が多くみられます。

また、2009（平成21）年度、2014（平成26）年度に実施したアンケート調査結果と比較すると、ほとんどの項目で「すでに取り組んでいる」と回答した割合が増加しており、事業者の間に省エネルギー行動が定着してきている様子がうかがえます。

●事業所における省エネルギー行動の実施状況



参考

民間企業による温室効果ガス排出量の削減に関する取組

民間企業による温室効果ガス排出量の削減に関する取組として、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目指す「RE100」や、企業における削減目標をパリ協定の水準と整合させる「SBT」などがあります。また、「RE100」と同じように事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目指しながらも、中小企業でも参加することができる「再エネ100宣言 REアクション」などの取組も生まれています。

このような取組に参加することで、自社の取組を対外的にアピールしたり、同じように取り組む企業と積極的に交流する企業も増え始めています。

第4章 地球温暖化防止に向けての評価と課題

第4章 地球温暖化防止に向けての評価と課題

1. 前計画の取組状況

(1) 家庭での取組

環境関連講座・イベントへの参加などの活動に応じてポイントが貯まる「あらかわエコポイント事業」や、無料で受けられる「省エネ診断」、年4～5回の「省エネセミナー」などにより、省エネルギー行動のきっかけづくりや行動改善を促進しました。これらの参加人数、利用件数などの到達目標は概ね達成できました。

また、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に対する「エコ助成」は、毎年130件以上の申請がありました。

さらに、一人一日当たりのごみ排出量は平成30年度に694gとなり、活動指標の620gには達しませんでした。ごみ排出量は減少しました。

●あらかわエコポイント事業の案内



(2) 事業所での取組

毎年異なる業種を対象とした年1回の「省エネセミナー」、無料で受けられる「省エネ診断」、「エコアクション21」認証維持事業者の助成金優遇などにより、省エネルギー行動のきっかけづくりや行動改善を促進しました。

また、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に対する「エコ助成」を行い、設備導入を促進しました。

荒川区役所本庁舎の温室効果ガス総排出量の削減については、「荒川区役所エコアクティブプラン（平成30年度～令和9年度）」を策定し、環境推進員の配置やEMS監査を行いました。

●省エネセミナーの様子



(3) まちづくりにおける取組

「緑のカーテン講習会」、荒川区役所本庁舎への緑のカーテン導入などにより緑化を推進しました。講習会の参加人数は到達目標を達成できました。また、LED街路灯の導入を推進し、到達目標を達成できました。その他、高断熱窓への改修に対する「エコ助成」、透水性・遮熱性舗装への改修などによるヒートアイランド対策、燃料電池の実証実験などによる水素社会実現のための取組を推進しました。

交通分野では、荒川区ホームページでのカーシェアリングステーションの紹介、荒川区役所駐車場へのEV用急速充電器の設置、シェアサイクル事業の実証実験などを行い、環境にやさしい交通への転換を推進しました。

●荒川区役所本庁舎の緑のカーテン





(4) 協働での取組

環境清掃フェアなどのイベントや講座の参加者へ向けて「低炭素地域づくり協議会」（2020（令和2）年8月に「荒川区地球温暖化対策協議会」に改称）の活動をPRして参加を呼びかけました。その結果、会員数が増加し、到達目標を達成できました。

また、環境をテーマにした「夏休みエコ教室」を開催するとともに、会員制の通年連続講座「あらかわエコジュニアクラブ」を創設し、次世代の環境区民の担い手の育成を推進しました。

「あらかわセタライトダウンキャンペーン」については、ふれあい館の利用者に参加を呼びかけ、多くの方に参加いただきました。

●あらかわセタライトダウンキャンペーンの案内



●前計画の活動目標に対する実績

区分	活動目標 〈2020（令和2）年度〉	達成率	実績 〈2019（令和元）年度まで〉
家庭での取組	「あらかわ省エネマイレージコンテスト」に延べ1万世帯が参加	97.8%	「あらかわエコポイント事業」として実施。延べ9,781世帯が参加
	家庭の「省エネアドバイザー制度」・「省エネセミナー」を延べ250世帯が利用	55.2%	「省エネアドバイザー制度」は2018（平成30）年度に終了。2017（平成29）年度から「省エネ診断」を開始。延べ138世帯が利用
		182.4%	年4～5回「省エネセミナー」を開催。延べ456名が参加
	「街なか避暑地」を延べ6百万名が利用	107.0%	区と事業者が協力して「街なか避暑地」を拡充。延べ6,418,706名が利用
	一人一日当たりのごみ排出量を620gまで削減させる。	33.9%	食品ロス削減事業「荒川もったいない大作戦」を展開。2018（平成30）年度の一人一日当たりのごみ排出量は694g
事業所での取組	事業者向け「省エネルギー研修会」に延べ400名が参加	81.3%	毎年異なる業種を対象として年1回「省エネセミナー」を開催。延べ325名が参加
	事業所向け「省エネ診断」を延べ25事業所が利用	80.0%	「省エネセミナー」内で「省エネ診断」の普及啓発を実施。延べ20事業所が利用
	「エコアクション21」を30事業所が取得	33.3%	2019（令和元）年度から経営支援課の助成金制度の優遇対象に「エコアクション21」の認証維持事業者を追加。「エコアクション21」又は「ISO140001」を10事業所が取得
	荒川区役所本庁舎の床面積あたりエネルギー消費量を2000（平成12）年度比20%削減	50.0%	2018（平成30）年度時点で、2000（平成12）年度比10%削減。（推計値は毎年度協議会で実施・報告している。人口増加に伴い事務事業量が増加していることにより、エネルギー消費量が増加していることが要因）
まちづくりにおける取組	「緑のカーテン講習会」に延べ2,500名が参加	113.8%	2018（平成30）年度から土日の開催を増加。延べ2,857名が参加
	LED街路灯を5,000基導入	125.1%	リース方式を採用。6,256基導入
協働での取組	「低炭素地域づくり協議会」の会員数（個人）を150名に増加	100.0%	イベントや講座の参加者へ向けて会員参加を呼び掛け。会員数（個人）が150名に増加
	「あらかわセタライトダウンキャンペーン」に延べ8,000名が参加	91.1%	ふれあい館の利用者に参加を呼び掛けるなど普段の環境事業参加者とは異なる層に働きかけ。延べ7,290名が参加

2. 前計画における削減目標の達成状況と評価

前計画では、荒川区全体でのエネルギー消費量、CO₂排出量に加え、家庭部門の一世帯当たりのエネルギー消費量、業務部門の床面積 1m²当たりのエネルギー消費量の削減目標を設定しました。

これまでの荒川区の取組により、荒川区全体で 2017（平成 29）年度までに、2000（平成 12）年度比で、エネルギー消費量を 27.6%、CO₂排出量を 5.0%削減しました。また、家庭部門の一世帯当たりのエネルギー消費量を 23.1%、業務部門の床面積 1m²当たりのエネルギー消費量を 15.7%削減しました。

●前計画の削減目標の達成状況

対象	項目	2000 （平成 12） 年度	2017 （平成 29） 年度	2020 （令和 2） 年度	達成状況
		基準値	実績値	目標値	
荒川区全体	エネルギー消費量（TJ）	9,337	6,761 （-27.6%）	6,534 （-30%）	目標に対し 2.4%未達
	CO ₂ 排出量（千 t-CO ₂ ）	687	653 （-5.0%）	515 （-25%）	※2
家庭部門	一世帯当たりの エネルギー消費量（MJ）	38,602	29,689 （-23.1%）	27,022 （-30%）	目標に対し 6.9%未達
業務部門	床面積 1m ² 当たりの エネルギー消費量（MJ）	1,379	1,163 （-15.7%）	1,172 （-15%）	達成

※1：カッコ内の数値は、2000（平成 12）年度を基準とした変動の割合を示す。

※2：東日本大震災後の電力構成の変更による電力排出係数の増加により、削減量よりも増加量が増えたことで、目標は達成できなかった。

参考 前計画の取組による効果（試算）

●「街なか避暑地」の拡充による効果（試算）

利用者数 （2019（令和元）年度） （①）	家庭用エアコンの 消費電力※1 （②）	消費電力の削減量※2 （①×②×2 時間）
769,296 人	0.17kWh/時	約 258,000kWh/年⇒約 0.9TJ/年 （  灯油約 1,400 缶分）※3

※1：一般的な家庭用エアコンとして 1 時間に 170Wh 消費すると仮定して試算

※2：「街なか避暑地」の利用者が家庭用エアコン 1 台を 2 時間 OFF にしたと仮定して試算

※3：灯油 18L 缶のエネルギー量に換算

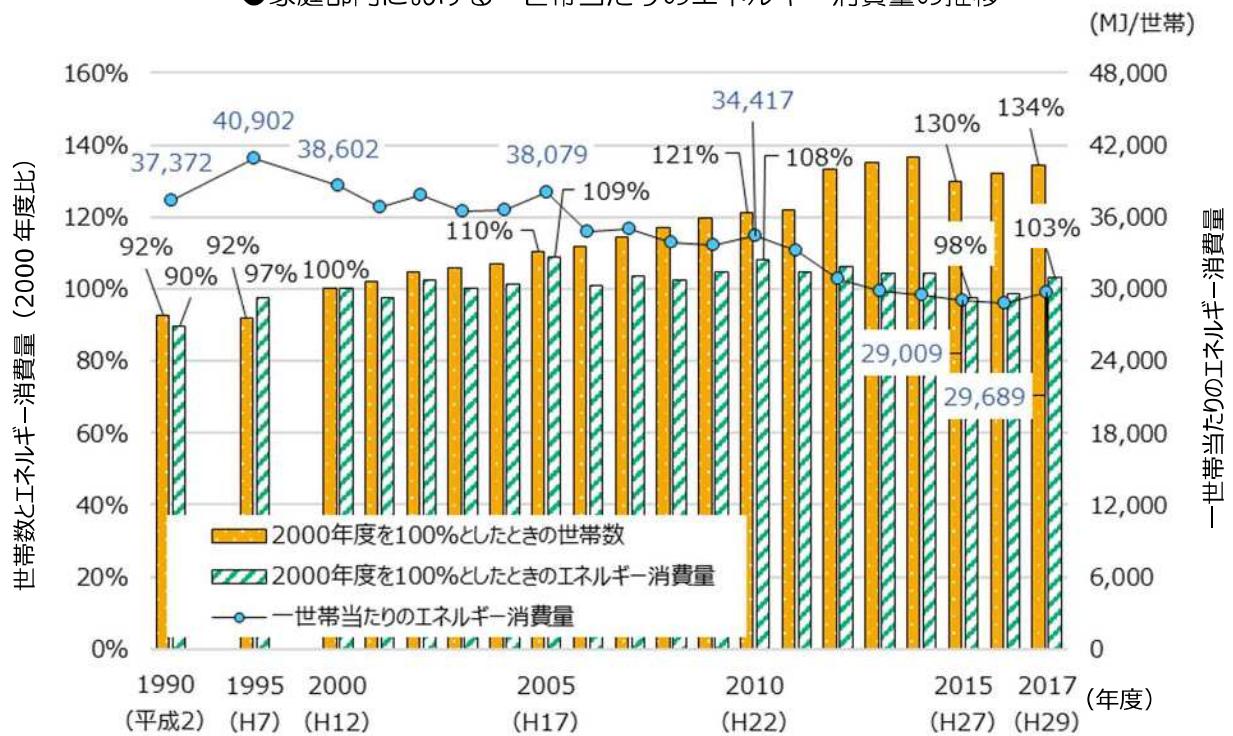
●LED 街路灯の導入による効果（試算）

水銀灯から LED 灯へ切り替えた数 （2011（平成 23）年度 ～2019（令和元）年度） （①）	切り替え 1 基当たり の消費電力量削減量 （②）※1	消費電力の削減量 （①×②）
5,551 基	364kWh/年	約 2,021,000kWh/年 ⇒約 7TJ/年 （  灯油約 11,000 缶分）※2

※1：平成 25 年度行政評価時の試算

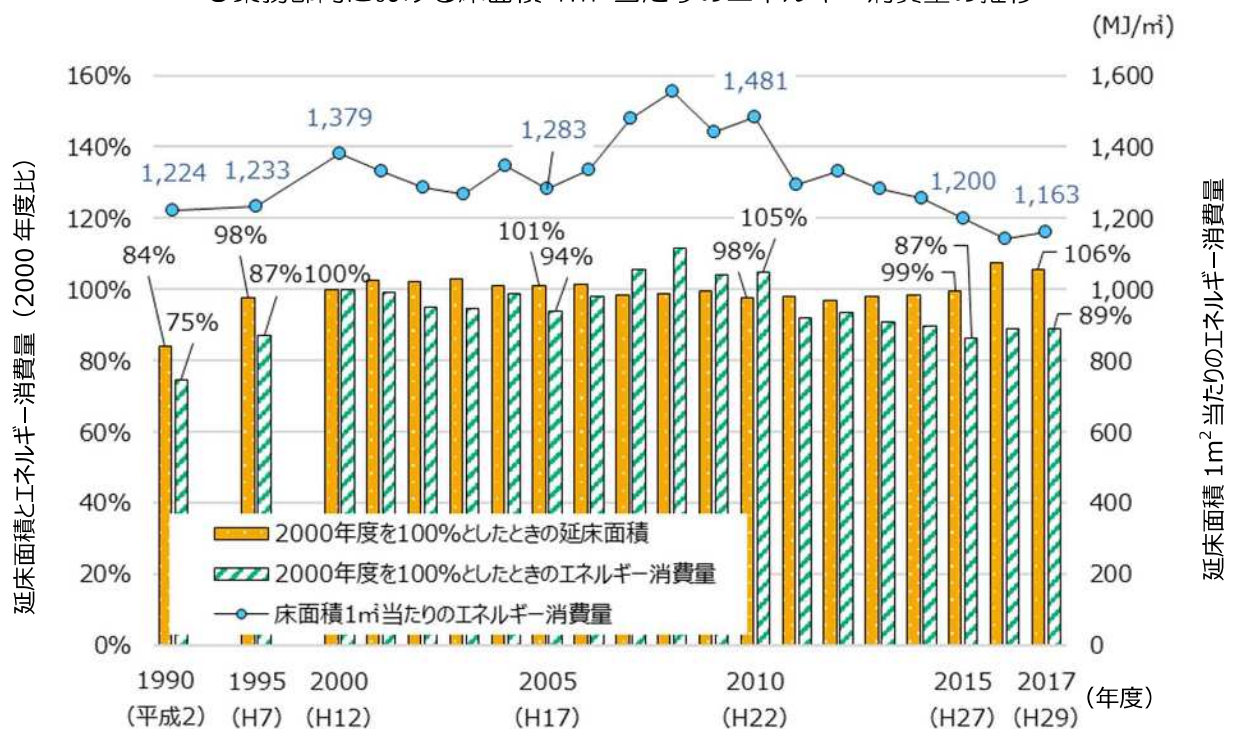
※2：灯油 18L 缶のエネルギー量に換算

●家庭部門における一世帯当たりのエネルギー消費量の推移



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

●業務部門における床面積 1m²当たりのエネルギー消費量の推移



資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

3. 「脱炭素社会」へ転換していく上での課題

(1) 削減目標の見直し

これまでの荒川区の取組により、2017（平成 29）年度までに、2000（平成 12）年度比で、エネルギー消費量を 27.6%、CO₂ 排出量を 5.0%削減しました。

社会的な動向をみると、2015（平成 27）年の「パリ協定」の採択、2019（令和元）年の「ゼロエミッション東京戦略」の策定、2020（令和 2）年の我が国の「2050 年脱炭素化宣言」などの動きがあり、荒川区においても、国や東京都と連動して「脱炭素社会」へ転換していくことが求められています。

今後、「脱炭素社会」へ転換していくためには、さらに大幅にエネルギー消費量と CO₂ 排出量を削減する必要があり、果敢に挑戦する目標を設定する必要があります。

(2) 家庭での取組の見直し

荒川区の世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯当たりエネルギー消費量は減少傾向にあり、家庭部門全体でみると、エネルギー消費量は変動しながらも横這いとなっています。家庭部門の CO₂ 排出量は、全部門の排出量の 44%を占めているため、家庭部門の CO₂ 排出量を削減することが、「脱炭素社会」へ転換していく上で重要な課題となっています。

2019（令和元）年度に実施した「低炭素地域づくり推進に関する区民アンケート調査結果」に基づき、区民に対して近年の地球温暖化の状況やそれに伴う影響などを伝えながら、引き続き意識の向上や無理のない日常的な省エネルギー行動の実践を促すことが重要です。

また、同アンケート調査結果からは、太陽光発電設備の設置や家庭用燃料電池（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）などの設置が伸び悩んでいることが分かります。このような再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入や省エネ家電への買い替えなどについては、「エコ助成」による費用負担の軽減や、設置者にとってのメリット（停電時に自家供給可能など）を丁寧に示しながら、促進していく必要があります。さらに、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えなども促進していくことが重要です。

(3) 事業所での取組の見直し

荒川区の産業部門の事業所数は減少傾向にあり、エネルギー消費量も減少傾向にあります。また、業務部門の延床面積は横這いとなっていますが、エネルギー消費量は減少傾向にあります。産業部門と業務部門の CO₂ 排出量を合わせると、全部門の排出量の 36%を占めているため、家庭部門と同様、これらの部門の CO₂ 排出量を削減することが、「脱炭素社会」へ転換していく上で重要な課題となっています。

2019（令和元）年度に実施した「低炭素地域づくり推進に関する事業者アンケート調査結果」からは、省エネルギー行動が定着してきている様子がうかがえます。しかし、区内事業所の 9 割以上が従業者 30 人未満の小規模事業所ということもあり、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入や生産設備の適切な運転制御などの費用負担を伴う取組はあまり進んでいないため、対策が必要です。

これらを踏まえ、引き続き日常的な省エネルギー行動の実践を促すとともに、「エコ助成」による費用負担の軽減などを丁寧に示しながら、設備更新等の機会を生かして再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入や生産設備の適切な運転制御などを促進していく必要があります。また、費用負担が小さく小規模事業所でも取り入れやすい、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えなども促進していく必要があります。

その他、事業所による単独での取組には限界があるため、補助金や融資等の公的支援など、複数の支援を充実させていくことが重要です。

参考 省エネ家電への買い替えによる効果

家電の省エネ化は進化しており、冷蔵庫では10年前の製品と比べて約5割、エアコンは約3割省エネとなっています。このように、より省エネ性能の高い製品に買い替えることで電気代の削減のほか、CO₂排出量の削減にもつながります。

東京都の試算では、都内の全世帯が冷蔵庫、照明、テレビ、エアコンを買い替えた場合、約307万t-CO₂の削減＝家庭のCO₂排出量の約18%に相当する効果があります。



出典：東京ゼロエミポイント HP

参考 再生可能エネルギーを中心とした小売電気とは

以前は、家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）から購入することしかできませんでした。しかし、2016（平成28）年に電気の小売業への参入が全面自由化され、様々な小売電気事業者が誕生しました。それにより、様々な料金メニュー・サービスを選択できるようになり、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー由来の電気を中心としたメニューも数多くみられるようになりました。

再生可能エネルギーを中心とした小売電気へ切り替える家庭や事業所が増えると、電力のCO₂排出係数の低下に繋がり、CO₂の排出量を削減することができます。

特に、再生可能エネルギーに関心があっても、自宅に太陽光発電設備を設置できない集合住宅に住む家庭にとっては、小売電気の切り替えは有効な選択肢となります。

（４）まちづくりにおける取組の見直し

「脱炭素社会」へ転換していくためには、家庭や事業所での取組に加え、社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギー・省資源型へと転換するとともに、乗り物の動力源を徐々に再生可能エネルギー由来のものへ転換していく対策が必要です。

荒川区では、防災性の向上などを目的に密集市街地における不燃化等の市街地整備を推進しています。こうしたまちづくりの取組と連動しながら、住宅など建物の省エネルギー性能の向上や高効率設備の導入、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行などを促進することが求められています。

また、運輸部門では、低燃費自動車の普及などに伴い、エネルギー消費量、CO₂排出量ともに減少傾向にあります。自家用車から公共交通機関や自転車を組み合わせた移動への転換、ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及などを推進していく必要があります。

なお、ヒートアイランド現象の緩和などに向けた取組については、「第 7 章 気候変動による影響への適応策」に記載しました。

（５）協働での取組の見直し

アンケートの調査結果によれば、「環境教育などのイベント運営」、「森林整備・植樹活動」、「水辺環境の保全活動」等の参加割合が低いことから、区民の関心を高めるためにも、他自治体や民間企業と連携し、森林や水辺での環境活動などの機会を創出する視点も欠かせません。

さらに、「脱炭素社会」へ転換していくためには、子どもから大人まで全ての世代が関心を持ち、正しい知識で省エネルギー行動などに取り組むことが不可欠であり、特に、次代を担う若者世代へのアプローチは重要です。

このため、区民・事業者・区（行政）による「環境区民」とその牽引役となる「荒川区地球温暖化対策協議会」の協働体制をより強固にするとともに、様々な方法で環境情報を発信していく必要があります。また、区民の年齢層、職業などに応じた啓発手法を体系化し、意識の向上、自主的な活動の促進のための取組を充実させていく必要があります。

（６）CO₂以外の温室効果ガスに対する取組の追加

荒川区では、2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量のうち、93%を CO₂ が占めていますが、残りの 7%は代替フロン等の 6 種類のガスが占めています。

前計画策定時には、これら 6 種類のガスが占める割合は 3%と小さかったため、排出削減の目標に含めていませんでした。しかし、近年、業務用冷凍空調機器や家庭用エアコンの稼働数、廃棄数の増加に伴い、特にハイドロフルオロカーボン類の排出量が増加しています。また、今後も排出量が増加し続けると考えられています。

このため、本計画では、これら 6 種類のガスについても排出削減の目標に含め、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 25 号）」に則った適切な管理を促すなど、取組を推進していく必要があります。

第5章 削減目標及び達成方針

第5章 削減目標及び達成方針

1. 削減目標の設定

(1) 荒川区全体の削減目標

2015（平成 27）年に採択された「パリ協定」や、2019（令和元）年に策定された「ゼロエミッション東京戦略」、2020（令和 2）年の我が国の「2050 年脱炭素化宣言」などを踏まえると、2050 年度までに「脱炭素社会」を実現することが長期的な目標となります。

このような長期的な目標を達成するためには、概ね 10 年ごとに期間を区切って各段階の中間目標を設定し、それぞれの達成に向けた対策の実行、評価、見直しを繰り返しながら取り組んでいく必要があります。

本計画の計画期間は、2021（令和 3）年度から 2027（令和 9）年度までの 7 年間としています。2050 年度までに「脱炭素社会」を実現するために、本計画の終了時点で達成しておくべき削減量として、2019（令和元）年の「ゼロエミッション東京戦略」等と整合が取れる目標を設定しました。

2027（令和 9）年度までにエネルギー消費量を
2000（平成 12）年度比で 36%削減

2017 年時点で
28%削減達成

2027（令和 9）年度までに温室効果ガス排出量を
2000（平成 12）年度比で 24%削減^{※1,※2}

新しい目標を
設定しました

※1：「電気事業における低炭素社会実行計画（2015 年（平成 27）電気事業連合会ほか）」で設定されている電力の CO₂ 排出係数の 2030（令和 12）年度目標「0.37kg-CO₂/kWh」の達成に向け、2027（令和 9）年度時点で「0.393kg-CO₂/kWh」となっていることが前提となる。

※2：フロン等の CO₂ 以外の温室効果ガスも含めた目標を設定した。

(2) 部門別の削減目標

温室効果ガス排出量の大半を占めている CO₂ 排出量のうち、家庭部門からの排出量が 44%、業務部門からの排出量が 29%を占めており、これらの部門の CO₂ 排出量を削減することが「脱炭素社会」へ転換していく上で重要な課題となっています。

このため、家庭部門、業務部門については、個別に削減目標を設定しました。削減目標の設定に当たっては、CO₂ 排出係数の変化を受けないようにエネルギー消費量について設定しました。また、世帯数や業務用床面積の変化の影響を受けないように、家庭部門は一世帯当たり、業務部門は床面積 1m² 当たりの目標としました。

家庭部門

2027（令和 9）年度までに一世帯当たりの
エネルギー消費量を 2000（平成 12）年度比で 44%削減

2017 年時点で
23%削減達成

業務部門

2027（令和 9）年度までに床面積 1m² 当たりの
エネルギー消費量を 2000（平成 12）年度比で 27%削減

2017 年時点で 16%
削減達成



参考

区民が求める「あらかわ」における2050年頃の「脱炭素社会」

令和2年11月15日（日）荒川区地球温暖化防止講演会の際に参加者に対して「こうなっていたらいいなと思う2050年荒川区の姿」についてアンケートを実施しました。なお、条件は1人6票とし、1つの項目に対する最大回答可能数は1としました。

●アンケート集計結果

項目	票数
花や緑があふれるまち	55
物を大切にリサイクルをするまち	45
食べ物をもっと大切にするまち	45
地球の未来を考える皆を応援するまち	41
水や電気の力で走る車が活躍するまち	38
地球にやさしい家や建物がたくさんあるまち	36
電気は環境にやさしいものを使うまち	31
色々な乗り物が使いやすいまち	25
車や自転車は皆で一緒に使うまち	20
計	336

※：荒川区地球温暖化対策協議会調べ

●地球温暖化防止講演会の様子



参考 ゼロエミッション東京戦略の 2030（令和 12）年に向けた主要目標

東京都は、2019（令和元）年に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、『2050 年までに CO₂ 排出を実質ゼロ』にするためのロードマップを示しました。

この戦略において、中間段階となる 2030（令和 12）年に向けた取組が極めて重要であると位置づけられ、様々な分野で目標を設定しています。

このように、「脱炭素社会」への転換を進めていくためには、国や東京都と連携しながら、あらゆる分野での取組を展開していく必要があります。

ゼロエミッション東京戦略の 実現に向けたロードマップ

Goal 目指すべき姿

東京都が目指す2050年の姿

Challenge 更なるステージアップ

ゴール到達に向けて飛躍が必要な事項

Milestone ゴールまでの通過点

2030年に到達すべきターゲット

Plus Actions 2019 - 2030

2030年目標の着実な達成と
それを上回る施策の展開



出典：ゼロエミッション東京戦略（東京都）

● ゼロエミッション東京戦略の 2030（令和 12）年に向けた主要目標

政策	2030 年に向けた主要目標	
政策 1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	都有施設（知事部局等）使用電力の再エネ	100%
	都内太陽光発電設備導入量	130 万 kW
	再エネ電力利用割合	30%
	エネルギー消費量（2000 年比）	38%削減
政策 2 水素エネルギーの普及拡大	家庭用燃料電池の普及	100 万台
	業務・産業用燃料電池の普及	3 万 kW
	ゼロエミッションバスの導入	300 台
	乗用車の新車販売台数に占める ZEV の割合	50%
政策 3 ゼロエミッションビルの拡大	水素ステーションの整備	150 か所
	温室効果ガス排出量（2000 年比）	30%削減
	エネルギー消費量（2000 年比）	38%削減
	再エネ電力利用割合	30%
政策 4 ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進	乗用車の新車販売台数に占める ZEV の割合	50%
	ゼロエミッションバスの導入	300 台
	小型路線バスの新車販売	原則 ZEV 化
	ZEV インフラの整備 急速充電器	1,000 基
政策 5 3R の推進	ZEV インフラの整備 水素ステーションの整備	150 か所
	一般廃棄物のリサイクル率	37%
政策 6 プラスチック対策	家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量（2017 年度比）	40%削減
政策 7 食品ロス対策	食品ロス発生量（2000 年度比）	半減
政策 8 フロン対策	代替フロン（HFCs）排出量（2014 年度比）	35%削減

資料：ゼロエミッション東京戦略（東京都）をもとに作成

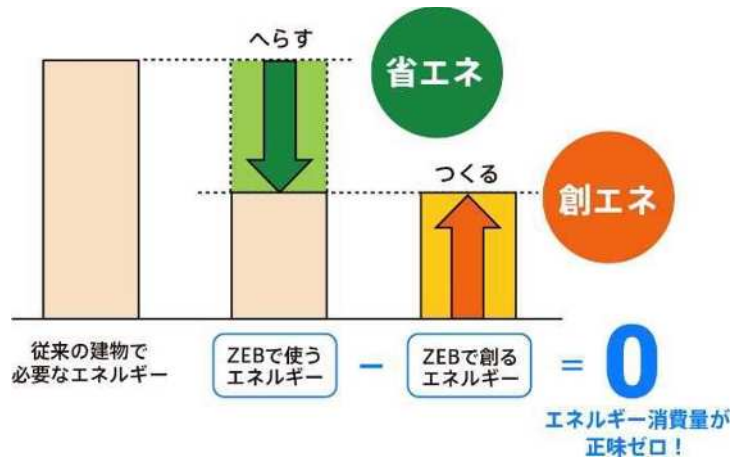


参考 ゼロエミッションビルとは

「ゼロエミッション東京戦略」では、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用により脱炭素化を目指すビルのことを「ゼロエミッションビル」と呼んでいます。

また、環境省では、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことを「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）」と呼んでいます。ゼロエネルギーの達成状況に応じて、ZEB（ゼブ）、Nearly ZEB（ニアリー ゼブ）、ZEB Ready（ゼブ レディ）、ZEB Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド）の4段階に分けられており、環境省、国土交通省、経済産業省から様々な補助金が用意されています。

●ネット・ゼロ・エネルギー・ビル （ZEB：ゼブ）のイメージ

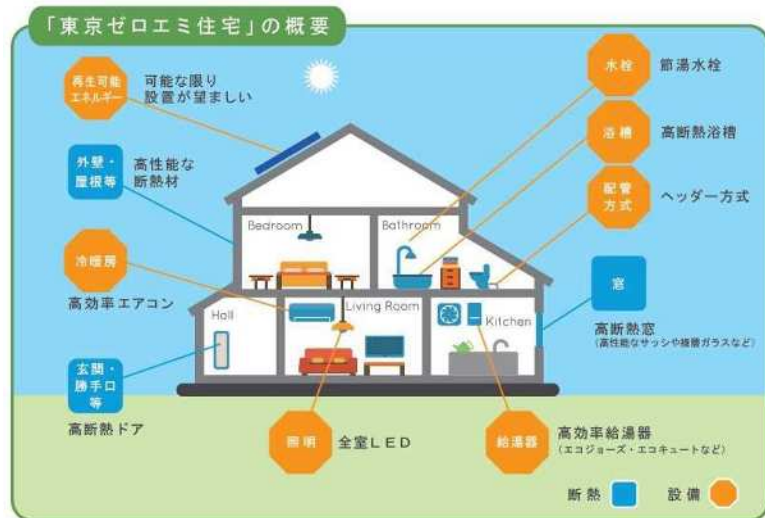


出典：環境省 HP「ZEB PORTAL〔ゼブ・ポータル〕」

参考 ゼロエミッション住宅とは

環境省では、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅」のことを、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）」と呼んでいます。「ZEH：ゼッチ」も「ZEB：ゼブ」と同じように、環境省、国土交通省、経済産業省から様々な補助金が用意されています。

また、東京都では、「高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅」のことを「東京ゼロエミ住宅」と名付け、独自の助成事業を行っています。



出典：東京都環境局 HP

2. 削減目標の達成方針

(1) 今後の対策で削減する必要がある排出量の推計

エネルギー消費量と温室効果ガス排出量は、削減対策の他にも、人口や各種の活動量、外部要因などに応じて変動します。このため、削減対策をせず、人口などが自然に変動しながら推移した場合の将来の値を推計し、削減目標との差から、今後の対策で削減する必要がある排出量を推計しました。

削減対策をしない場合の将来推計の際は、人口や各種の活動量の推移を考慮したほか、2015（平成 27）年に電気事業連合会などが公表した電力の CO₂ 排出係数の目標を基に、2027（令和 9）年度時点で「0.393kg-CO₂/kWh」となっていることを前提としました。

その結果、今後の対策により、2000（平成 12）年度比で、エネルギー消費量を 10%、温室効果ガス排出量を 17%削減する必要があることが分かりました。

●エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の将来推計結果

項目	2000 （平成 12） 年度	2017 （平成 29） 年度	2027（令和 9）年度		
	基準値	実績値	将来推計 （対策なし）	目標値	目標値との差
エネルギー消費量 （TJ）	9,337	6,761 （-27.6%）	6,851 （-27%）	5,957 （-36%）	895 （10%）
温室効果ガス排出量 （千 t-CO ₂ eq）	707	705 （-0.3%）	656 （-7%）	534 （-24%）	122 （17%）

※1：カッコ内の数値は、2000（平成 12）年度を基準とした変動の割合を示す。

※2：小数点以下を四捨五入しているため、「目標値」から「将来推計（対策なし）」を引いた値が「目標値との差」と一致しない場合がある。

参考 東京都の削減目標

東京都は、2016（平成 28）年に策定した「東京都環境基本計画 2016」で 2030（令和 12）年度の削減目標を設定し、2019（令和元）年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」でもその目標は引き継がれています。

この削減目標は、部門別、ガス別に設定されているため、本計画ではこの部門別、ガス別の削減目標を荒川区の実績値に当てはめて 2030（令和 12）年度の削減目標を設定したうえで、2027（令和 9）年度の削減目標を設定しました。

●エネルギー消費量の削減見込み量



●温室効果ガス排出量の削減見込み量



(2) 削減目標の達成に向けた方針

削減目標の達成に向け、下記の4つの方針により対策を推進していきます。

●削減目標の達成に向けた方針

削減方針1 家庭で取り組む温室効果ガスの削減

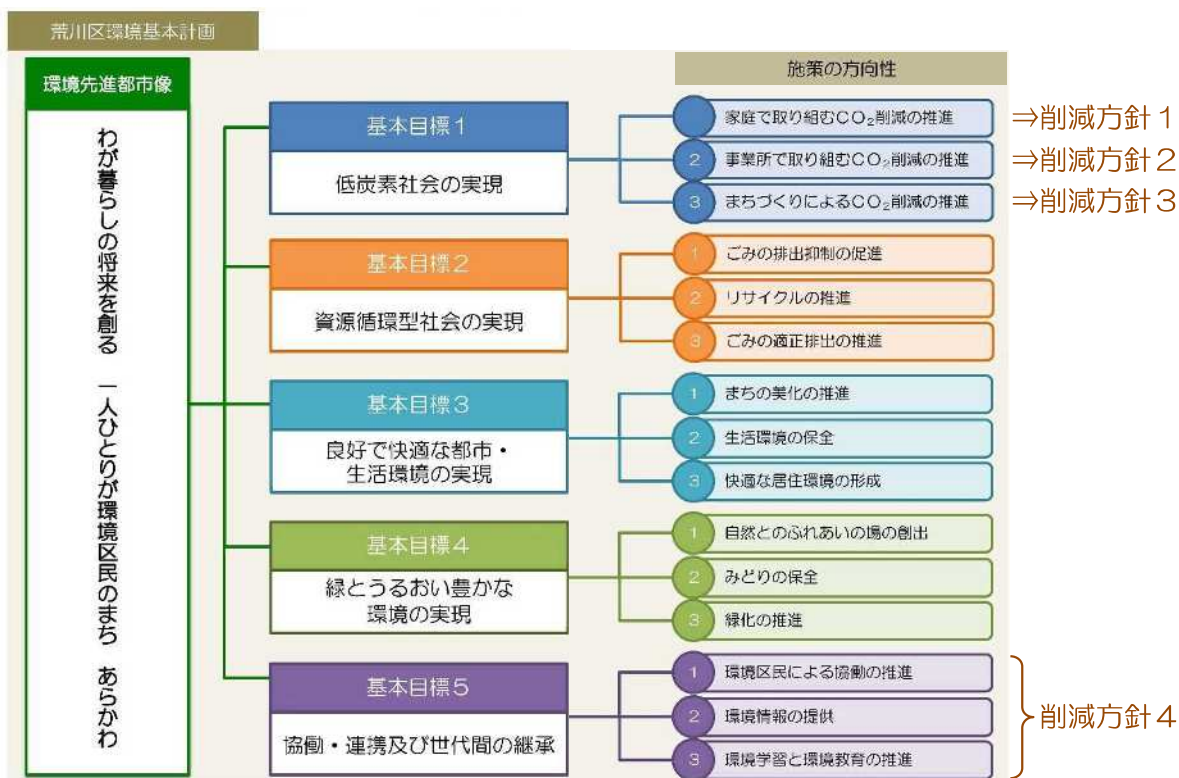
削減方針2 事業所で取り組む温室効果ガスの削減

削減方針3 まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減

削減方針4 協働で取り組む温室効果ガスの削減

参考 荒川区環境基本計画との関係

本計画は、2018（平成30）年に改定した「荒川区環境基本計画」の関連個別計画に当たります。削減方針1から3は「荒川区環境基本計画」の基本目標1の内容を詳細に示したもので、削減方針4は「荒川区環境基本計画」の基本目標5のうち、地球温暖化対策に関する計画を示したものです。



資料：荒川区環境基本計画をもとに作成

第6章 目標達成のための基本施策と重点プロジェクト

第6章 目標達成のための基本施策と重点プロジェクト

1. 計画の施策体系

緩和策

荒川区のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減する「削減方針」、「施策の方向」、「基本施策」は、下記のとおりです。

削減方針	施策の方向	
削減方針1 家庭で取り組む 温室効果ガスの削減 ～地球にやさしい 生活を実践しよう～	1-1 省エネルギー型ライフスタイルの推進	(1) 家庭の省エネルギー行動のきっかけづくり
		(2) 家庭の省エネルギー行動の促進
	1-2 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進	
	1-3 3Rの推進	
削減方針2 事業所で取り組む 温室効果ガスの削減 ～地球にやさしい 事業活動を実践しよう～	2-1 省エネルギー型ビジネススタイルの推進	(1) 事業者の省エネルギー行動のきっかけづくり
		(2) 事業者の省エネルギー行動の改善の促進
	2-2 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進	
	2-3 代替フロンの漏えい防止策の促進	
	2-4 区役所の環境配慮率先行動の推進	
削減方針3 まちづくりで取り組む 温室効果ガスの削減 ～地球にやさしい まちをつくっていこう～	3-1 環境にやさしいまちづくりの推進	(1) まちの温暖化防止を推進
		(2) 水素社会の実現に向けた取組の推進
	3-2 環境交通の推進	
削減方針4 協働で取り組む 温室効果ガスの削減 ～みんなが「環境区民」 として行動しよう～	4-1 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進	
	4-2 環境意識の向上・環境教育の充実	

2027（令和9）年度までの削減目標（2000（平成12）年度比）

荒川区全体

エネルギー消費量：36%削減

家庭部門

一世帯当たりの
エネルギー消費量：44%削減

荒川区全体

温室効果ガス排出量：24%削減

業務部門

床面積 1m² 当たりの
エネルギー消費量：27%削減

基本施策

◎家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化

- ・街なか避暑地、ほっとサロンの開催

◎家庭向け省エネセミナーの開催

- ・再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入に対する支援
- ・再生可能エネルギーを中心とした小売電気への切り替えの啓発と促進
- ・ごみの発生抑制を主眼とする3Rの推進とプラスチックごみの削減・プラスチック製品の削減

◎事業所で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化

◎省エネルギー研修会及び金融機関職員向け説明会の開催

◎省エネ診断、エコチューニングの周知と普及

- ・環境マネジメントシステムの取得促進
- ・再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入に対する支援
- ・再生可能エネルギーを中心とした小売電気への切り替えの啓発と促進
- ・フロン使用製品使用時の漏えい防止のための機器管理の啓発
- ・公共施設の環境配慮の推進
- ・区有施設の適切な機器導入、環境に配慮した電力一括契約の拡充

◎省エネルギー建築物の新築・建替えの促進

- ・ゼロエミッションビルを取り入れたまちづくりの促進
- ・ゼロエミッション住宅等の普及促進

◎緑化の推進

◎ヒートアイランド対策の推進

◎LED街路灯の拡充

◎集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化の促進

- ・集合住宅への太陽エネルギー利用システムの導入促進

◎水素社会の実現に向けた取組の推進

- ・公共交通機関の利用促進
- ・環境にやさしい自動車利用への転換
- ・ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進
- ◎自転車利用の促進

◎協働による環境活動・イベントの拡充

◎区民・事業者、環境団体の自主的な活動の支援

◎森林整備等吸収対策における交流自治体との協働の取組の推進

◎環境教育・環境学習の充実

- ・環境ボランティア・環境リーダーの育成
- ・学生向け教育の拡充
- ・啓発手法の体系化

※ ◎は、計画期間内において重点的に取組を実施する「重点プロジェクト」

2. 目標達成のための基本施策と重点プロジェクト

削減方針 1

家庭で取り組む温室効果ガスの削減

～地球にやさしい生活を実践しよう～

荒川区から排出されるCO₂の44%が、家庭での日常生活に伴うものです。

1 世帯当たりのエネルギー消費量は減少傾向にありますが、近年、省エネルギー行動の取組は停滞しています。また、「脱炭素社会」へ転換していくために欠かせない再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入が伸び悩んでいます。

そのため、まずは日常的な省エネルギー行動の着実な実践に加え、より削減効果の高い省エネルギー行動の啓発と普及を進め、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進していきます。その上で、高効率・省エネ型の電化製品への買い替え、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入、廃棄物の削減（3R）などを促進していきます。

【施策の方向】

- 省エネルギー型ライフスタイルの推進
- 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進
- 3Rの推進

また、「家庭で取り組む温室効果ガスの削減」は、下記の活動指標に基づいて実施していきます。

『家庭で取り組む温室効果ガスの削減』の活動指標

指標項目	活動指標 〈2027（令和9）年度末〉	現状値 〈2019（令和元）年度末〉
省エネセミナー 参加世帯数	累計 1,233 世帯	累計 456 世帯 〈2016（平成28）年度～〉
一人一日当たりの ごみ排出量	2021（令和3）年度までに 2018（平成30）年度比 25%削減 2022（令和4）年度以降は、 「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に準ずる	694 g 〈2018（平成30）年度〉

1-1 省エネルギー型ライフスタイルの推進

(1) 家庭の省エネルギー行動のきっかけづくり

日常生活での少しの気づきと工夫で、省エネルギー化を進めることができます。このような省エネルギー行動の大切さと取組の効果を「知る」ことが、省エネルギー型ライフスタイルへと転換する第一歩であり、「環境区民」の責務です。

そのため、様々な媒体を活用し、家庭における生活の場面に応じた省エネルギー行動をわかりやすく解説し、発信していきます。また、公共施設などの一部を開放して夏季に涼んでいただく「街なか避暑地」、冬季に温まっていただく「ほっとサロン」を開催し、家庭でのエアコン使用を抑制していきます。

2つの基本施策のうち、「家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化」を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化	・あらかわ区報や町会回覧板、区ホームページなどの様々な媒体を活用し、省エネルギー行動の啓発を強化します。 ・家庭における生活の場面に応じ、健康にも配慮した省エネルギー行動をわかりやすく解説し、発信します。
②	街なか避暑地、ほっとサロンの開催	・夏季及び冬季にエアコン使用の省エネルギー化を図るため、区と事業者が協働して「街なか避暑地」、「ほっとサロン」を開催します。

(2) 家庭の省エネルギー行動の促進

日常生活での省エネルギー化を効果的に進めていくためには、家庭でのエネルギー使用量の把握や、各家庭に合わせた省エネルギー行動の実践などが必要です。

そのため、「省エネセミナー」の参加者を増やし、このような省エネルギー行動のステップアップを促進していきます。

この基本施策を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	家庭向け省エネセミナーの開催	・家庭におけるより一層の省エネルギー化を促進するため、クール・ネット東京等と連携し、家庭向け省エネセミナー制度の利用者の拡大を図ります。

参考 新型コロナウイルス感染症の流行と地球温暖化対策について（その①）

2019（令和元）年12月以降、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行しています。感染拡大防止のため、流行が一定程度収束するまでは、「街なか避暑地」や「ほっとサロン」、「家庭向け省エネセミナー」など、人が集まるような地球温暖化対策やイベントの実施は困難な状況です。これらは、感染症の流行状況に注意を払いながら実施可否を判断することとし、実施する場合でも感染拡大防止の徹底を図ります。

No. 8 追記

また、様々な媒体による啓発活動として、オンラインを活用した啓発事業なども検討していきます。

1-2 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進

家庭での省エネルギー化を進めるためには、高効率・省エネ型の電化製品へ買い替えることが効果的です。また、「脱炭素社会」へ転換していくためには、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入拡大が欠かせません。

そのため、様々な媒体を活用してこれらの機器に関する情報を発信するとともに、「エコ助成制度」などにより導入を支援していきます。また、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えなどについても啓発し、促進していきます。

基本施策		施策の概要
①	再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入に対する支援	・あらかわ区報や町会回覧板、PRパンフレットなどを通じて、家庭用燃料電池（エネファーム）をはじめとする再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入、家電の買換えを促進するための情報を発信します。 ・エコ助成制度を活用し、住宅における再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進します。 ・必要に応じて助成対象機器の見直しを行います。
②	再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えの啓発と促進	・家庭に供給される電力の電源構成比や CO₂ 排出係数の情報をホームページなどで発信し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを啓発します。 ・東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えなどを啓発し、促進します。

1-3 3Rの推進

家庭で使用する製品などは、製造の段階や廃棄物として焼却処分する際などで CO₂ を排出するため、省資源化と資源の循環利用を推進することは、温暖化防止の観点からも重要です。

そのため、ごみの発生抑制（リデュース）を中心に、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）をさらに推進していきます。また、近年注目されている海洋プラスチックごみ問題なども踏まえ、プラスチックごみ、プラスチック製品の削減を進めていきます。

基本施策		施策の概要
①	ごみの発生抑制を主眼とする3Rの推進とプラスチックごみの削減・プラスチック製品の削減	・「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、区民に対し、ごみの減量に向けた啓発を強化するとともに、引き続き、区民の自主的な資源回収の取組を支援します。また、資源回収品目の拡大等により、ごみの発生抑制を推進します。 ・プラスチックごみ、プラスチック製品の削減を推進します。

参考

「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン

東京都では、2019（令和元）年から、太陽光や風力などの再生可能エネルギー由来の電気を購入する希望者を募り、一定量の需要をまとめることで価格を低減しながら再生可能エネルギー由来の電気の購入を促すキャンペーンを行っています。

家庭・商店・小規模オフィスが対象となっており、多くの方が参加するほど電気代が安くなる仕組みになっています。

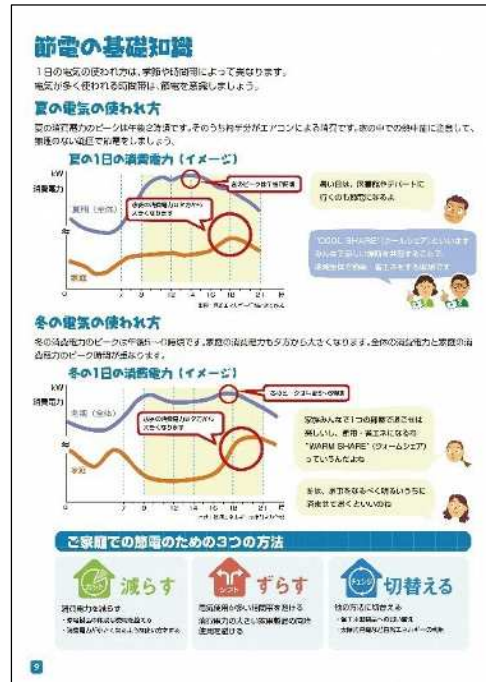
家庭で取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化

クール・ネット東京と荒川区が連携して、家庭における生活の場面に応じ、健康にも配慮した省エネルギー行動のポイントをわかりやすく解説します。

また、このような情報をあらかじめ区報や町会回覧板、区ホームページなど様々な媒体を活用して発信し、啓発を強化します。

●家庭の省エネハンドブック



出典：2020 家庭の省エネハンドブック（クール・ネット東京）

●家庭の省エネ対策のためのリーフレット



出典：クール・ネット東京 HP

家庭で取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】家庭向け省エネセミナーの開催

クール・ネット東京のエコアドバイザー派遣制度を活用して、ふれあい館などで家庭向け省エネセミナーを開催します。

子育てクラスや高齢者サロンなどと合同で開催するなど、多くの方に利用していただけるように工夫します。

●開催の様子

セミナー名：ふれあいカフェ
開催日：2019（令和元）年8月6日（火）
開催場所：西尾久ふれあい館



エコアドバイザーとは？

クール・ネット東京の
所定の研修を修了した、
家庭の省エネの専門家です。
わかりやすく、楽しく家庭の
省エネ対策のポイントを
説明します。



出典：クール・ネット東京 HP

セミナー内容

クイズなどを交え、楽しみながら学べる内容です

- 地球温暖化のしくみ
- わが家の省エネ度をチェック
- 消費電力を測ってみよう！
- 一度やるとずっと省エネ
- 少ないエネルギーで“快適”の工夫
- 買い替えでぐ～んと省エネ
- LED照明は省エネ&長寿命
- LED電球の選び方
- 省エネの肝は“お湯”の使い方

※上記の中から、時間・ご希望に合わせて調整いたします



出典：クール・ネット東京 HP

参考 省エネ家電への買い替えを促す取組

家電の省エネ化は進化しており、冷蔵庫では10年前の製品と比べて約5割、エアコンは約3割省エネとなっています。このように、より省エネ性能の高い製品に買い替えることで電気代の削減のほか、CO₂排出量の削減にもつながります。

荒川区では、2020（令和2）年度に、新型コロナウイルス感染症対策事業として省エネエアコンへの買い替えを促す「あら！快適 スタイホーム・エアコン事業」、「あら！冬も快適 省エネ・エアコン事業」を実施しました。

●あら！快適 スタイホーム・エアコン事業のリーフレット

荒川区新型コロナウイルス感染症対策事業

あら！快適

スタイホーム・エアコン事業

猛暑の時期でもご自宅で快適に過ごしていただくために
省エネ型エアコンの購入費用の一部を助成します。

対象者

以下のすべてに該当する方

- 令和2年5月1日時点で荒川区に住民登録があり、申請日時点で引き続き荒川区内に住所を有している方
- 特別区民税・都民税を滞納していない方
- 購入したエアコンを荒川区内の自宅に設置した方

対象機器

以下の両方に該当するエアコン

- 統一省エネラベル4つ星以上の製品
（省エネ基準達成率114%以上の製品）
- 令和2年5月1日から8月31日までの期間に購入した新品の製品（中古品は対象外）


統一省エネラベル例

助成額

- 助成率 4分の1
- 助成限度額
荒川区内の店舗で購入 … 30,000円
荒川区外の店舗で購入 … 10,000円

※インターネット、通販等での購入も対象
※取付工事費等、設置に要する費用も対象
※買い替えに伴う既設置機の取り外し工事・処分費は対象外
※1世帯あたり1回1台まで

助成件数

- 500件（先着順）
上限に達し次第、受付を締め切ります。

■■ 問い合わせ先 ■■
荒川区環境清掃部環境課
スタイホーム・エアコン事業担当
03-3801-7731
受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

申請書は中面の
右ページにあります！



参考 荒川区エコ助成金交付制度

荒川区では、エコ助成金交付制度を設けています。これらを活用することで、費用負担を抑えながら、住宅に再生可能エネルギー・省エネルギー機器などを導入することができます。助成対象機器は、普及状況や価格に応じて今後も見直しを行っていきます。

●荒川区エコ助成金交付制度のリーフレット（表面）

荒川区エコ助成金交付制度のご案内

**地球と家計に優しい
エコ生活始めませんか**

屋上緑化・壁面緑化
35万円 30万円
(区内業者施工 上限) (区外業者施工 上限)

太陽光発電システム機器
25万円 20万円
(区内業者施工 上限) (区外業者施工 上限)

**集合住宅・中小企業対象
省エネルギー診断
に基づき導入する
省エネルギー設備**
35万円 30万円
(区内業者施工 上限) (区外業者施工 上限)

**家庭用燃料電池
(エネファーム)**
10万円 5万円
(区内業者施工 上限) (区外業者施工 上限)

高断熱窓

家庭用蓄電システム
15万円 10万円
(区内業者施工 上限) (区外業者施工 上限)

高断熱窓への改修
15万円 10万円
(区内業者施工 上限) (区外業者施工 上限)

概要については裏面をご覧ください!!

問い合わせ先 〒116-0002 荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター
荒川区環境清掃部 環境課 環境保全係 TEL.03-3802-4694 (平日8時30分から17時15分)

●荒川区エコ助成金交付制度のリーフレット（裏面）

荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策助成金交付制度

エコ助成制度

助成対象の要件や助成金額の算定方法等の詳細は、荒川区ホームページまたは環境課で配布している本制度の交付申請の手引きをご覧ください。
申請書や申請の手引きは、荒川区ホームページよりダウンロードできます。

助成対象	解 説	助成上限額
 太陽光発電システム機器	太陽光のエネルギーを直接電気に変換するシステム	20万円 出力1kwあたり2万円 (区内業者が施工した場合25万円)
 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	ガスから取り出した水素を利用して発電し、電気と同時に湯をつくるシステム	5万円 機器費用(本体)と設置費用の1/20 (区内業者が施工した場合10万円)
 家庭用蓄電システム	太陽光発電やエネファームで得られた電力を蓄電するシステム	10万円 蓄電池の容量1kwhあたり1万円 (区内業者が施工した場合15万円)
 屋上緑化	建築物の屋根部分に草花・樹木等を植栽するもの（最少施工面積2㎡）	30万円 1㎡あたり2万円に施工面積を乗じて得た額と、施工費の1/2の額のうち小さい額 (区内業者が施工した場合35万円)
 壁面緑化	建築物の外壁部分に補助器具等設置し、壁面植栽するもの（最少施工面積2㎡）	30万円 1㎡あたり1万円に施工面積を乗じて得た額と、施工費の1/2の額のうち小さい額 (区内業者が施工した場合35万円)
 高断熱窓への改修	窓からの熱の出入りを防ぎ、空調効率の向上につながる複層ガラスの窓や二重窓（内窓・外窓・ガラス交換）への改修	10万円 施工費用の1/5の額 (区内業者が施工した場合15万円)
 雨水貯水槽設置	貯水タンクの容量が100ℓ以上で、屋根面等からの雨水を集めるもの	30万円 貯水槽の容量を10ℓで割り、千円を乗じて得た額と設置費用の1/2の額のうち小さい額 (区内業者が施工した場合35万円)
 事業所向け省エネルギー診断に基づき導入する省エネルギー設備	事業所向け省エネルギー診断に基づき導入する省エネルギー設備	30万円 設置費用の1/10の額 (区内業者が施工した場合35万円)
 荒川区集合住宅向け省エネルギー診断に基づき導入する省エネルギー設備	荒川区集合住宅向け省エネルギー診断に基づき共用部に導入する省エネルギー設備	30万円 設置費用の1/2の額 (区内業者が施工した場合35万円)

※助成金の交付は、助成対象機器等それぞれ1回限りです。
※屋上緑化と壁面緑化を併せて実施した場合の上限額は40万円です。
※設置（施工）費用とは、対象設備及びその導入工事に係る費用（消費税除く）です。

申請方法

必要書類を添えて、必ず対象工事の着手2週間以上前に荒川区環境課へ申請してください。 申込期限：令和3年2月25日

※施工を完了し令和3年3月15日までに、実績報告書を提出してください。



リサイクル推進(A)
この事業者は、環境負荷の低減にリサイクルを推進しています。

参考 家庭での省エネルギー行動

家庭では、様々なシーンで実践できる省エネルギー行動があります。このような省エネルギー行動により、CO₂排出量の削減に貢献できる上、電気・ガス・水道料金の節約に繋がり、家計のオトクにも繋がります。

●家庭での省エネルギー行動（1/2）

シーン	省エネルギー行動		効果（年間）		
			エネルギー削減	CO ₂ 削減	家計のオトク
エアコン（冷房）・テレビ	冷房時の室温は 28℃を目安にする		30.2kWh	14.8kg	800 円
	エアコン（冷房）の使用時間を 1 日 1 時間減らす		18.8kWh	9.2kg	500 円
	フィルターをこまめに掃除する(月 2 回程度)		32.0kWh	15.6kg	850 円
	テレビをつけている時間を 1 日 1 時間減らす		16.8kWh	8.2kg	440 円
	テレビ画面は明るすぎないように設定する		27.1kWh	13.3kg	720 円
パソコン・掃除機	部屋を片付けてから掃除機をかける		5.5kWh	2.7kg	150 円
	モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす		16.4kWh	8.0kg	430 円
	パソコンを使う時間を 1 日 1 時間減らす	デスクトップ	31.6kWh	15.5kg	840 円
		ノート	5.5kWh	2.7kg	150 円
	パソコン（デスクトップ）の電源オプションの見直しをする		12.6kWh	6.2kg	330 円
暖房器具	暖房時の室温は 20℃を目安にする	エアコン	53.1kWh	26.0kg	1,410 円
		ガスファンヒーター	8.2m ³	17.8kg	1,040 円
		石油ファンヒーター	10.2L	25.4kg	1,010 円
	暖房器具の使用時間を 1 日 1 時間減らす	エアコン	40.7kWh	19.9kg	1,080 円
		ガスファンヒーター	12.7m ³	27.6kg	1,610 円
		石油ファンヒーター	15.9L	39.6kg	1,580 円
	電気カーペットは広さにあった大きさにする		89.9kWh	44.0kg	2,380 円
	電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする		186.0kWh	91.0kg	4,930 円
照明・こたつ	照明の使用時間を 1 日 1 時間減らす	白熱電球	19.7kWh	9.6kg	520 円
		蛍光灯	4.4kWh	2.2kg	120 円
		LED 電球	2.9kWh	1.4kg	80 円
	白熱電球を LED 電球に交換する		92.0kWh	45.0kg	2,440 円
	こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団をあわせて使う		32.5kWh	15.9kg	860 円
	こたつの設定温度を低めにする		49.0kWh	24.0kg	1,300 円

No. 19～21 追記

日常の省エネルギー行動を積み重ねることで CO₂ 排出量を減らすことにつながるね

詳しいことは、クール・ネット
東京 HP で確認できるよ ⇒



猛暑日などは、命を守る行動が重要！
健康に配慮しながら取り組みましょう



●家庭での省エネルギー行動 (2/2)

シーン	省エネルギー行動		効果（年間）		
			エネルギー削減	CO ₂ 削減	家計のオトク
冷蔵庫	冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する		45.1kWh	22.1kg	1,190 円
	冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する		61.7kWh	30.2kg	1,630 円
	冷蔵庫にはものを詰め込まない		43.8kWh	21.4kg	1,160 円
	冷蔵庫は無駄な開閉をしない		10.4kWh	5.1kg	280 円
	冷蔵庫を開けている時間を短くする		6.1kWh	3.0kg	160 円
調理・食器洗い	炎が鍋底からはみ出ないようにする	ガス	2.4m ³	5.2kg	300 円
	炊飯器の長時間保温はせず、使わないときはプラグを抜く		45.8kWh	22.4kg	1,210 円
	電気ポットの長時間保温はしない		107.5kWh	52.6kg	2,850 円
	食器を洗うときは低温に設定する	ガス	8.8m ³	19.1kg	1,120 円
	食器洗いのお湯の量を減らす	ガス	8.2m ³	21.0kg	2,170 円
		水道	4.7m ³		
バス・洗濯	こまめにシャワーを止める	ガス	12.8m ³	30.7kg	2,690 円
		水道	4.4m ³		
	お風呂は間隔をあけずに続けて入る		ガス 38.2m ³	82.9kg	4,850 円
	洗濯物はまとめて洗う	電気	5.9kWh	14.1kg	4,190 円
		水道	16.8m ³		
	衣類乾燥機はまとめて使い、回数を減らす		42.0kWh	20.5kg	1,110 円
	衣類乾燥機は、自然乾燥と併用して使う		394.6kWh	193.0kg	10,450 円
洗面所・トイレ	使わない時は、電気便座のふたを閉める		34.9kWh	17.1kg	920 円
	電気便座の設定温度を低くする		26.4kWh	12.9kg	700 円
	温水洗浄便座の洗浄温水の温度を低くする		13.8kWh	6.7kg	370 円
	ドライヤーの使用時間を 1 日 1 分間減らす		7.3kWh	3.6kg	190 円
	歯磨き中、水を流しっぱなしにしない	水道	3.9m ³	2.6kg	940 円

資料：2020 家庭の省エネハンドブック（クール・ネット東京）をもとに作成

削減方針 2

事業所で取り組む温室効果ガスの削減

～地球にやさしい事業活動を実践しよう～

荒川区から排出されるCO₂の36%が、商店や事務所での事業活動に伴うものです。

近年、省エネルギー行動が定着してきており、床面積1m²当たりのエネルギー消費量が減少傾向にあります。しかし、「脱炭素社会」へ転換していくために欠かせない再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入などの取組は、コストやマンパワーの問題などで十分には広がっていません。

そのため、まずは日常的な省エネルギー行動のさらなる実践に加え、省エネ診断などにより、新たな設備投資ではなく、より削減効果の高い対策の啓発と普及を進め、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を促進していきます。その上で、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入など抜本的な取組も促進していきます。

また、荒川区も一事業者として省エネルギー行動の実践、区有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入などを推進していきます。

【施策の方向】

- 省エネルギー型ビジネススタイルの推進
- 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進
- 代替フロンの漏えい防止策の促進
- 区役所の環境配慮率先行動の推進

また、「事業所で取り組む温室効果ガスの削減」は、下記の活動指標に基づいて実施していきます。

『事業所で取り組む温室効果ガスの削減』の活動指標

指標項目	活動指標 〈2027（令和9）年度末〉	現状値 〈2019（令和元）年度末〉
事業者向け省エネセミナーへの参加者数	累計 507 名	累計 325 名 〈2010（平成22）年度～〉
エコフォワード宣言数	14 事業者	—
荒川区役所本庁舎の人口一人当たり温室効果ガス排出量	2013（平成25）年度比 29.4%削減	68.0kg-CO ₂ 〈2013（平成25）年度〉

2-1 省エネルギー型ビジネススタイルの推進

(1) 事業者の省エネルギー行動のきっかけづくり

事業活動における省エネルギー化は、経費削減に直結します。このような省エネルギー行動の大切さと経費削減の効果を「知る」ことが、省エネルギー型ビジネススタイルへと転換する第一歩です。

そのため、様々な媒体や研修会などを通じて、事業者の省エネルギー行動をわかりやすく解説し、発信していきます。また、事業者向けに説明会を開催し、区の助成制度を周知していきます。

これら2つの基本施策を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	事業所で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化	• あらかわ区報、区ホームページなどの様々な媒体を活用し、省エネルギー行動の啓発を強化します。 • 業務形態や事業活動の場面に応じた省エネルギー行動をわかりやすく解説し、発信します。
② 重点	省エネルギー研修会及び事業者向け説明会の開催	• 事業者を対象とする省エネルギー研修会を開催し、事業者の自主的な省エネルギー行動の拡大を促進します。 • 事業者向けに説明会を開催し、区の助成制度を周知します。

(2) 事業者の省エネルギー行動の促進

近年、事業者の省エネルギー行動は定着してきていますが、今後、このような行動をさらに広めていく必要があります。

そのため、省エネ診断、エコチューニングにより既存設備の運用方法を見直すなど、設備投資による負担を伴わない取組を促進していきます。また、事業者が環境への取組を効果的に実施するための環境マネジメントシステムの取得を促進していきます。

2つの基本施策のうち、「省エネ診断、エコチューニングの啓発・普及」を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	省エネ診断、エコチューニングの周知と普及	• 事業所におけるより一層の省エネルギー化を促進するため、クール・ネット東京等と連携し、省エネ診断の利用者の拡大を図ります。 • 建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うエコチューニングの周知と普及を図ります。
②	環境マネジメントシステムの取得促進	• 事業者が環境への取組を促進し、その取組を効果的・効率的に実施できるよう、環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズやエコアクション21等）の取得促進に向け、経営支援課とともに啓発します。 • エコフォワード宣言を行った事業者を区ホームページで紹介し、CSRのPRに活用していただきます。また、希望する事業者には、環境保全対策融資により環境配慮設備費用を借り入れる際の金利を優遇することで、環境配慮行動を後押しします。

2-2 再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進

事業者が省エネルギー化を進めるためには、事業で使用する機器を高効率・省エネ型のものに買い替えることが効果的です。また、「脱炭素社会」へ転換していくためには、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入拡大が欠かせません。

そのため、様々な媒体を活用してこれらの機器に関する情報を発信するとともに、「エコ助成制度」などにより導入を支援していきます。また、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えなどについても啓発し、促進していきます。

基本施策		施策の概要
①	再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入に対する支援	・あらかわ区報やPRパンフレットなどを通じて、家庭用燃料電池（エネファーム）をはじめとする再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進するための情報を発信します。 ・エコ助成制度を活用し、事業所における再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進します。 ・必要に応じて助成対象機器の見直しを行います。
②	再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切り替えの啓発と促進	・事業所に供給される電力の電源構成比やCO₂排出係数の情報をホームページなどで発信し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを啓発します。 ・東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えなどを啓発し、促進します。

2-3 代替フロンの漏えい防止策の促進

近年、業務用冷凍空調機器の増加などに伴い、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン類の排出量が増加しています。

そのため、各種事業者への呼び掛けやフロンアドバイザーの派遣など、業界団体と連携して代替フロンの漏えい防止策を促進していきます。

基本施策		施策の概要
①	フロン使用製品使用時の漏えい防止のための機器管理の啓発	・業務用冷凍空調機器を使用する事業者や建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者などへ呼び掛けるとともに、フロンアドバイザーを派遣するなど、業界団体と連携して代替フロンの漏えい防止策を促進します。

2-4 区役所の環境配慮率先行動の推進

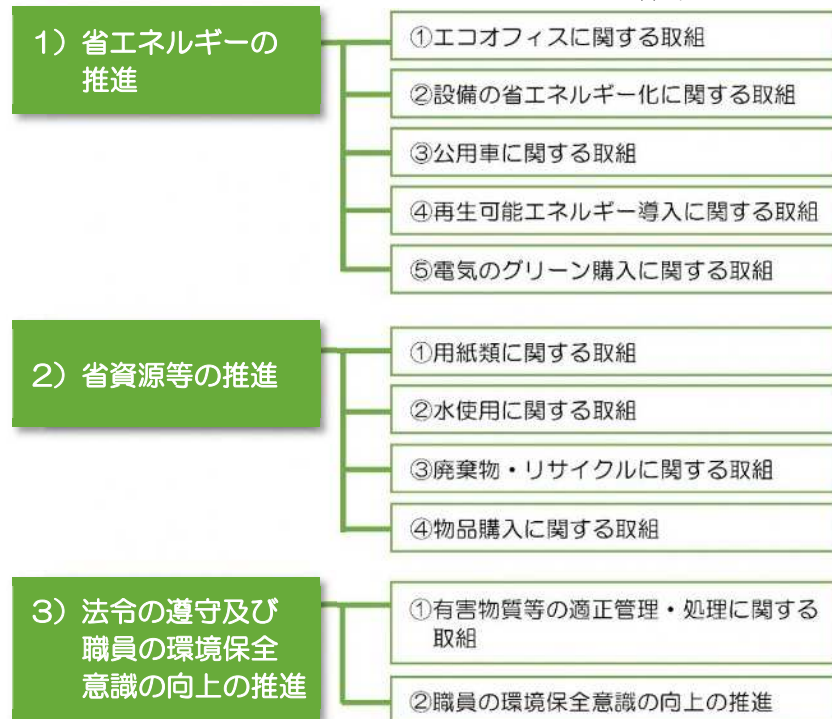
荒川区も一事業者として、「荒川区役所エコアクティブプラン」に基づき、省エネルギー行動を実践するとともに、「荒川区公共施設環境配慮指針」を見直し、区有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入などを推進していきます。また、排出係数に着目した環境にやさしい電力への切り替えなどを推進していきます。

基本施策		施策の概要
①	公共施設の環境配慮の推進	・「荒川区役所エコアクティブプラン」の削減目標を達成するために、全庁での環境配慮行動を推進します。 ・庁有車への電気自動車等の低燃費・低公害車の導入を推進します。 ・「荒川区公共施設環境配慮指針」を見直し、区が所有する庁舎、学校、コミュニティ施設等の新築・改修時において、省エネルギー機器や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー機器を導入し、公共施設の環境配慮を推進します。なお、機器導入の際には複数のエネルギー源の組み合わせやIoTを活用した制御・管理など、更なる省エネ化を検討します。 ・「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、公共施設における木材の利用に努めます。
②	区有施設の適切な機器導入、環境に配慮した電力一括契約の拡充	・区が所有する庁舎、学校、コミュニティ施設等で、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うエコチューニングを実施します。 ・排出係数に着目した環境にやさしい電力や交流都市が発電しているエコな電力を一括契約する区有施設を増やすことにより、環境負荷を低減します。

参考 荒川区役所エコアクティブプラン

荒川区では、区役所において地球温暖化対策の推進や資源の有効活用など、環境負荷の軽減に取り組むために、2018（平成30）年に「荒川区役所エコアクティブプラン」を策定しました。この計画に基づき「省エネルギーの推進」、「省資源等の推進」、「法令の遵守及び職員の環境保全意識の向上の推進」の観点から、率先して環境負荷の軽減に取り組んでいます。

●荒川区役所エコアクティブプランの体系



出典：荒川区役所エコアクティブプラン

事業所で取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】事業所で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化 省エネルギー研修会及び金融機関職員向け説明会の開催

クール・ネット東京と荒川区が連携して省エネルギー研修会を開催し、業務形態や事業活動の場面に応じた省エネルギー行動のポイントをわかりやすく解説します。

また、このような情報をあらかわ区報、区ホームページなどの様々な媒体にも掲載して発信します。

さらに、事業者から相談されることの多い金融機関職員向けに説明会を開催し、区の助成制度を周知します。

●中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト



出典：2019 年度版中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト（クール・ネット東京）

●業種別省エネルギー対策テキストのリーフレット



出典：クール・ネット東京 HP

事業所で取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】省エネ診断、エコチューニングの周知と普及

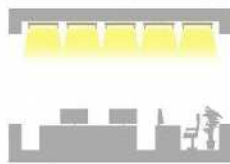
クール・ネット東京と荒川区が連携して、省エネ診断士を各事業所に派遣し、エネルギーの使用状況の診断、光熱水費削減のための省エネルギー化の提案、技術的なアドバイスなどを実施します。

●事業所への提案事例

運用改善による省エネ対策

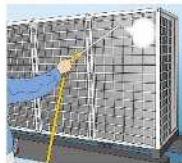
職場の照度を最適化します

照明の明るさを照度計で測定し、基準より明るすぎる場所や不要な照明が点いてないか調べます。



室外機を清掃して空調の効率を維持

室外機のフィンコイルが埃等で汚れると空調の効率が悪くなり電気使用量が増加します。定期的に清掃することで空調効率を維持できます。



CO₂濃度を測定して換気量を調整

過剰な換気をするとう空調のエネルギー使用量が増大します。CO₂濃度を測定し、適切な換気量を提案します。



設備改善による省エネ対策

LED照明器具への更新

LED照明は従来の照明に比べ長寿命で省エネ効果も非常に高くなっています。省エネ効果だけでなく何年で投資回収できるかの目安もご提示します。



太陽光発電設備の導入

太陽光発電は、昼間に発電するため、電力需要の高まる時間帯に電力量を節減でき、電気料金の低減が図られるとともに、災害時の電源確保にもなります。



インバータの導入で最適制御

ポンプや給気ファンなどにインバータ制御を導入することで、必要風量に応じてモータの回転速度を制御でき、省エネになります。



出典：2019年度版中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト（クール・ネット東京）

●設備改善・運用改善を実施した事業所の実例

テナントビル（オフィス系）



飲食店舗



出典：2019年度版中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト（クール・ネット東京）

区では、2020（令和2）年4月より、事業者の環境活動を応援するための「エコフワード事業者宣言」の受付を開始しました。

●エコフワード事業者宣言のリーフレット

2020年4月1日
から受付開始

「SDGs」の目標達成に向けて

エコフワード事業者宣言

でエコに取り組んでみませんか！

“事業者の皆さんの環境活動を応援します！”

《SDGsとは？》



2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標。「誰一人置き去りにしない」という基本コンセプトのもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、全ての国が2030年までに達成すべき17のゴール（人間、地球、豊かさ、平和のための目標であり、国際社会のパートナーシップにより実現を目指す。）を掲げています。

《宣言していただくとこんなメリットがあります》

- ☆エコフワード事業者として区ホームページ等でご紹介
- ☆CSR活動の一環として広くPRにも活用できます。
- ☆従業員の皆様の意識向上や経費（電気代やごみ処理費用等）の節減にもつながります。
- ☆環境保全対策融資（エコカーや受動喫煙対策設備の導入経費等も対象）のあっせんについて優遇利率が適用されます（申請窓口：産業経済部経営支援課）。

《宣言する内容は？例えば…》

- ◆営業車にエコカーを導入します
- ◆ペットボトルは社内会議では使用しません
- ◆マイボトル・マイバックを持参します
- ◆ごみの分別を徹底、雑がみはリサイクルちらしBOXに
- ◆歩行喫煙・ポイ捨てはしません

《対象、手続》

区内に事業所を有する方であれば業種や規模は問いません。「申請書」は以下のURLからダウンロードし、環境課へメール、ファックス又はご郵送にてご申請ください。

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kankyo/josei/ecofw.html>

が「エコフワード」へのQRコード

次の世代に豊かな地球
を引き継ぐために、
できることからみんな
で取り組もう！



荒川区ササケキャラクター“りっくる”

3R (Reduce, Reuse, Recycle) の頭文字である『R』の形をしたキャラクター。カエルの姿をしているのは、3R活動を行って、資源に変える（カエル）という意味が込められています。



認定証をお送りします！



【お問い合わせ】〒116-0002 荒川区荒川1-53-20 あらかわエコセンター 荒川区環境課環境計画係
メールアドレス: kankyou@city.arakawa.tokyo.jp ファクス: 5811-6462 電話: 3802-3111 (内線 486)

参考 新型コロナウイルス感染症の流行と地球温暖化対策について（その②）

2019（令和元）年12月以降、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行しています。

わが国では、この新しい感染症に対し、感染拡大を防ぎながら生活していくための「新しい生活様式」が取り入れられるようになりました。このなかで、地球温暖化対策と両立させるために注意が必要な場面や、逆に「新しい生活様式」のなかでこそ地球温暖化対策の効果が高まる場面がでてきています。また、「新しい生活様式」には、テレワーク、ローテーション勤務の増加など、「働き方改革」に繋がる取組もあります。

さらに、コロナ禍からの復興を環境対策（特に温暖化対策）に繋げていく「グリーンリカバリー」という考え方が世界中で注目されています。2020（令和2）年6月には、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）による意見交換会が行われ、経済社会活動の再開を脱炭素社会への移行、循環経済への移行、自立分散型社会への移行に繋げる方向性などについて話し合われました。

このように、コロナ禍からの復興を契機と捉え、「働き方改革」や環境対策など、様々な社会変革に繋げていくことが重要です。

●新型コロナウイルス感染症の流行による影響と注意点など

分野	地球温暖化対策への影響	注意点など
家庭	休校、テレワーク、ローテーション勤務の増加により、家庭での温室効果ガスの排出量が増加する場合があります。	必要な場所だけ照明を点灯する、冷暖房の温度設定に注意するなど、通常の省エネルギー行動をこまめに実践していくことが求められます。
	- 通販などによる宅配便の利用や食事のデリバリーが増加し、交通分野での温室効果ガスの排出量が増加する場合があります。 - 包装や持ち帰り用の容器による廃棄物が増加する場合があります。	- 宅配便が再配達とならないように時間指定するなどの配慮が求められます。 - 過剰な包装を断る、ごみを分別してリサイクルに回すなど、通常的环境配慮行動をこまめに実践していくことが求められます。
事業所	「新しい生活様式」では、こまめな換気が推奨されています。そのため、空調負荷が増加し、電力消費量が増加する場合があります。	換気時間の管理や、冷暖房のこまめな運転管理などが求められます。また、熱交換機能付き吸排換気扇を導入することも有効です。
	テレワーク、ローテーション勤務の増加により、事業所や交通分野での温室効果ガスの排出量が減少する場合があります。	オンライン会議やテレワークなどを継続的に実施できる環境を整えることにより、エネルギー消費量の削減を継続できるようになります。

削減方針 3

まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減 ～地球にやさしいまちをつくっていこう～

「脱炭素社会」へ転換していくためには、家庭や事業所での取組に加え、社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギー・省資源型へと転換する必要があります。

そのため、まちづくりの分野では、建物の新築、建替えの契機にあわせた建物の省エネ化や屋上・壁面緑化の促進に加え、ヒートアイランド対策、LED 街路灯の拡充などを推進していきます。また、中長期的な視点を持って、水素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

交通分野では、公共交通機関の利用促進に加え、電気自動車やカーシェアリングなどの環境にやさしい自動車利用、シェアサイクルなどの自転車利用を促進していきます。

【施策の方向】

- 環境にやさしいまちづくりの推進
- 環境交通の推進

また、「まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減」は、下記の活動指標に基づいて実施していきます。

『まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減』の活動指標

指標項目	活動指標 〈2027（令和9）年度末〉	現状値 〈2019（令和元）年度末〉
緑のカーテン講習会への延べ参加人数	累計 4,985 名	累計 2,857 名 〈2010（平成22）年度～〉
LED 街路灯の導入件数	累計 8,875 基	累計 6,321 基 〈2010（平成22）年度～〉
集合住宅の共用部分の省エネルギー化の促進	累計 460 件	累計 138 件 〈2017（平成29）年度～〉

3-1 環境にやさしいまちづくりの推進

（1）まちの温暖化防止を推進

建築物の新築、建替え時に、補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋により、建築物の省エネルギー化を促進するとともに、屋上・壁面緑化の整備を促進していきます。また、ゼロエミッションビルを取り入れたまちづくり、保水性舗装や遮熱性舗装の拡大などのヒートアイランド対策、LED 街路灯の拡充などを推進していきます。

8つの基本施策のうち、「省エネルギー建築物の新築・建替えの促進」、「緑化の推進」、「ヒートアイランド対策の推進」、「LED 街路灯の拡充」、「集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化の促進」を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	省エネルギー建築物の新築・建替えの促進	・住宅の新築・建替え時や建物断熱化などの改修時に、住宅の省エネルギー化に対する補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋を行います。
②	ゼロエミッションビルを取り入れたまちづくりの促進	・省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用により脱炭素化を目指すゼロエミッションビルについて、開発事業者との連携や、国や東京都の補助制度などの情報をホームページなどで発信することにより、まちづくりに取り入れていきます。
③	ゼロエミッション住宅等の普及促進	・省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用により脱炭素化を目指すゼロエミッション住宅や、省エネルギー性能の高い高気密住宅の普及を促進します。 ・特にゼロエミッション住宅については、停電時に自家給電可能であるなどのメリットや、国や東京都の補助制度などの情報をホームページなどで発信します。
④ 重点	緑化の推進	・区有施設をはじめ、住宅、商店街などにおける緑のカーテンの設置を促進します。 ・屋上緑化、壁面緑化の整備を促進します。 ・「荒川区花と緑の基本計画」に基づき実施する緑化大賞で様々な緑のあり方や、公園、児童遊園の計画的な整備を図ります。
⑤ 重点	ヒートアイランド対策の推進	・高断熱窓への交換といった住宅へのヒートアイランド対策について、情報を発信します。 ・保水性舗装など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を推進します。
⑥ 重点	LED 街路灯の拡充	・道路照明のLED 化を推進します。
⑦ 重点	集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化の促進	・マンション省エネコンサルタントの派遣による集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化を促進します。
⑧	集合住宅への太陽エネルギー利用システムの導入促進	・集合住宅における太陽光発電や太陽熱による再生可能エネルギー機器の導入を促進する方策について検討を行います。

(2) 水素社会の実現に向けた取組の推進

水素の多くは化石燃料由来で、製造の際に CO₂ を排出していますが、再生可能エネルギー由来の CO₂ フリー水素の実用化にむけた技術開発が進んでいます。水素は、エネルギーを取り出す際には CO₂ を排出しないため、CO₂ フリー水素が実用化されれば、「脱炭素社会」への転換に大きく貢献することになります。

そのため、水素エネルギーを本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けて、普及啓発を推進していきます。

この基本施策を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	水素社会の実現に向けた取組の推進	・小型化が進んでいる家庭用燃料電池（エネファーム）の普及啓発に加え、業務用燃料電池についても普及を促進します。 ・水素エネルギーに関する施設見学や、セミナーの開催等を通じて、その有用性や安全性について、周知・啓発を行います。

3-2 環境交通の推進

交通分野で温室効果ガス排出量の削減を進めるためには、自家用車から公共交通機関や自転車を組み合わせた移動へ転換し、自動車の走行量や渋滞を減らす必要があります。また、「脱炭素社会」へ転換していくためには、乗り物の動力源を再生可能エネルギー由来のものへ転換していく対策が必要です。

そのため、コミュニティバス「さくら」などの公共交通機関の利用促進に加え、電気自動車やゼロエミッションビークル（ZEV）、カーシェアリングなどの環境にやさしい自動車利用を促進していきます。また、シェアサイクルの周知と利便性向上などにより、自転車利用を促進していきます。

4つの基本施策のうち、「自転車利用の促進」を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
①	公共交通機関の利用促進	・コミュニティバス「さくら」の運行と利便性向上に向けた取組を推進します。 ・都電荒川線等の利用やイベントの啓発を行い、利用を促進します。
②	環境にやさしい自動車利用への転換	・電気自動車用充電スポットの拡充や普及を促進します。 ・カーシェアリングの利点について、区民への周知・啓発をより充実させ、利便性の拡大と普及を促進します。
③	ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進	・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）など、環境への負荷が低い ZEV について、補助制度などの情報をホームページなどで発信し、普及促進を図ります。 ・また、EV のバッテリーを家庭とつなぐビークルトゥホーム（V2H）システムについて、停電時に自家給電可能であるなどのメリットをホームページなどで発信し、普及促進を図ります。
④ 重点	自転車利用の促進	・シェアサイクルを本格実施してサイクルポートの拡充を図るとともに、区民や事業者に向けて周知します。 ・区の平坦な地理を生かした自転車利用の拡大により、エコな移動方法の普及を推進します。 ・「荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に基づく集客施設や集合住宅等への自転車駐車場の整備促進や道路の走行環境の改善など、自転車利用の利便性の向上を図ります。 ・自転車の安全利用に向けた講習会の実施など、自転車利用マナーの向上に向けた啓発を推進します。

参考

水素社会の実現に向けた国の動向

我が国では、2017（平成 29）年に各国に先駆けて「水素基本戦略」を策定しました。この戦略では、2030 年頃に水素発電の商用化にむけた技術確立することや、燃料電池自動車（FCV）を 30 万台普及させることなどが記載されています。

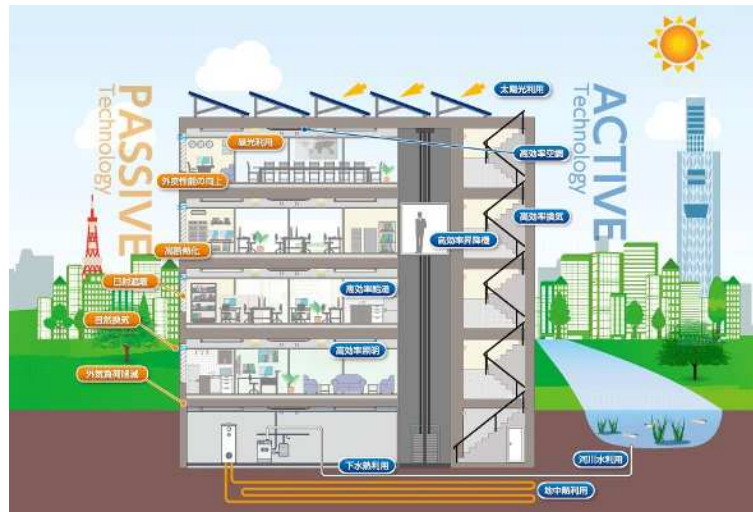
2020（令和 2）年の「2050 年脱炭素化宣言」を踏まえ、現在、水素社会の実現に向けた取組を加速させるべく、戦略の見直し作業が行われています。このなかでは、2030 年時点で国内需要の約 1 割に相当する電力を水素発電に切り替えることなどが検討されています。

まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】省エネルギー建築物の新築・建替えの促進

荒川区では、防災性の向上などを目的に密集市街地における不燃化等の市街地整備を推進しています。こうしたまちづくりの取組と連動しながら、住宅など建物の省エネルギー性能の向上や高効率設備の導入、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行などを促進します。

●省エネルギー建築物の例（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル〔ZEB〕）



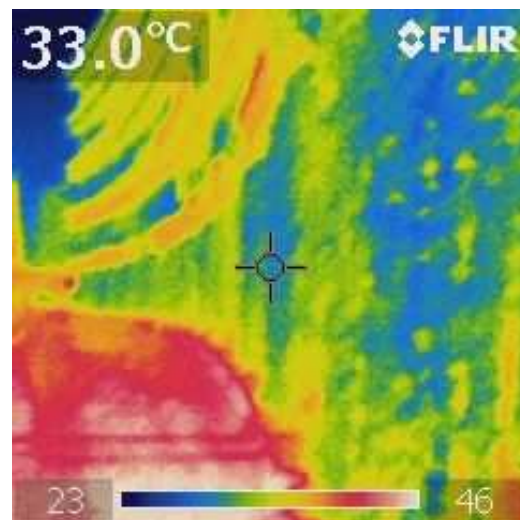
出典：環境省 HP「ZEB PORTAL〔ゼブ・ポータル〕」

【重点プロジェクト】緑化の推進

区有施設をはじめ、住宅、商店街などに緑のカーテンの設置を促し、エアコンなどのエネルギー消費の抑制、気温の上昇の緩和を図ります。

また、屋上緑化、壁面緑化の整備、公園、児童遊園の計画的な整備を図ります。

●緑のカーテンの効果（荒川区本庁舎2階）



※：日の当たっているベランダの床部に比べ、緑のカーテンの内側の温度が低くなっていることが分かる。

まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】 ヒートアイランド対策の推進

保水性舗装や透水性舗装の拡大により、夏場でも快適な道路空間を確保するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を推進します。

また、高断熱窓への交換といった住宅へのヒートアイランド対策の情報を発信します。

●ヒートアイランド対策として効果のある舗装



あらかわエコセンター
駐車場のエコ瓦舗装

千葉県の被災地瓦を配合した保水性コンクリートによる舗装を行い、ヒートアイランド対策と、災害廃棄物の削減を兼ねる。

【重点プロジェクト】 LED 街路灯の拡充

LED 街路灯は、蛍光灯の街路灯より消費電力を約 40%削減できる節電効果の高い設備です。

2019（令和元）年度までに 6,256 基設置しており、引き続き、街路灯の LED 化を推進します。

●LED 街路灯



出典：（一社）日本照明工業会 HP

まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】水素社会の実現に向けた取組の推進

千住水素ステーションや水素情報館東京スイソミルなどの施設見学、水素を活用した実験講演会、環境・清掃フェアやエコフェスタなどの環境事業を通じて、水素エネルギーの有用性や安全性について、周知・啓発を行います。

●子ども向けの啓発の様子

イベント名：サイエンスショー

開催日：2019（令和元）年11月10日（日）

開催場所：あらかわエコセンター2階 環境研修室



【重点プロジェクト】自転車利用の促進

シェアサイクルの周知とサイクルポートの拡充、集客施設や集合住宅等の自転車駐車場の整備、道路の走行環境の改善などを推進し、自家用車から公共交通機関や自転車を組み合わせた移動への転換を図ります。

また、自転車の安全利用に向けた講習会の実施など、自転車利用マナーの向上に向けた啓発を推進します。

●サイクルポート



まちづくりで取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】集合住宅の共用部分の省エネルギー化の促進

荒川区と専門機関が連携し、集合住宅の所有者や管理組合などに対し、省エネ診断などの省エネコンサルティングを実施します。

分譲マンション管理組合様・賃貸住宅のオーナー様



荒川区集合住宅向け
無料省エネ診断



区が委託した省エネコンサルタントが直接お伺いして、エネルギーの使用状況や設備を診断し、光熱費削減のための設備改修や運用方法の改善について、具体的な提案やアドバイスを行います。

内容

- 相談・現況調査
- 省エネ提案書の作成
- 省エネ提案の説明・実施に向けてのアドバイス

※ 診断後、受診者の申請に応じ、共用部の省エネ改修費助成（LED 含む）
（工事費の 1/2、上限 30 万円〈区内業者と契約し施工する場合は上限 35 万円〉）

対象

区内集合住宅の所有者（分譲住宅の場合は管理組合等）

※ 対象となる集合住宅とは、登記の種類が「共同住宅」であり、共用部と占有部で電気及び動力契約が別契約になっている建物です。

※ 同一住宅での申請につきましては、提案書の報告日から3年を経過する翌日までは、再度の申請はできません。

流れ

※診断には全体で2か月ほどかかります

- ①申請書提出 裏面の申請書に記入のうえ、必要書類を添えて環境課窓口まで持参してください。
※申請書は日にちに余裕を持ってご提出ください。
- ②派遣日程調整 区が委託した省エネコンサルタントから直接連絡が入ります。
日時・場所等について調整をしてください。
※診断・報告時の打合せ会場等は申請者でご用意ください。
- ③現況の調査 省エネコンサルタントが現地にお伺いし、申請者からの相談を受け、建物の現況調査をし、総合的な省エネ診断を行います。
- ④提案書作成 ③の結果に基づき、省エネコンサルタントが省エネ提案書を作成します。
- ⑤訪問・報告 省エネコンサルタントが再度現地にお伺いし、④の説明と実現に向けたアドバイスを行います。

（申込み・問合せ先）
環境課環境保全係 荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター2階
3802-3111（内線 483）

●利用者の感想（一部）

- ・電灯ではなくエレベーターの動力電力が間違っていたので契約電力を下げる事ができた。
- ・LED 化に伴い電気使用料金が月額 5 万円減額となった。
- ・共用部電気料金にはエレベーター、ポンプ、機械駐車が含まれるが、10 年未満で元が取れる。
- ・ごみ置き場等は人感センサーの取り入れも節電になることを知った。

削減方針 4**協働で取り組む温室効果ガスの削減**

～みんなが「環境区民」として行動しよう～

「脱炭素社会」を実現するためには、区民・事業者・区（行政）が個々の取組を着実に実践するとともに、三者が「私たちが守りたい・創りたい将来のあらかわの姿」を共有の目標とし、「環境区民」として、協働による様々な領域・分野の取組を進めていく必要があります。また、環境を守る文化をつくり、意識を醸成しながら、将来の世代にも「環境区民」としての「まちのつながり」を重んじ、「大切にすること」を伝えていく必要があります。

そのため、「荒川区地球温暖化対策協議会」を主体として、区民や事業者など、地域の様々な担い手の参加を呼びかけ、環境活動を推進していきます。また、環境体験学習機会の拡充、次世代を見据えた環境活動に係る人材育成などを推進していきます。

【施策の方向】

- 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進
- 環境意識の向上・環境教育の充実

また、「協働で取り組む温室効果ガスの削減」は、下記の活動指標に基づいて実施していきます。

『協働で取り組む温室効果ガスの削減』の活動指標

指標項目	活動指標 〈2027（令和9）年度末〉	現状値 〈2019（令和元）年度末〉
環境区民の育成（エコジュニアクラブの延べ参加者数）	累計 420 名	累計 210 名 〈2013（平成25）年度～〉
吸収対策への取組	植樹による吸収対策や荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会の実施するイベントの温室効果ガス排出量をゼロにする	—

4-1 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進

温室効果ガス排出量の削減対策の多くは、区民や事業者などの協働による環境活動に支えられています。

そのため、「環境区民」とその牽引役となる「荒川区地球温暖化対策協議会」の協働体制をより強固なものとしながら、環境活動に参加したことがない区民や事業者の興味を引く活動やイベントの拡充などを通じて、「環境区民」としての力の底上げを図っていきます。

これら3つの基本施策を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	協働による環境活動・イベントの拡充	・地域が実施するイベントに出展するなど、「荒川区地球温暖化対策協議会」の活動を区民・事業者に広くPRします。 ・「荒川区地球温暖化対策協議会」の活動を支援し、創意工夫による自主的な環境活動・イベントの拡充を図ります。 ・子どもから大人まで全ての世代の興味を引き付け、継続的な環境活動のきっかけとなるような、環境活動・イベントの充実を図ります。
② 重点	区民・事業者・環境団体の自主的な活動の支援	・区民や事業者、環境団体が自主的に行う環境活動に対する支援を行います。
③ 重点	森林整備等吸収対策における交流自治体との協働の取組の推進	・CO₂吸収量の増加を図る、カーボン・オフセットの取組として、交流都市や「幸せリーグ」参加自治体との協働による森林整備等の仕組みを検討します。 ・エコジュニアクラブ活動において、森林吸収対策の学習を交流都市と協働して行います。また、森林整備について若者世代を取り入れた取組を推進します。

4-2 環境意識の向上・環境教育の充実

「脱炭素社会」へ転換していくためには、子どもから大人まで全ての世代の環境意識が向上し、省エネルギー行動などが定着していく必要があります。

そのため、小中学校における環境教育や体験学習の機会を拡充し、将来の世代にも「環境区民」としての「まちのつながり」を重んじ、「大切にすること」を伝えていきます。

4つの基本施策のうち、「環境教育・環境学習の充実」を「重点プロジェクト」として設定します。

基本施策		施策の概要
① 重点	環境教育・環境学習の充実	・教育委員会と連携し、小・中学校における環境教育の充実を図ります。 ・子どもから大人まで多くの世代の興味を引き付け、多くの参加者が集う環境体験学習プログラムの立案と参加機会の拡充を図ります。 ・ワークショップ形式による環境学習講座など多彩な体験学習を展開します。 ・あらかわりサイクルセンターを活用し、施設見学会の実施や、小中学校の社会科見学の受け入れなどの普及啓発事業を実施します。
②	環境ボランティア・環境リーダーの育成	・次世代の環境活動をけん引する環境ボランティアや環境リーダーなどの新たな人材育成と確保を図ります。
③	学生向け教育の拡充	・エコジュニアクラブや夏休みエコ教室といった学生向け教育をより充実したものにします。
④	啓発手法の体系化	・年齢層、職業、趣味嗜好などに応じた啓発手法の体系化を行い、それを実践することにより、区民の環境意識の向上を図ります。

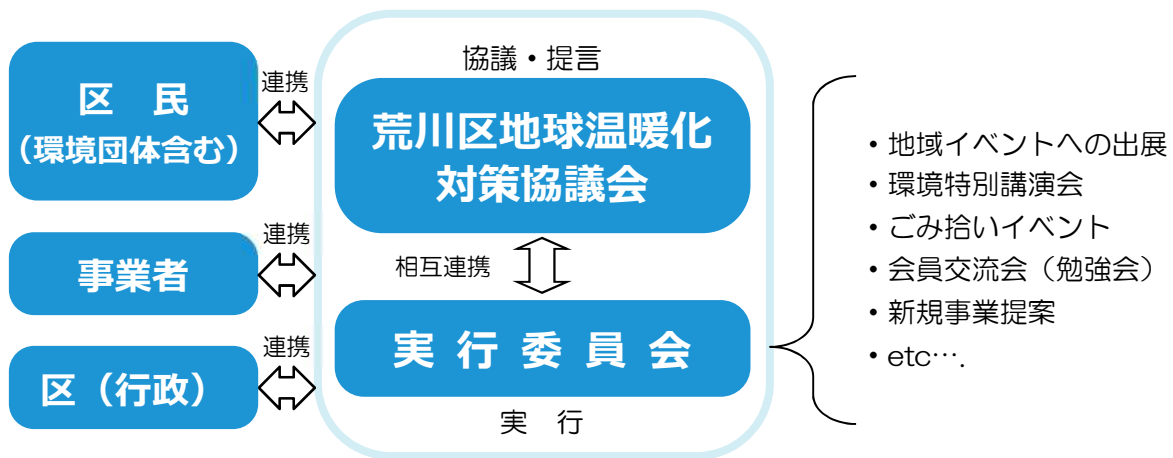
協働で取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】 協働による環境活動・イベントの拡充 区民・事業者・環境団体の自主的な活動の支援

「環境区民」による取組を推進するため、「荒川区地球温暖化対策協議会」の活動を支援し、創意工夫による自主的な環境活動・イベントの拡充を図ります。子どもから大人まで全ての世代の興味を引き付け、継続的な環境活動のきっかけとなるような、環境活動・イベントとしていきます。

また、区民や事業者、環境団体が自主的に行う環境活動に対する支援を行います。

●「荒川区地球温暖化対策協議会」による自主的な環境活動・イベントの拡充



【重点プロジェクト】 森林整備等吸収対策における 交流自治体との協働の取組の検討

CO₂吸収量の増加を図る、カーボン・オフセットの取組として、交流都市や「幸せリーグ」参加自治体との協働による森林整備等の仕組みを検討します。

また、エコジュニアクラブ活動において、森林吸収対策の学習を交流都市と協働して行います。

さらに、森林整備について若者世代を取り入れた取組を検討します。

●エコジュニアクラブの秩父市での活動の様子



協働で取り組む温室効果ガスの削減

【重点プロジェクト】環境教育・環境学習の充実

教育委員会と連携し、小・中学校における環境教育の充実を図ります。

また、「あらかわエコセンター」などで、夏休み期間中の小・中学生を対象にした環境学習講座「夏休みエコ教室」など、多彩な体験学習を展開します。

その他、「あらかわりサイクルセンター」では、資源の中間処理の様子を見学する施設見学会や、リサイクルの工房・教室などを開催します。

●あらかわエコセンター



●夏休みエコ教室の様子



●あらかわりサイクルセンター見学の様子



●夏休みエコ教室の内容（2019（令和元）年）

実施日	内容	参加者
7月26日（金）	ドキドキ夜の親子観察会「セミの羽化 1」	40名
7月29日（月）	汚れた砂浜を救い出せ	37名
7月30日（火）	ドキドキ夜の親子観察会「セミの羽化 2」	30名
7月31日（水）	水素で発電してみよう	17名
8月 2日（金）	ドキドキ夜の親子観察会「セミの羽化 3 エコジュニアクラブ」	37名
8月 5日（月）	空気ので浮いて動くホバークラフトを作ろう	38名
8月 6日（火）	ペンギンとひなたたちの暮らし	35名
8月 8日（木）	自分だけのカブトムシを作ろう	34名
8月16日（金）	未来の天気予報&雲図鑑作り	63名
8月23日（金）	動物たちの生きる知恵	38名
8月26日（月）	みるく教室「牛からのおくりもの」	35名
8月27日（火）	容器文化ミュージアム親子見学会	25名
8月28日（水）	星砂探しと星座絵作り	27名
計	13 テーマ	446名

第7章 気候変動による影響への適応策

第7章 気候変動による影響への適応策

1. 影響の分野と適応策

地球温暖化の進行によって様々な異常気象が観測されるようになり、私たちの生活にも影響が及ぶようになりました。

2018（平成 30）年に閣議決定された「気候変動適応計画」では、下記のように食糧危機や希少な動植物の絶滅、自然災害、産業・経済活動への影響など、様々な分野に影響が及ぶことを指摘しています。

そのため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」にこれまで以上に取り組んでいくことはもちろんですが、併せてそれぞれの分野において、被害を回避・軽減する「適応」にも取り組んでいくことが重要です。

●気候変動による影響の7分野と適応策の例

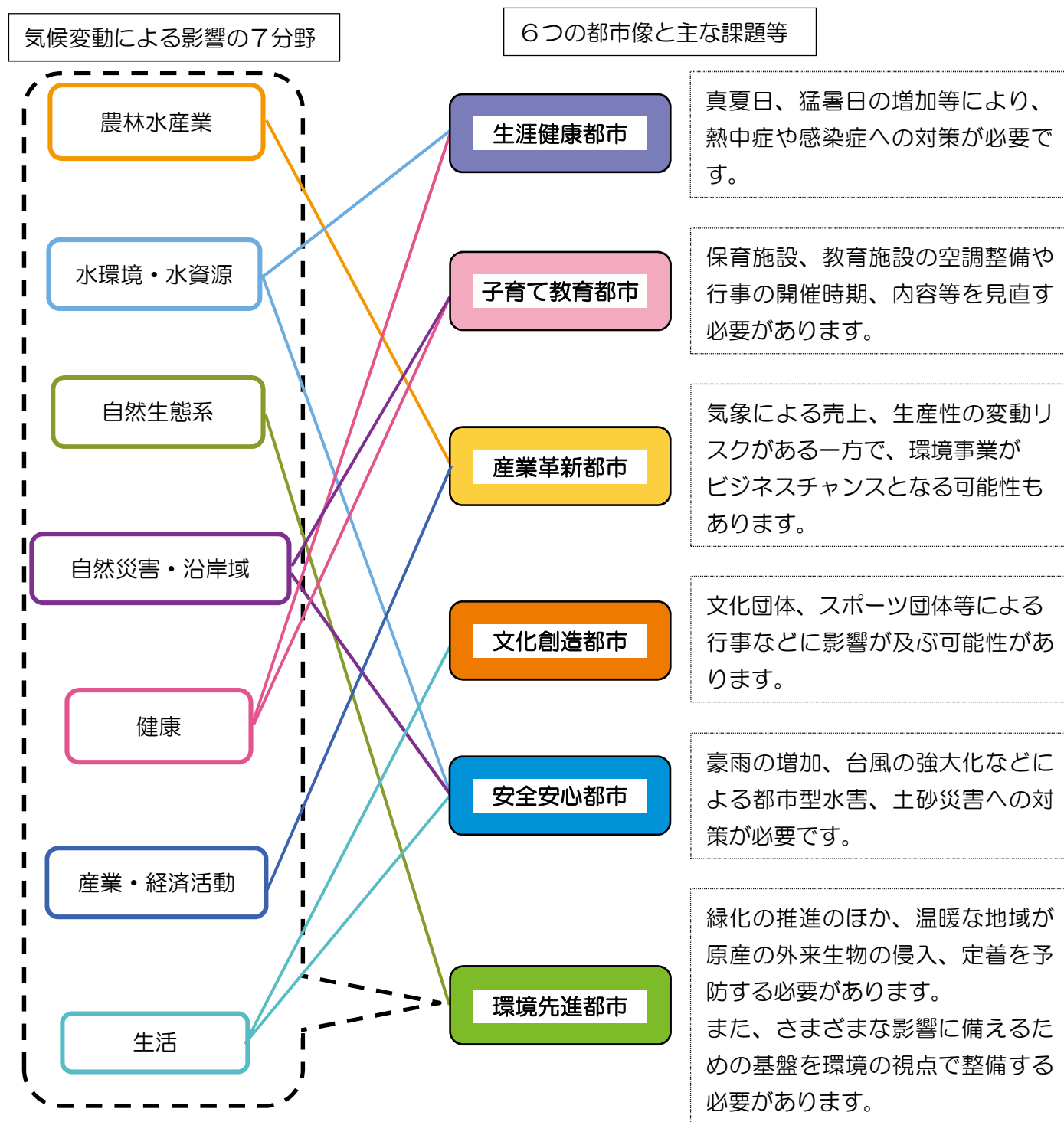


出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

2. 荒川区における適応策の抽出

前項に示した気候変動による影響の7分野に沿って、荒川区における適応策を抽出しました。

抽出に当たっては、荒川区役所関係課を対象にしたアンケート調査により、気候変動による事務事業への影響を把握するとともに、2007（平成19）年に策定した「荒川区基本構想」で示した6つの都市像（生涯健康都市、子育て教育都市、産業革新都市、環境先進都市、文化創造都市、安全安心都市）の視点で整理しました。

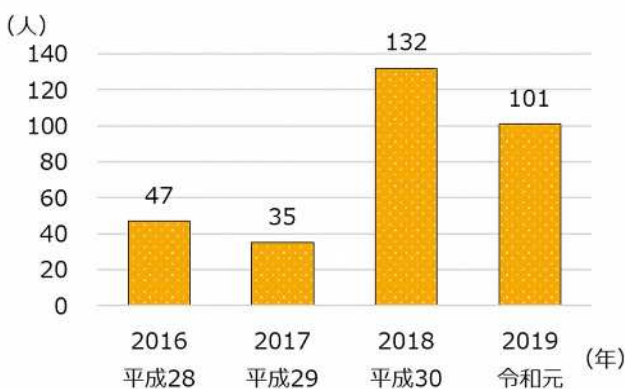


(1) 生涯健康都市

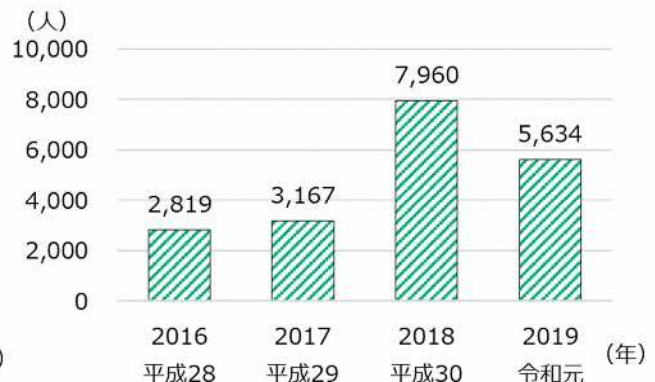
第2章で示したとおり、東京都では真夏日が増加傾向にあります。また、近年の夏季（6～9月）の熱中症患者数も増加傾向にあり、熱中症の予防対策を進める必要があります。

さらに、気温の上昇や降水パターンの変化などにより、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布領域が変化する可能性があります。例えば、2014（平成26）年には、代々木公園を中心とした都内でデング熱の感染者が確認され、話題となりました。デング熱などを媒介する蚊などの分布域の変化に注視するとともに、発生抑制に努める必要があります。

●荒川区の熱中症患者数の変化



●東京都の熱中症患者数の変化



※：東京消防庁管内（稲城市、島しょ地域を除く東京都）の患者数

資料：東京消防庁 HP をもとに作成

(2) 子育て教育都市

真夏日や猛暑日の増加などにより、熱中症のリスクがより大きくなる可能性があるため、荒川区内の小学校では全教室にエアコンを導入しています。今後さらに、ヒートアイランド現象の緩和などの「ハード対策」と、施設の利用時間やイベントの開催時期、時間の変更、注意喚起などの「ソフト対策」の両面を進める必要があります。

(3) 産業革新都市

今後、豪雨の増加、台風の強大化などにより、企業の事業継続に対するリスクが増加する可能性があります。また、製造業や商業では、気象により売上や生産性が変動するものもあります。

一方で、気候変動への適応を含む環境事業がビジネスチャンスとなる場合もあります。そのため、今後、豪雨の増加や台風の強大化、気温の上昇、降水パターンの変化とそれによる影響に注視する必要があります。

(4) 文化創造都市

今後、豪雨の増加、台風の強大化などにより、交通や情報システムネットワークなどのインフラ・ライフラインなどに影響が及ぶ可能性があります。また、サクラの開花やカエデの紅葉などの時期が変化することにより、行事などに影響が及ぶ可能性があります。そのため、様々な機関と連携しながらこのような影響に注視する必要があります。

(5) 安全安心都市

荒川の堤防が決壊した場合、その場所や規模によっては、多くの地域で浸水する可能性があります。また、西日暮里駅付近には、土砂災害の発生により住民の生命または身体に危害が生じる恐れがある「土砂災害警戒区域」があります。

今後、豪雨の増加や台風の強大化などにより、このようなリスクがより大きくなる可能性があるため、東京都などと連携した河川改修などの「ハード対策」と、防災訓練や早期避難などの「ソフト対策」の両面を進める必要があります。また、都市型水害の抑制のため、雨水の貯留・浸水対策を進める必要があります。

さらに、今後、年降水量や季別降水量の年変動が大きくなり、荒川区の水道水源となっている江戸川で渇水（給水制限）が増加する可能性があります。また、気温の上昇などの影響も加わり、水質や水需要などの影響も懸念されます。そのため、東京都水道局などと連携しながら、このような影響に注視する必要があります。

(6) 環境先進都市

限られたスペースを有効に活用して、緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化等を進める必要があります。また、今後の気温の上昇や降水パターンの変化などにより、動植物の分布域が変化する可能性があります。例えば、2017（平成29）年に荒川区内でも確認されたセアカゴケグモは、温暖な地域が原産の外来生物であり、このような動植物の侵入、定着率の変化などに注視する必要があります。

さらに、「環境先進都市」はその他5つの都市像を実現するうえで重要な基盤であり、さまざまな影響に備えるための基盤を環境の視点で整備する必要があります。

(7) 全般

① 最新の科学的知見、技術に基づく適応策

気候変動とそれに伴う影響の将来予測などの科学的知見は、調査研究などの進展の状況に応じて日進月歩で更新されます。また、防災対策や暑熱対策など多くの適応の分野でも、日々新しい技術が開発され取り入れられていきます。このような、最新の科学的知見、技術を踏まえて適応策を推進する必要があります。

② マルチベネフィットやトレードオフを考慮した適応策

気候変動による影響は様々な分野に及びます。そのため、適応策はそれぞれの影響に対して個々に検討するのではなく、分野横断的な視点で検討することが重要です。

たとえば、自然環境が持っている多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」という考え方があります。この考えに基づけば、緑地の整備により雨水の貯留・浸透対策、ヒートアイランド対策など複数の分野での適応を同時に進めながら、生物の生息・生育場所の創出、健康・レクリエーション機能の向上など、その他の分野も含めたマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）に繋げることができます。

一方で、熱中症を防止するためのエアコンの使用は温室効果ガスの排出に繋がるなど、トレードオフ（一方を追求するともう一方を犠牲にしなければならないという、二律背反の状態）の関係にある適応策もあります。

このように、マルチベネフィットやトレードオフを考慮してあらゆる施策の全体最適化を行うことが重要です。

③ 啓発

適応策には、防災対策や暑熱対策など、区民や事業者の一人ひとりが気候変動の影響とそれに対する対応を理解し、実践することが不可欠な分野も多くみられます。そのため、気候変動とそれに伴う影響の将来予測や必要な適応策について、情報発信し啓発する必要があります。

参考

グリーンインフラ

近年は、少子高齢化や社会資本の老朽化、集中豪雨、ヒートアイランド現象など、複数の地域課題への統合的な対策が求められています。これらの課題に対し、自然環境が持っている多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」という考え方が注目されています。

例えば、公園緑地を整備すると、健康・レクリエーションの場となるとともに、生物の生息・生育場所が創出されます。また、雨水の貯留・浸透による防災・減災や下水道施設の負担軽減、植物の蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和など、様々な課題解決が期待できます。

●海外のグリーンインフラの事例

米国事例	＜ポートランドの取組＞	欧州事例	＜自然環境の保全＞
	高層ビルの屋上緑化 雨水管理だけでなく、屋根を保護する効果なども期待されている。		良質な生態系保全のための空き地の活用
	Green Street 道路沿いの緑地の緑石を一部空けて、緑地内に雨水を流し込む仕組みになっている。		都市近郊の河川 連続した生物の生息地のために重要

出典：国土交通省 HP「グリーンインフラポータルサイト」

3. 適応策の体系

前項を踏まえると、気候変動による影響の7分野すべてにおいて、今後の影響に注視する必要があります。その中でも、緊急性・重要性の高い4分野について、適応策を検討しました。

荒川区の気候変動への「適応方針」、「施策の方向」、「基本施策」は、下記のとおりです。マルチベネフィットやトレードオフも考慮して施策を推進していきます。

適応方針	施策の方向	基本施策
適応方針1 自然災害への適応 ～豪雨の増加、台風の 強化に備えよう～	1-1 風水害に備える体制、 設備などの強化	・緊急避難場所の確保 ・体制の強化、手順の明確化 ・町会・自治会との連携の強化 ・水害時における電力の確保
	1-2 雨水の貯留・浸透対 策の推進	◇雨水貯留水槽の設置 ◇保水性舗装や透水性舗装の拡大
	1-3 風水害に対する意識 啓発の推進	・風水害に関する情報発信 ・防災講和等の開催
適応方針2 暑熱への適応 ～真夏日、猛暑日の 増加に備えよう～	2-1 ヒートアイランド対 策の推進	◇緑化の推進 ◇保水性舗装や透水性舗装の拡大
	2-2 熱中症予防の推進	◇街なか避暑地の開催 ・区有施設やイベントでの熱中症 対策の推進
	2-3 熱中症に対する意識 啓発の推進	・暑熱、熱中症に関する情報発信
適応方針3 感染症等への適応 ～感染症等の リスク増加に備えよう～	3-1 感染症を媒介する生 き物に対する発生抑 制の推進	・昆虫成長制御剤（ボウフラ駆除 剤）の投入 ◇害獣対策の推進
	3-2 感染症に対する意識 啓発の推進	・感染症の傾向や予防に関する情 報発信
適応方針4 自助・共助・公助で 取り組む適応 ～一人ひとりが 気候変動に備えよう～	4-1 気候変動への適応に 関する意識啓発の推 進	◇気候変動による影響や適応に関 する情報発信 ◇環境関連施設、イベントでの啓 発の推進

※ ◇は、特にマルチベネフィットやトレードオフを考慮する必要がある施策

●特にマルチベネフィットやトレードオフを考慮する必要がある施策

適応方針	基本施策	マルチベネフィット（○）とトレードオフ（△）の視点
1 自然災害 への適応	雨水貯留水槽の設置	○雑用水や消火用水としての活用が期待できる。 △蚊の発生に注意が必要である。
	保水性舗装や透水性舗装の拡大	○ヒートアイランド対策としての効果が期待できる。
2 暑熱への 適応	緑化の推進	○雨水の貯留・浸透対策、生物の生息・生育場所の創出、 健康・レクリエーション機能の向上などが期待できる。
	保水性舗装や透水性舗装の拡大	○雨水の貯留・浸透対策としての効果が期待できる。
	街なか避暑地の開催	○家庭でのエネルギー消費量の削減が期待できる。 △施設でのエネルギー消費量が増加して家庭での削減分を 打ち消す場合もあるため、運用方法に注意が必要である。
3 感染症等 への適応	害獣対策の推進	○家屋などへの被害防止や外来種対策としての効果が 期待できる。
4 自助・共 助・公助で 取り組む適 応	気候変動による影響や適応 に関する情報発信	○緩和策と適応策を併せて啓発することで、温室効果 ガスの排出削減に繋がるのが期待できる。
	環境関連施設、イベントで の啓発の推進	△緩和策を軽視していると受け取られないような説 明をする必要があることに注意が必要である。

4. 適応の基本施策

適応方針 1

自然災害への適応

～豪雨の増加、台風の強大化に備えよう～

今後、豪雨の増加、台風の強大化などにより、風水害のリスクがより大きくなる可能性があるため、東京都などと連携した河川改修などの「ハード対策」と、防災訓練や早期避難などの「ソフト対策」の両面を推進していきます。また、都市型水害の抑制のため、雨水の貯留・浸透対策を推進していきます。さらに、区民や事業者の一人ひとりが災害時に適切に対応できるように、風水害に関する情報発信などを推進していきます。

このような風水害への対応は、2018(平成30)年に修正した「荒川区地域防災計画」、2020(令和2)年に策定した「荒川区風水害対応方針」に示しています。今後、より大きくなるリスクに対応できるように、適宜、これらの計画・方針を修正していきます。

施策の方向		基本施策	施策の概要
1-1	風水害に備える体制、設備などの強化	① 緊急避難場所の確保	- 区では、水害時に緊急的に垂直避難することができる民間施設を「災害時地域貢献建築物」として認定しています。 - 今後も引き続き民間施設へ働きかけ「災害時地域貢献建築物」の確保を図ります。
		② 体制の強化、手順の明確化	- 風水害時に、区民に対して迅速に情報提供を行えるように体制を強化します。 - 風水害時に、的確な活動を行うための手順を明確化します。
		③ 町会・自治会との連携の強化	風水害時に、区民が適時、正確な情報を収集し、適切に避難行動等をとれるような体制を、町会・自治会と連携して検討します。
		④ 水害時における電力の確保	非常用自家発電機、蓄電池の導入、ソーラー発電機、カセットガス式発電機等の活用により、電力確保手段の多重化を図ります。
1-2	雨水の貯留・浸透対策の推進	① 雨水貯留水槽の設置	- 区では、ふれあい館などの施設に雨水貯留水槽を設置し、雨水の流出抑制を図っています。 - 今後も引き続き関係機関と連携し、新たな施設建設等に合わせて整備を推進します。 - エコ助成制度を活用し、住宅等における雨水貯水槽の導入を促進します。
		② 保水性舗装や透水性舗装の拡大	区道で保水性舗装や透水性舗装を拡大し、雨水の流出抑制を図ります。
1-3	風水害に対する意識啓発の推進※1	① 風水害に関する情報発信	ハザードマップの配布や区報、ホームページ、防災アプリ等による周知、電柱等への浸水深の掲示などにより、風水害に関する情報を発信し、区民の意識向上を図ります。
		② 防災講和等の開催	防災講話等を開催し、区民が迅速に避難行動を取れるよう、避難場所や避難方法などを周知します。

※1：マイ・タイムラインの作成、自主的な広域避難、7日間分以上の備蓄などを啓発していく。

※2：風水害対策の詳細は「荒川区地域防災計画」、「荒川区風水害対応方針」を参照。

※3：河川改修などのハード対策は、東京都と連携して推進する。

適応方針 2

暑熱への適応

～真夏日、猛暑日の増加に備えよう～

今後、真夏日、猛暑日の増加などにより、熱中症のリスクがより大きくなる可能性があるため、ヒートアイランド現象の緩和などの「ハード対策」と、施設の利用時間やイベントの開催時期、時間の変更、注意喚起などの「ソフト対策」の両面を推進していきます。

また、区民や事業者の一人ひとりが熱中症を予防できるように、暑熱や熱中症に関する情報発信などを推進していきます。

施策の方向		基本施策		施策の概要
2-1	ヒートアイランド対策の推進	①	緑化の推進	・区有施設をはじめ、住宅、商店街などにおける緑のカーテンの設置を促進します。 ・屋上緑化、壁面緑化の整備を促進します。 ・「荒川区花と緑の基本計画」に基づき、公園、児童遊園の計画的な整備を図ります。
		②	保水性舗装や透水性舗装の拡大	・区道で保水性舗装や透水性舗装を拡大し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
2-2	熱中症予防の推進	①	街なか避暑地の開催	・街なかでの熱中症を防ぐため、区と事業者が協働して、休憩スポットとなる「街なか避暑地」を開催します。
		②	区有施設やイベントでの熱中症対策の推進	・区有施設での熱中症を防止するため、夏季の利用制限の検討やアナウンス、ポスターなどによる注意喚起などを推進します。 ・イベントでの熱中症を防止するため、夏季の開催時期、時間、内容の変更や注意喚起などを推進します。
2-3	熱中症に対する意識啓発の推進	①	暑熱、熱中症に関する情報発信	・区報、ホームページなどで暑熱や熱中症に関する情報を発信し、区民の意識向上を図ります。

参考 荒川区花と緑の基本計画

荒川区では、「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向け、花や緑を通して、幸せを感じることができるまちを築いていくため、2009（平成21）年に「荒川区花と緑の基本計画」を策定しました。

このなかで、植物は気温の調節によるヒートアイランド現象の緩和や冷暖房等のエネルギー消費の削減に繋がるものとして位置づけ、接道部・公共施設・学校や幼稚園・民間施設・道路・鉄道等での緑化を推進しています。

適応方針 3

感染症等への適応

～感染症等のリスク増加に備えよう～

今後、気温の上昇や降水パターンの変化などにより、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布領域が変化する可能性があるため、これらの発生抑制などを推進していきます。

また、区民や事業者の一人ひとりが感染症を予防できるように、感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進していきます。

施策の方向		基本施策		施策の概要
3-1	感染症を媒介する生き物に対する発生抑制の推進	①	昆虫成長制御剤（ボウフラ駆除剤）の投入	・区有施設のほか、町会・自治会の協力により、雨水枡へ昆虫成長制御剤（ボウフラ駆除剤）を投入し、蚊の発生防止を図ります。
		②	害獣対策の推進	・感染症を媒介する可能性がある害獣等の対策を推進します。
3-2	感染症に対する意識啓発の推進	①	感染症の傾向や予防に関する情報発信	・区報、ホームページなどで感染症の傾向や予防に関する情報を発信し、区民の意識向上を図ります。

適応方針 4

自助・共助・公助で取り組む適応

～一人ひとりが気候変動に備えよう～

適応策には、防災対策や暑熱対策など、区民や事業者の一人ひとりが気候変動の影響とそれに対する対応を理解し、実践することが不可欠な分野も多くみられます。

そのため、気候変動とそれに伴う影響の将来予測や必要な適応策の情報発信、環境関連施設等、イベントでの啓発を推進していきます。

施策の方向		基本施策		施策の概要
4-1	気候変動への適応に関する意識啓発の推進	①	気候変動による影響や適応に関する情報発信	・区報、ホームページなどで気候変動とそれに伴う影響の将来予測や必要な適応策などの情報を発信し、区民の意識向上を図ります。
		②	環境関連施設等、イベントでの啓発の推進	・公共施設での環境教育等で気候変動による影響の将来予測や必要な適応策についての啓発を行い、区民の意識向上を図ります。 ・「環境・清掃フェアあらかわ」や「エコフェスタ」などで、気候変動による影響や適応に関する展示などを行い、区民の意識向上を図ります。

第8章 計画の推進に向けて🌱

（１）荒川区地球温暖化対策協議会

「荒川区地球温暖化対策協議会」は、地球温暖化対策を推進し「低炭素社会」への転換を図るために、2009（平成 21）年 6 月に「荒川区低炭素地域づくり協議会」として設立しました。その後、2020（令和 2）年 8 月に「荒川区地球温暖化対策協議会」に改称しています。

この協議会を中心に、荒川区の地域特性に即した地球温暖化対策を検討し、区民・事業者・区（行政）等が協働による取組を推進してきました。今後は、この協議会において、「低炭素社会」から「脱炭素社会」へ転換していくための取組を検討していきます。

協議会開催方法については新型コロナウイルス感染症対策に則り、ウェブ開催等も視野に入れて検討します。

（２）荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会

「荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会」は、協働による取組をさらに推進するために、2014（平成 26）年に「荒川区低炭素地域づくり協議会実行委員会」として設置しました。その後、2020（令和 2）年 8 月に「荒川区地球温暖化対策協議会実行委員会」に改称しています。

荒川区の地域特性に即した地球温暖化対策に関する協議会活動について提案を行うほか、事業計画及び予算を作成し、協議会の承認を受けた事業の運営、実施を担います。

少人数での事業開催や複数回の開催といった工夫をしながら、区民・事業所に向けたイベント運営を行います。

（３）環境先進都市推進本部

荒川区環境先進都市推進本部は、環境施策を区職員一丸となって推進するために、2007（平成 19）年 7 月に設置しました。

この組織は、区長を本部長とし、副区長、教育長及び各部長で構成されています。また、下部組織として、課長級の幹事会を設置しているほか、各課に推進員を配置しています。行政組織の枠を超え、先進的な環境施策の推進や広範なセクションに及ぶ環境施策を推進する役割を担います。

（４）環境審議会

環境審議会は、荒川区環境基本条例及び荒川区環境審議会規則の規定に基づき、今後の環境行政を進める上で重要な議論を行うために、2009（平成 21）年 9 月に設置しました。

区長の附属機関であり、学識経験者、区議会議員、区民、事業者、関係行政機関、区職員で構成されています。

本計画の上位計画である「荒川区環境基本計画」の進捗確認や、計画推進のための助言を行います。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、荒川区及び地球温暖化対策協議会を中心に行います。PDCAサイクルを三次元的に行うことにより、毎年度サイクルを回しながら脱炭素化と気候変動適応への取組を推進していきます。

（１）計画の策定・実施内容の決定（プラン：Plan）

本計画の内容、実施内容の見直しを踏まえ、毎年度の実施内容を決定します。推進にあたっては、国や東京都の補助事業などの活用も検討していきます。

（２）施策等の実施（ドゥー：Do）

年度の実施内容に基づき、基本施策・重点プロジェクトを推進します。

実施主体が複数になる場合には、連携の仕組みを構築し、基本施策・重点プロジェクトを実施していきます。

実施に当たっては、町会等の組織や、各種環境団体など区民・事業者における関連団体と荒川区地球温暖化対策協議会・区との連携関係を築いていきます。

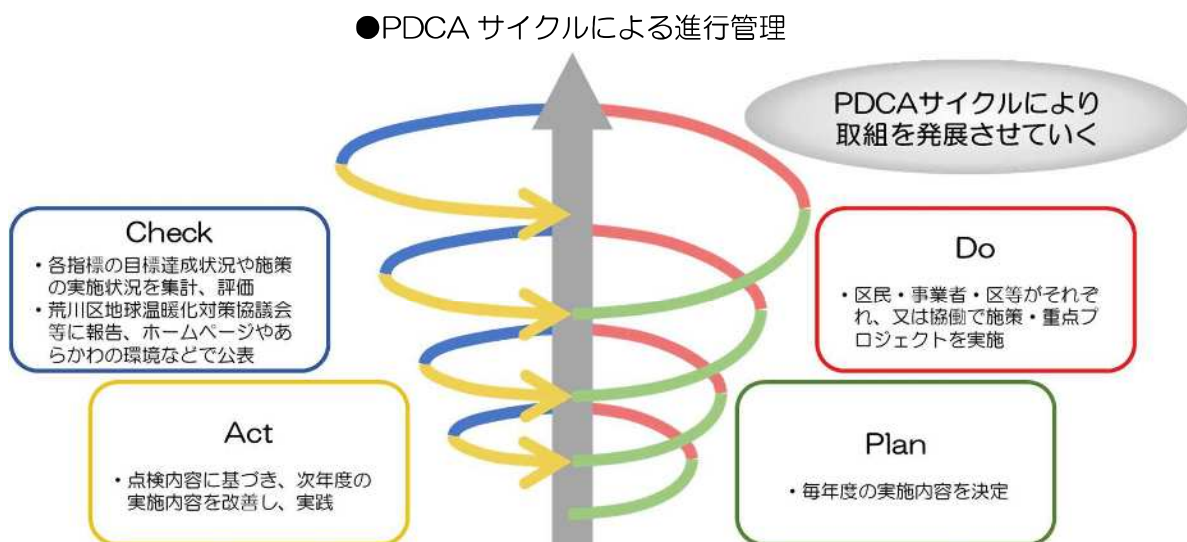
また、荒川区役所庁内では、庁内の連携組織である「環境先進都市推進本部」を活用し、施策を推進します。

（３）点検（チェック：Check）

各指標の目標達成状況や施策の実施状況を定期的に取りまとめします。また、取りまとめた結果は、荒川区地球温暖化対策協議会等に報告し、ホームページやあらかわの環境などで公表します。

（４）改善・実践（アクト：Act）

点検結果に基づき、また、国や都の動向も踏まえ、次年度の実施内容などを改善し、実践します。



3. 環境区民による計画推進

2019（令和元）年12月から始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、区民の生活や働き方に大きな変化と甚大な影響をもたらしました。

こうした状況の中、「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」の実現には、経済活動のデジタル化やグリーン化の推進といった世界的な課題を見据えつつ、荒川区は基礎的自治体として、区民の日々の暮らしや事業活動に軸足を置いた施策を着実に実行することが重要です。

そのため、荒川区では区民生活に根差した区政のあらゆる分野からのアプローチが不可欠なことから、区民・事業者・区（行政）の「環境区民」がー丸となって脱炭素化と気候変動適応への取組を推進します。

●環境区民のイメージ

